

第 10 期大江町老人福祉計画
第 9 期大江町介護保険事業計画

令和 6 年度～令和 8 年度

令和 6 年 3 月

大 江 町

目 次

第1章 基本的な考え方.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
(1) 計画策定の背景.....	1
(2) 計画策定の必要性.....	2
2. 計画の位置付け.....	3
(1) 法的位置付け.....	3
(2) 計画の性格.....	3
(3) 他の計画との調和.....	3
(4) 関連計画との関係.....	4
3. 計画の期間.....	5
4. 計画の策定体制.....	5
(1) 大江町老人福祉計画及び介護保険事業計画策定協議会.....	5
(2) アンケート調査の実施.....	6
5. 参考：国の第9期計画の基本指針について.....	7
(1) 基本的考え方.....	7
(2) 見直しのポイント（案）.....	7
6. 参考：介護保険制度の改正概要.....	9
(1) 介護情報基盤の整備.....	9
(2) 介護サービス事業者の財務状況等の見える化.....	9
(3) 介護サービス事業所等における生産性の向上※に資する取組に係る努力義務.....	9
(4) 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化.....	10
(5) 地域包括支援センターの体制整備等.....	10
7. 参考：共生社会の実現を推進するための認知症基本法の概要.....	11
(1) 目的.....	11
(2) 国・地方公共団体等の責務等.....	11
(3) 認知症施策推進基本計画等.....	11
第2章 本町の現状と課題.....	12
1. 高齢者を取り巻く状況.....	12
(1) 人口の状況.....	12
(2) 世帯の状況.....	18
(3) 高齢者の状況.....	20
(4) 人口動態.....	26
2. 介護保険事業等の状況.....	27
(1) 被保険者の状況.....	27
(2) 要支援・要介護認定者の状況.....	28
(3) 介護サービスの状況.....	30
(4) 介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業の状況.....	33
(5) 包括的支援事業の状況.....	34
(6) 任意事業の状況.....	34
(7) 指定介護予防支援事業の状況.....	35
3. アンケート調査結果からみた課題・方向性.....	36
(1) 介護予防・日常生活圏域二エズ調査の概要.....	36

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（抜粋）	37
(3) 在宅介護実態調査の概要	44
(4) 在宅介護実態調査結果（抜粋）	45
(5) 調査結果のまとめ	48
第3章 計画の基本的方向	50
1. 基本理念	50
2. 基本目標	51
3. 日常生活圏域の設定	52
4. 施策の体系	53
第4章 施策の展開	54
1. 基本目標1：生涯にわたる健康づくりの推進	54
(1) 健康づくりの推進	54
(2) 積極的な社会参加の促進	56
(3) 介護予防の総合的な推進	57
(4) 在宅医療・介護連携の推進	59
2. 基本目標2：認知症高齢者対策の総合的な推進	62
3. 基本目標3：ともに支えあう地域づくりの推進	65
(1) 日常生活の支援の推進	65
(2) 安全・安心な暮らしの確保	69
(3) 支えあいのネットワークの構築	73
(4) 地域包括ケアシステムの深化・推進	74
4. 基本目標4：介護保険サービスの推進	77
(1) 介護サービス基盤の整備の促進	78
(2) 居宅サービスの推進	78
(3) 地域密着型サービス	83
(4) 施設サービス	84
(5) 地域支援事業	85
5. 基本目標5：福祉を支える基盤の整備	93
(1) 福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援	93
(2) サービスの質の向上に向けた取組	94
(3) 介護保険事業の適正な運営	96
第5章 介護保険料について	100
1. 給付費・介護保険料算出の考え方	100
2. 給付費の見込み	101
(1) 介護予防サービスの利用実績・見込量	101
(2) 介護サービスの利用実績・見込量	102
(3) 総給付費の推計	104
3. 介護保険料の算定	105
(1) 事業費の見込み	105
(2) 所得段階別保険料	110
第6章 計画の推進にあたって	111
1. 推進体制	111
(1) 役割分担の明確化	111
(2) 一体的な保健福祉サービスの提供体制の整備	111
2. 進行管理	113

（１）計画の進行管理体制.....	113
（２）計画の実施状況の公表.....	113
（３）計画の普及・啓発.....	113
資 料.....	114

第1章 基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

我が国の高齢化率は、令和5年3月1日現在で 29.0%（総務省統計局）と国民の約 3.5 人に 1 人が高齢者となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口〔令和5年推計・中位推計〕では、高齢化率は団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となる令和 22 年（2040 年）には 34.8%になると推計されており、今後も高齢化の進行の著しさが予測されています。

さらに、令和7年（2025 年）以降は、現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が大きな課題になると考えられ、高齢化の進展に加え、世帯構造の変化が並行して進み、令和 22 年（2040 年）に向けて、介護サービス需要がさらに増加・多様化していくことが予想されます。

一方、身体面における高齢者の体力指標の向上や社会参加活動への参加希望層等の増加傾向など、従来とは異なる高齢者像も現れてきていることから、令和 22 年（2040 年）を展望すると、介護サービス需要に応える基盤整備を着実に進め、高齢者が地域とのつながりを保ちながら生活を継続する基盤づくりが重要になるものと思われます。

より多くの高齢者が様々な活動に参画することで、地域のつながり強化及び地域活力の維持・向上に寄与することが期待され、高齢者が地域とのつながりを保ちながら生活を継続する基盤づくりに結びつくと考えられることから、介護保険制度の充実にとって、高齢者の健康づくりと介護予防の推進の重要性がより一層高まるものと思われます。

山形県の高齢化率は令和4年 10 月 1 日現在で 34.8%（山形県社会的移動人口調査結果報告書）と、全国平均 29.1%よりも高く、本町の高齢化率は 40.3%（住民基本台帳）と、県の高齢化率を上回る水準となっています。

このため、国が想定するよりも速いペースで、高齢化の進展、現役世代の減少、世帯構造の変化、介護サービス需要の多様化などの変化が進行していくことも考えられます。

こうした背景のもと、高齢化や核家族化の進行により 1 人暮らし高齢者の増加とあわせて認知症高齢者の増加も懸念され、住民、事業者、行政等の協働による「地域力」で高齢者の生活を支援することが、さらに重要となってきています。

(2) 計画策定の必要性

国は、医療・介護など社会保障の改革の道筋を示すため、平成 25 年（2013 年）に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（プログラム法）」を制定し、以降、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保を図るための介護保険法等の改正を行っています。

平成 30 年（2018 年）に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されることを目指し、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」という大きな方向性が示されています。

特に「地域包括ケアシステムの深化・推進」について、「自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進」、「医療・介護の連携の推進」、「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」といった方向性が示されました。これにより、これまで以上に市町村が保険者としての機能を強化し、要介護度改善に向けた具体的な成果を上げることや医療と介護のさらなる連携を図るとともに、福祉的なサポートを必要とする人を、地域住民と行政が協働し、互いに支えあっていく地域共生の仕組みをつくることが求められています。

そのため、本町においても、本計画期間内であり団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）を見据え、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「生活支援・介護予防の基盤整備」、「総合的な認知症施策の推進」、「在宅医療・介護連携の強化」、「地域ケア会議の推進」の 5 つの施策を重点的取組事項とした「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、基盤整備を進めてきました。

高齢化のさらなる進行等による社会情勢の変化やこれに伴う国の制度改正等を見据えながら、高齢者が安心して暮らせる地域社会を目指して、今後も、高齢者の抱える多様な課題やニーズに対応し、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、互いに支え合う「自助・共助・公助」の考え方に立った、地域全体で支え合う仕組みづくりとなる「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが重要となります。

そこで、本町における高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示し、各事業の安定的運営を目的として、第 8 期計画に引き続き、令和 7 年（2025 年）及び令和 22 年（2040 年）といった中長期を見据えた計画と位置付けて「第 10 期大江町老人福祉計画・第 9 期大江町介護保険事業計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

【老人福祉法 第20条の8第1項】
市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
【介護保険法 第117条第1項】
市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の性格

① 老人福祉計画

「老人福祉計画」は、すべての高齢者を対象とした健康づくり、生きがいづくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る福祉施策全般を範囲とする計画です。

② 介護保険事業計画

「介護保険事業計画」は、要介護等認定者ができる限り住み慣れた地域で、安心して生活することができるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめたものです。

(3) 他の計画との調和

① 大江町総合計画との整合性

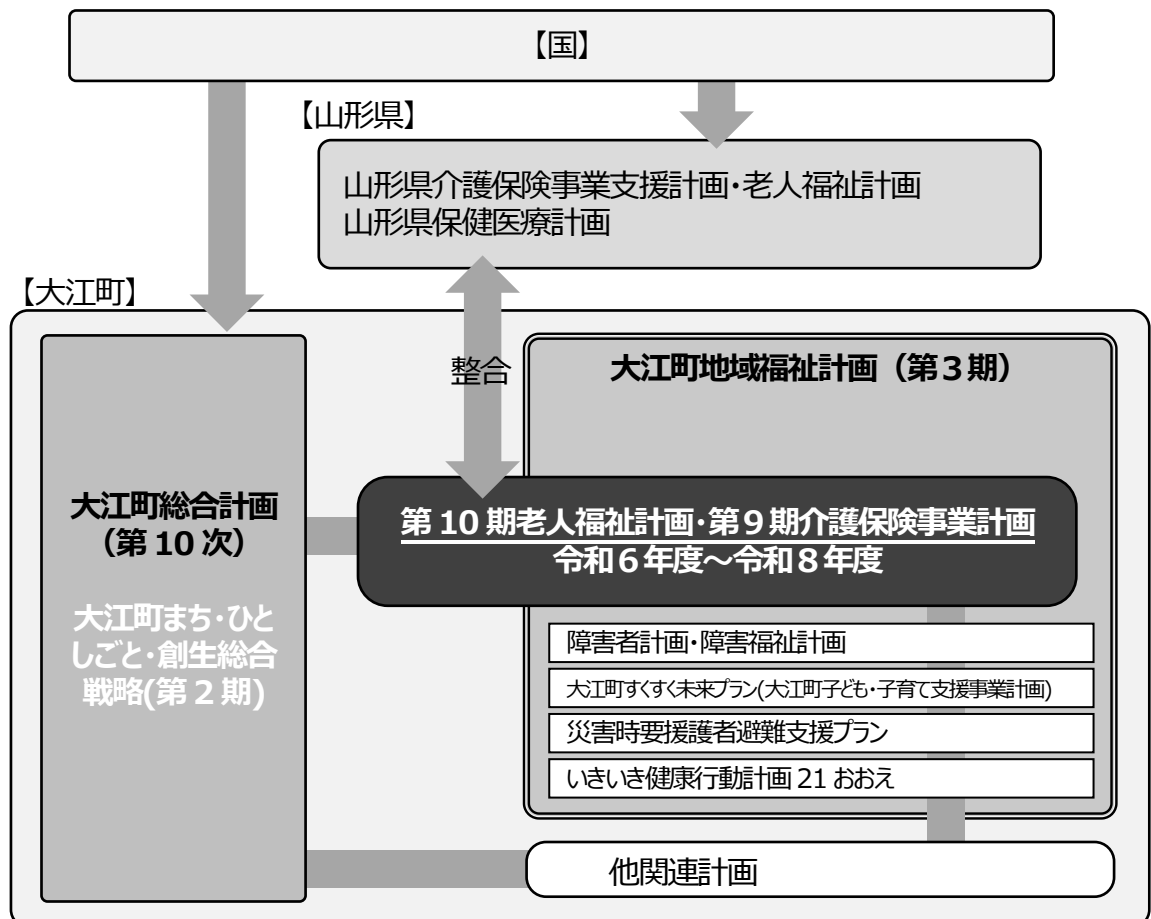
大江町総合計画（第 10 次）は、本町における分野別計画の上位に位置する最上位計画となっており、「ちょうどいい 幸せ感じるまち」を将来像とし、“一人ひとりがまちのづくり手であることの「自覚」”、“一人ひとりがお互いを認め合い共に支え合う「協働」”、“一人ひとりが課題解決に向けて創造性豊かに「行動」”という 3 つの基本理念のもと、「歴史を紡ぎ未来を拓く“まちびと”づくりの実現」、「誰もが住み続けたいと思える、安心な“暮らし”と豊かな地域社会の実現」、「次世代につながる大江町らしい“生業”の創造と進化の実現」の 3 つの基本目標を掲げて将来像の実現に向けて取り組んでいます。

② 大江町地域福祉計画との整合性

大江町地域福祉計画は本町の福祉分野の取組に関する上位計画であり、「地域での支え合い・助け合いを大切に、安全・安心に暮らせる社会を築こう」を基本方針として、「福祉サービスの適切な利用の推進」、「住民主体による地域づくり推進のための条件整備」、「住民の支え合いによる地域づくり」の3つの重点施策に沿って地域福祉の推進に取り組んでいます。

(4) 関連計画との関係

本計画は、本町における最上位計画である「大江町総合計画（第10次）」や、福祉分野の上位計画である「大江町地域福祉計画（第3期）」に掲げられた高齢者福祉の方向性を踏まえるとともに、国の方針や県の介護保険事業支援計画・老人福祉計画、保健医療計画、関連する本町の個別計画等と整合性のある計画として策定します。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024 年度）から令和8年度（2026 年度）までの3か年とします。

なお、この計画は、高齢者の生活実態や社会情勢の変化、介護保険料の改定等に対応するため、3か年ごとに見直し改定するものです。

また、本計画は、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025 年度）度と団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となる令和 22 年度（2040 年度）を見据えた計画とすることが求められているため、計画の基礎となる人口や要支援・要介護認定者数のほか、サービス水準や給付費、保険料水準についても令和 22 年度（2040 年度）までの水準を検証しながら推計するものとし、本町のサービスの方向性や基盤整備、生活支援サービスの整備等を踏まえながら、令和6年度（2024 年度）からの3年間の取組として、介護保険サービス量（目標量）等の設定を行います。

【計画の期間】



4. 計画の策定体制

（1）大江町老人福祉計画及び介護保険事業計画策定協議会

本計画は、保健福祉分野の関係者、学識経験者及び地域代表者で構成する「大江町老人福祉計画及び介護保険事業計画策定協議会」を設置し、様々な観点から本計画の内容について検討をいただき、その結果を踏まえて策定したものです。

なお、検討経過は次の通りです。

時期	検討内容
第1回 令和5年11月22日	(1) 第8期介護保険事業計画と第9期介護保険事業計画の基本的考え方について
第2回 令和6年2月2日	(1) 令和6～8年度 介護保険料（案）について (2) 第9期介護保険事業計画（案）について

(2) アンケート調査の実施

計画策定に必要な基礎資料とするため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施しました。

調査名称	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	町内在住の65歳以上の高齢者（要介護1から5の要介護認定者及び施設入所者を除く）	令和4年1月～9月末で要介護認定有効期間が終了する更新予定の方（施設入所等・入院中の方は除く）
調査方法	郵送調査	郵送調査
調査期間	令和4年12月	令和3年11月～令和4年10月
配布数	2,534 票	162票
回収数	1,920 票	104票
回収率	75.8%	64.2%

5. 参考：国の第9期計画の基本指針について

介護保険法において、基本的な指針（以下「基本指針」という。）が定められ、市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする市町村介護保険事業計画を定めることとされています。基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

「令和5年度 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」において、第9期計画の国の基本指針の基本的な考え方として以下の内容が示されています。

（1）基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者などの様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

（2）見直しのポイント（案）

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

②在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

6. 参考：介護保険制度の改正概要

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」が令和5年5月12日に成立、5月19日に公布されました。

そのうち、介護保険制度の改正に関する主な事項については、以下の通りとなっています。

(1) 介護情報基盤の整備

【施行期日：公布後4年以内の政令で定める日】

- 介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施
 - ・多様な主体が協働して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備する。
 - ・被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を地域支援事業として位置付ける。

(2) 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

【施行日：令和6年4月1日】

- 介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備
 - ・各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付ける。
 - ・国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を国民に分かりやすく公表する制度を創設する。

(3) 介護サービス事業所等における生産性の向上※に資する取組に係る努力義務

【施行期日：令和6年4月1日】

- 介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進
 - ・都道府県に対し、介護サービスを提供する事業所又は施設の生産性の向上が図られるように、必要な助言及び適切な援助を行う旨の努力義務規定を新設する。
 - ・都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項に、介護サービス事業所等の生産性の向上に資する事業に関する事項を追加する。
- ※生産性の向上：介護ロボットやICTの導入を進め、スタッフの負担を減らしたりサービスの質の向上を図ったりすること

(4) 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

【施行期日：令和6年4月1日】

○看護小規模多機能型居宅介護について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める。

- ・看護小規模多機能型居宅介護を、複合型サービスの一類型として、法律上に明確に位置付けるとともに、そのサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化する。

(5) 地域包括支援センターの体制整備等

【施行期日：令和6年4月1日】

○地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備

- ・要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施できることとする。
- ・地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部をケアマネ事業所等に委託することを可能とする。

7. 参考：共生社会の実現を推進するための認知症基本法の概要

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5年6月14日に成立されました。令和6年1月1日に施行され、国は認知症当事者や家族らの意見を反映させた基本計画を令和6年秋頃閣議決定する予定となっています。

都道府県と市町村も、推進計画を作成する努力義務が課される見込みとなっています。

(1) 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

(2) 国・地方公共団体等の責務等

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

(3) 認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

※施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討

第2章 本町の現状と課題

1. 高齢者を取り巻く状況

(1) 人口の状況

① 総人口の推移

ア 大江町の人口構造

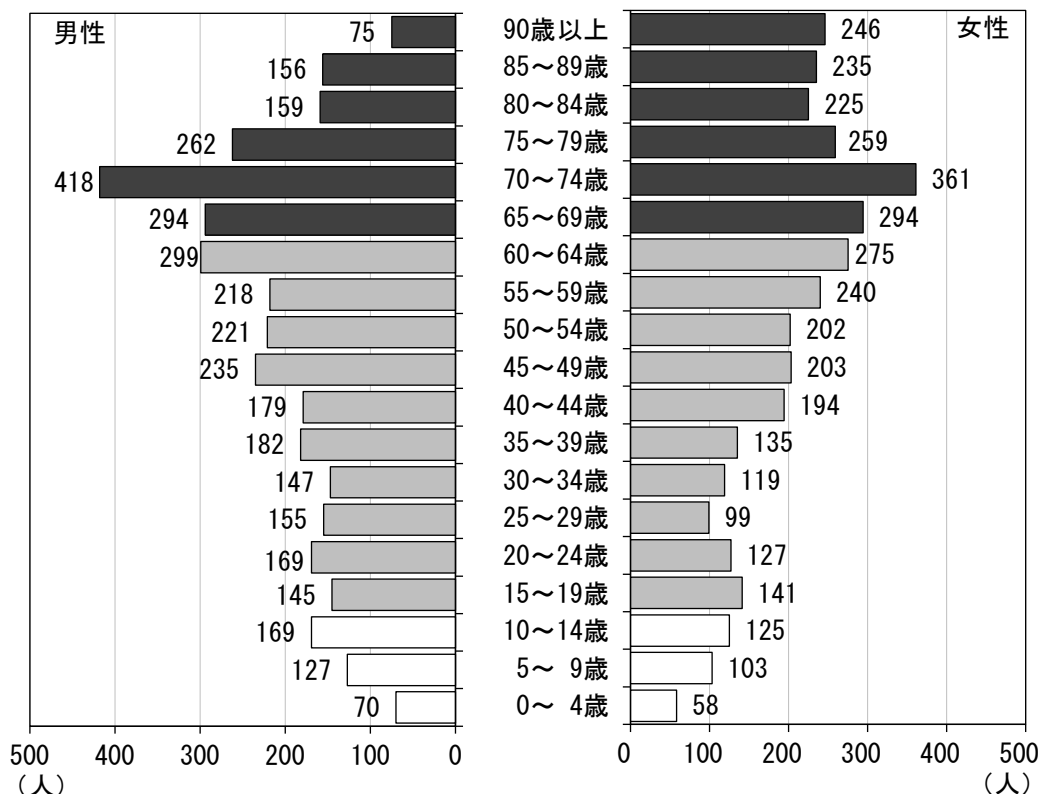
令和5年9月末の本町の総人口は、住民基本台帳※で 7,321 人（男性：3,680 人、女性：3,641 人）となっています。

年齢別人口構成を人口ピラミッドの形態でみると、中高年期の人口が多く、男女共に 70～74 歳を中心にふくらみがみられます。

男女別では、75 歳以上人口で女性の 965 人に比べ、男性は 652 人と女性の 67.6%となっています。

また、45 歳未満の人口が少ないためピラミッドのすそが狭まる“つぼ型”に近い形となっています。

【人口ピラミッド（令和5年9月30日現在）】



総人口	男性	女性
7,321 人	3,680 人	3,641 人

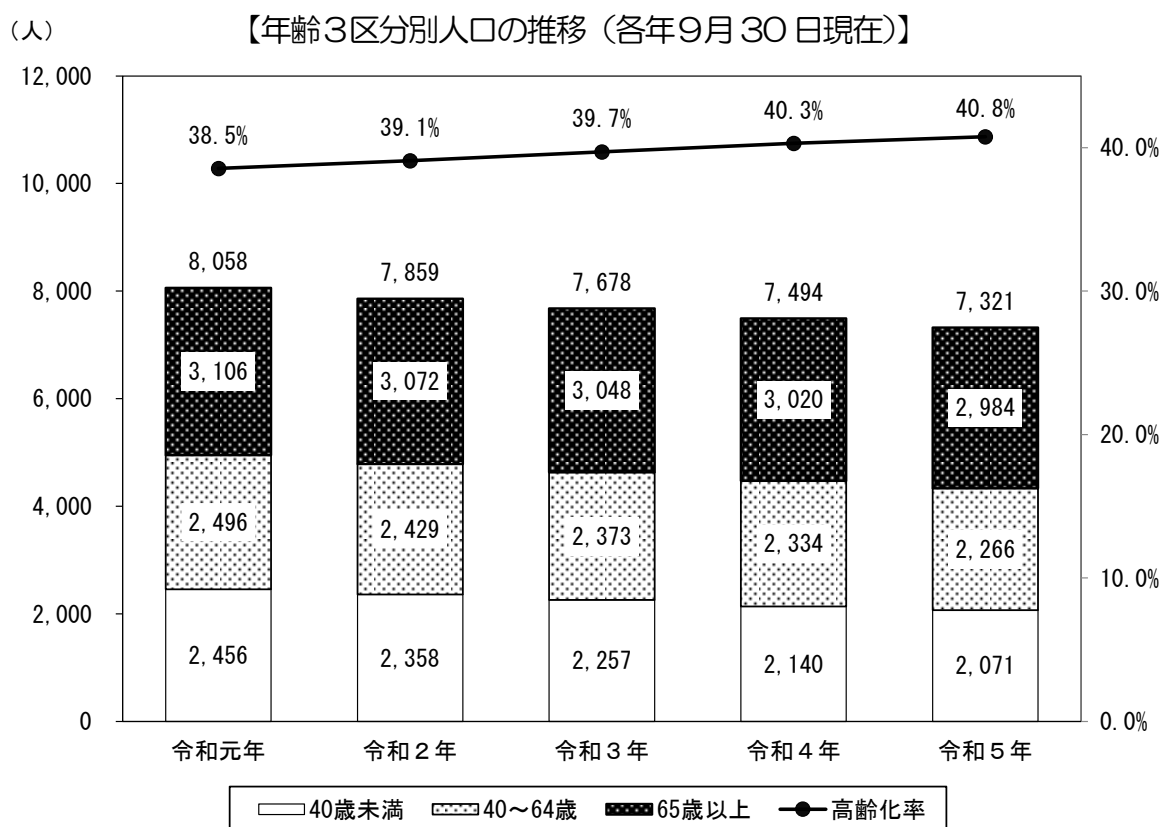
※出典：住民基本台帳

※人口は住民基本台帳ベースと現住人口調査ベースがありますが、今計画の人口は被保険者となる住民登録人口（住民基本台帳ベース）を使用することとします。

イ 年齢3区分別人口の推移

「総人口」は、令和元年の 8,058 人から、令和5年には 7,321 人と、737 人の減少となっています。「65 歳以上」人口は令和元年の 3,106 人に対し令和5年は 2,984 人と、122 人の減少となっています。

高齢化率においては、令和元年の 38.5%から、令和5年では 40.8%と、高齢者人口の減少を上回る 65 歳未満の人口減少により、4年間で 2.3 ポイントの増加となっています。



	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
40歳未満	2,456 人	2,358 人	2,257 人	2,140 人	2,071 人
40～64歳	2,496 人	2,429 人	2,373 人	2,334 人	2,266 人
65歳以上	3,106 人	3,072 人	3,048 人	3,020 人	2,984 人
総人口	8,058 人	7,859 人	7,678 人	7,494 人	7,321 人
高齢化率	38.5%	39.1%	39.7%	40.3%	40.8%

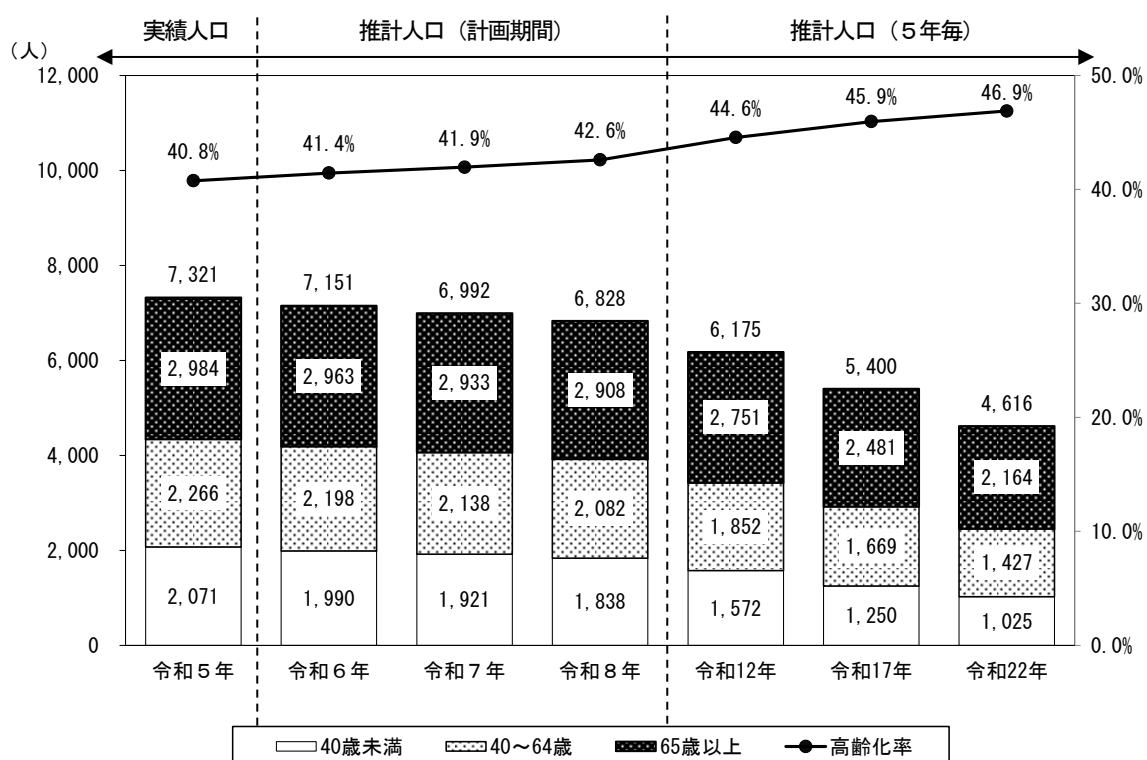
※出典：住民基本台帳

ウ 年齢3区分別人口の推計

人口推計は、令和元年から令和5年の各年9月30日現在の住民基本台帳を用いたコーホート変化率法により行いました。コーホートとは、同年に出産した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、性別・年齢別変化率、母親の年齢階級別出生率、出生児の男女比などを用いて将来の人口予測を計算する方法です。

これによると、総人口、各年齢区分人口は今後も減少していくものと試算され、令和8年の「総人口」は6,828人、「65歳以上」人口は2,908人となっています。

【年齢3区分別人口の推計（各年9月30日現在）】



		実績	推計					
		令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
	40歳未満	2,071人	1,990人	1,921人	1,838人	1,572人	1,250人	1,025人
	40～64歳	2,266人	2,198人	2,138人	2,082人	1,852人	1,669人	1,427人
	65歳以上	2,984人	2,963人	2,933人	2,908人	2,751人	2,481人	2,164人
	総人口	7,321人	7,151人	6,992人	6,828人	6,175人	5,400人	4,616人
	高齢化率	40.8%	41.4%	41.9%	42.6%	44.6%	45.9%	46.9%

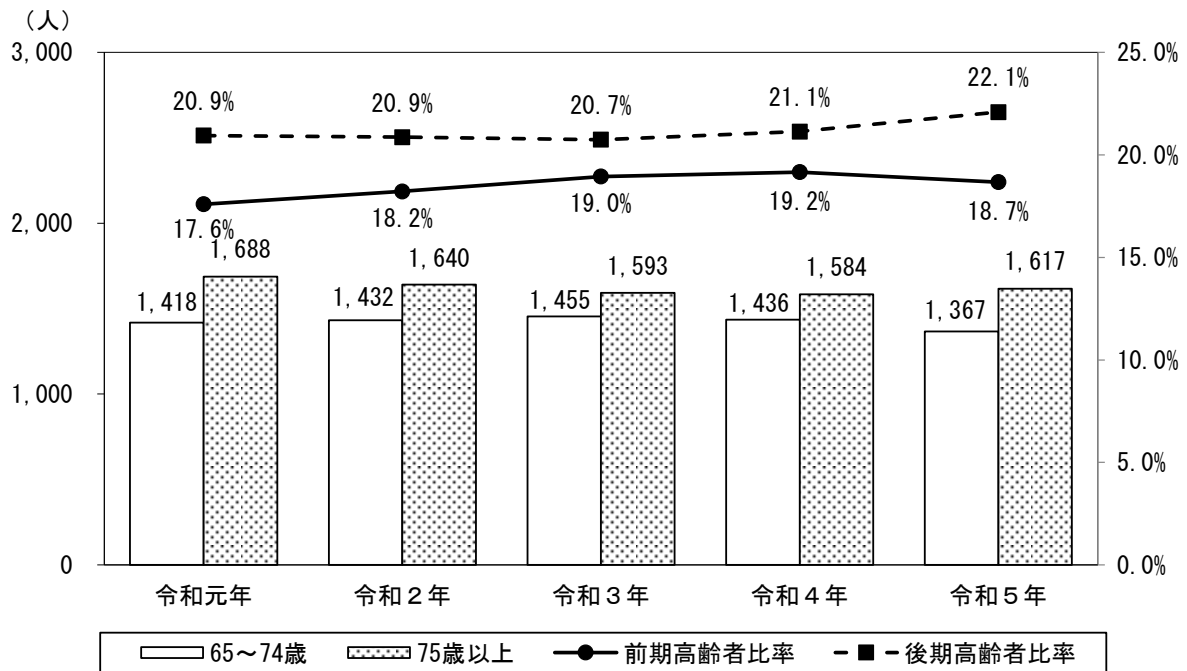
※コーホート変化率法による独自推計

② 高齢者人口の推移

ア 高齢者人口の推移

本町の令和5年9月末現在の「65歳以上」の高齢者人口は2,984人となっており、「75歳以上」は令和4年まで減少傾向で推移していましたが、令和5年は増加に転じ、「65～74歳」は令和3年をピークに以降は減少傾向で推移しています。

【高齢者人口の推移（各年9月30日現在）】



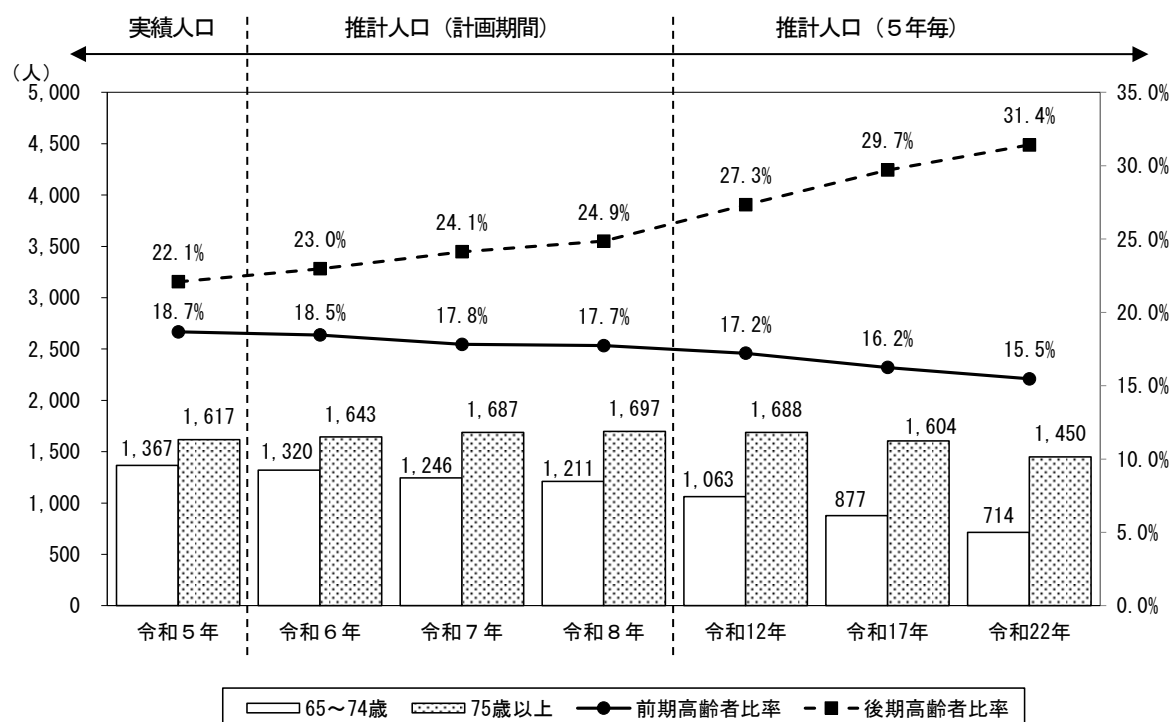
	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
65～74歳	1,418人	1,432人	1,455人	1,436人	1,367人
75歳以上	1,688人	1,640人	1,593人	1,584人	1,617人
前期高齢者比率	17.6%	18.2%	19.0%	19.2%	18.7%
後期高齢者比率	20.9%	20.9%	20.7%	21.1%	22.1%

※出典：住民基本台帳

イ 高齢者人口の推計

高齢者人口は減少傾向と推計され、令和8年には2,908人になるものと思われます。「65～74歳」はゆるやかな減少傾向となっており、また、「75歳以上」は微増傾向で推移し、令和12年以降は減少傾向に転じていくものと思われます。

【高齢者人口の推計（各年9月30日現在）】



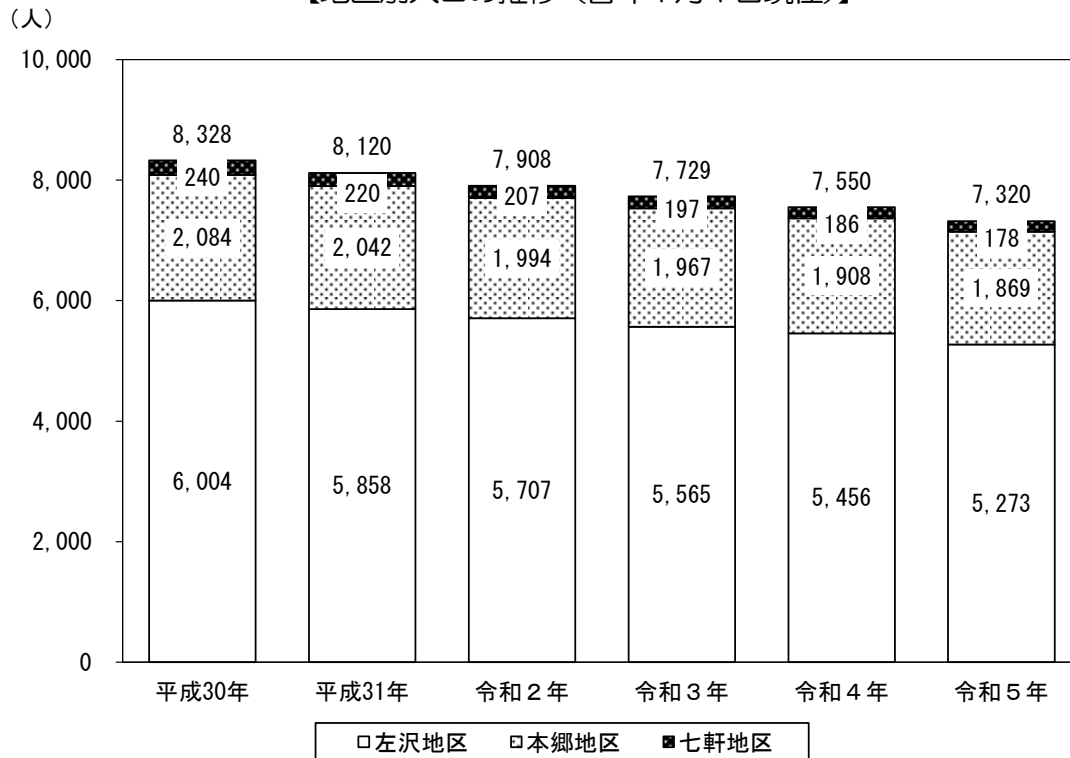
	実績	推計					
	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
65～74歳	1,367人	1,320人	1,246人	1,211人	1,063人	877人	714人
75歳以上	1,617人	1,643人	1,687人	1,697人	1,688人	1,604人	1,450人
前期高齢者比率	18.7%	18.5%	17.8%	17.7%	17.2%	16.2%	15.5%
後期高齢者比率	22.1%	23.0%	24.1%	24.9%	27.3%	29.7%	31.4%

※コホート変化率法による独自推計

③ 地区別人口の推移

各地区とも人口は減少傾向となっており、平成30年に比べると、令和5年は、「左沢地区」と「本郷地区」は9割程度、「七軒地区」は7割程度の水準まで減少しています。

【地区別人口の推移（各年1月1日現在）】



		平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
左沢地区	男性	2,933人	2,874人	2,799人	2,732人	2,700人	2,599人
	女性	3,071人	2,984人	2,908人	2,833人	2,756人	2,674人
本郷地区	男性	1,056人	1,040人	1,025人	1,017人	981人	967人
	女性	1,028人	1,002人	969人	950人	927人	902人
七軒地区	男性	126人	117人	107人	104人	100人	94人
	女性	114人	103人	100人	93人	86人	84人
合計	男性	4,115人	4,031人	3,931人	3,853人	3,781人	3,660人
	女性	4,213人	4,089人	3,977人	3,876人	3,769人	3,660人

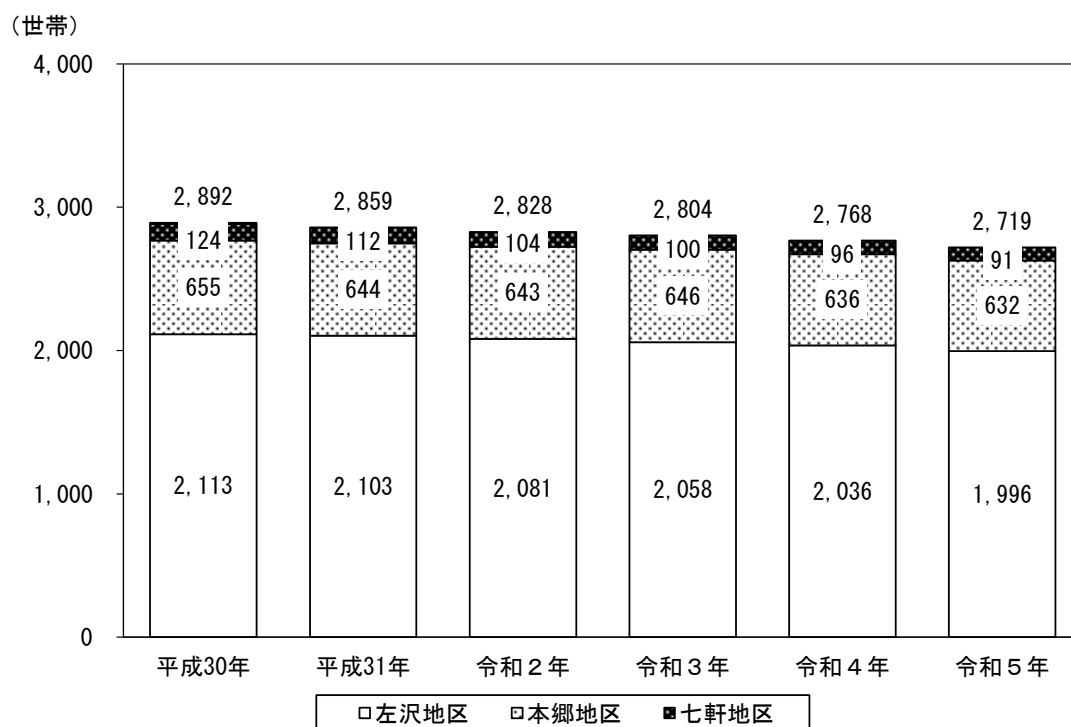
※出典：住民基本台帳

(2) 世帯の状況

① 地区別世帯の状況

世帯数はやや減少し、令和5年には2,719世帯となっています。地区別にみると「左沢地区」が最も多く、いずれの地区もやや減少傾向にあります。

【地区別世帯の推移（各年1月1日現在）】



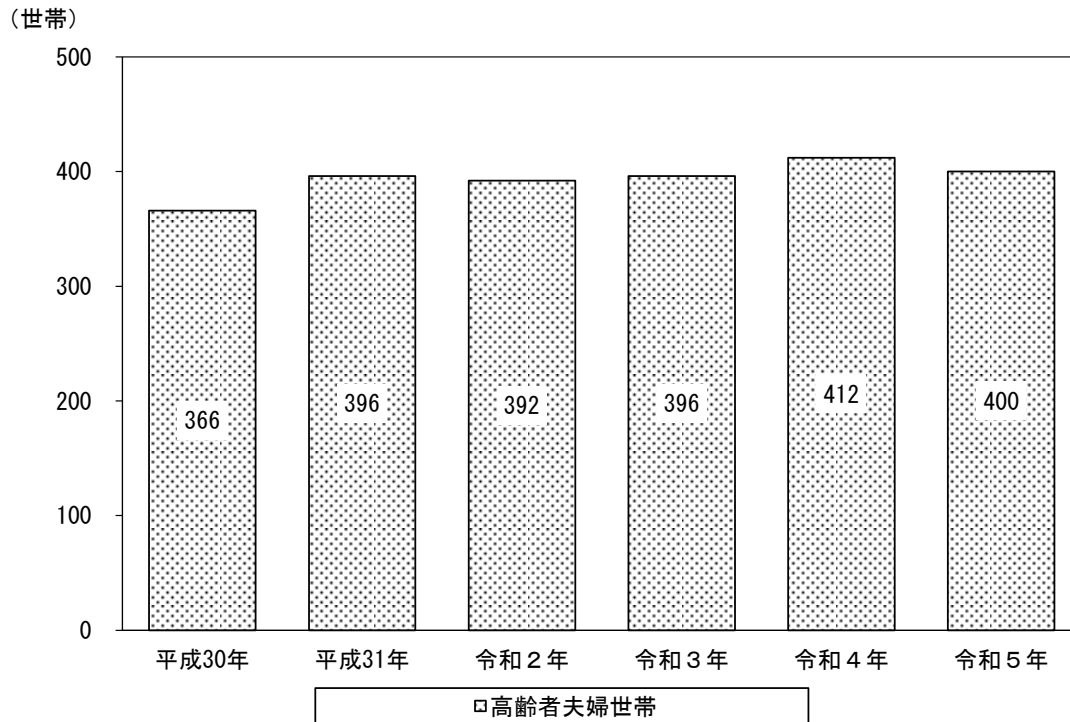
	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
左沢地区	2,113 世帯	2,103 世帯	2,081 世帯	2,058 世帯	2,036 世帯	1,996 世帯
本郷地区	655 世帯	644 世帯	643 世帯	646 世帯	636 世帯	632 世帯
七軒地区	124 世帯	112 世帯	104 世帯	100 世帯	96 世帯	91 世帯
合計	2,892 世帯	2,859 世帯	2,828 世帯	2,804 世帯	2,768 世帯	2,719 世帯

※出典：住民基本台帳

② 高齢者夫婦世帯の状況

高齢者夫婦世帯はやや増加傾向にあり、令和5年には400世帯と、平成30年に比べて34世帯の増加となっています。

【高齢者夫婦世帯の状況（各年4月1日現在）】



	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
高齢者夫婦世帯	366世帯	396世帯	392世帯	396世帯	412世帯	400世帯

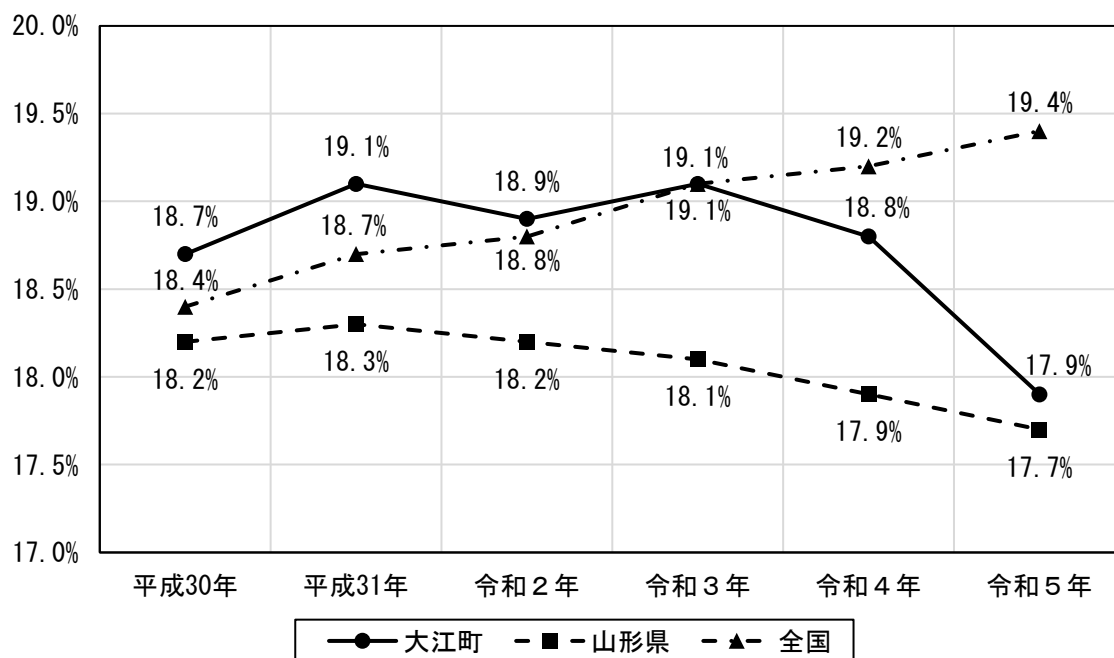
※出典：町健康福祉課調べ（男65歳、女60歳以上の夫婦のみの世帯）

(3) 高齢者の状況

① 国、県と比較した本町の認定率の推移

本町の認定率（2号被保険者含む）は19%前後で推移しており、全国平均よりはやや高い水準で推移していましたが、令和5年は17.9%と、県平均に近い認定率となっています。

【国、県と比較した本町の認定率の推移（各年3月31日現在）】



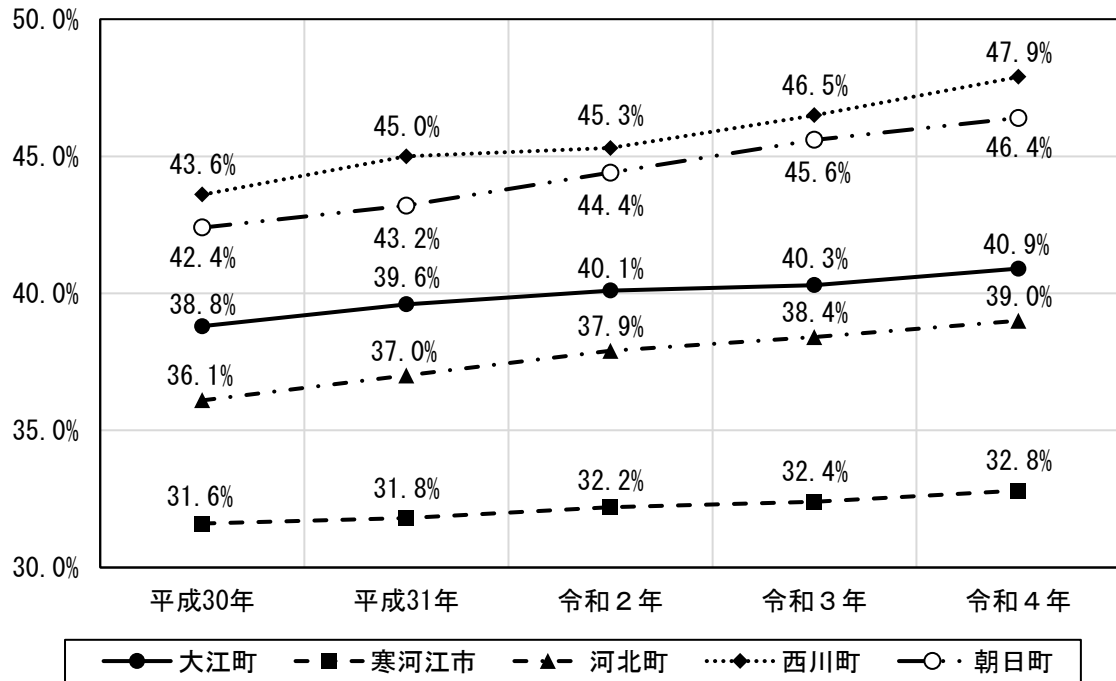
	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
大江町	18.7%	19.1%	18.9%	19.1%	18.8%	17.9%
山形県	18.2%	18.3%	18.2%	18.1%	17.9%	17.7%
全国	18.4%	18.7%	18.8%	19.1%	19.2%	19.4%

※出典：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

② 西村山管内と比較した本町の高齢化の状況

西村山管内の市町と比べると、本町の高齢化率は「西川町」、「朝日町」よりも低く、「寒河江市」、「河北町」よりは高い水準で推移しています。

【西村山管内と比較した本町の高齢化の状況（各年 10 月 1 日現在）】

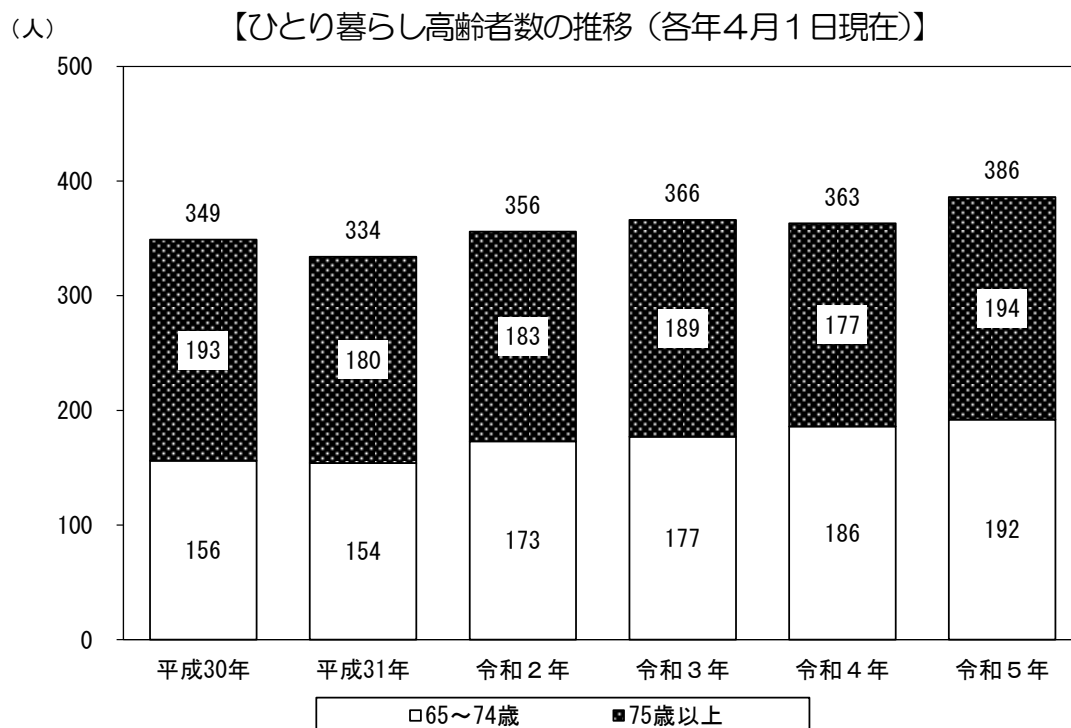


	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)
大江町	38.8%	39.6%	40.1%	40.3%	40.9%
寒河江市	31.6%	31.8%	32.2%	32.4%	32.8%
河北町	36.1%	37.0%	37.9%	38.4%	39.0%
西川町	43.6%	45.0%	45.3%	46.5%	47.9%
朝日町	42.4%	43.2%	44.4%	45.6%	46.4%

※出典：山形県企画振興部「山形県の人口と世帯数」

③ ひとり暮らし高齢者数の推移

ひとり暮らし高齢者数はおおむね増加傾向で推移しており、「65～74歳」では、平成30年に比べて、令和5年には1.2倍の水準まで増加しています。「75歳以上」では、増減しながら推移しており、令和5年は194人となっています。



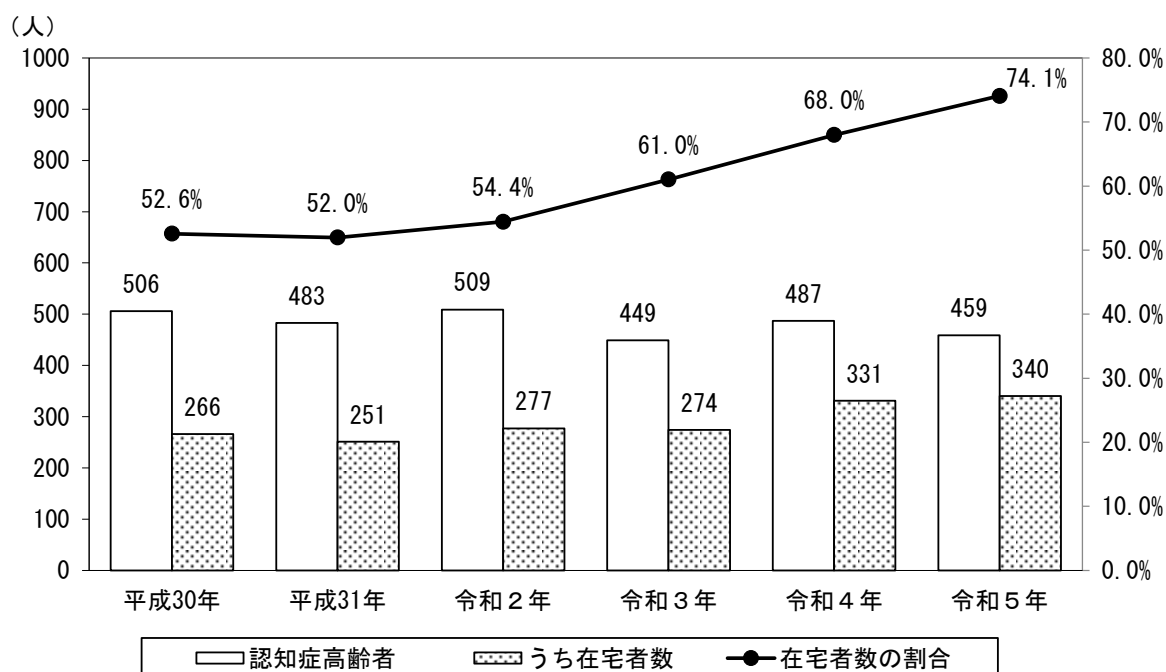
	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
65～74歳	156人	154人	173人	177人	186人	192人
75歳以上	193人	180人	183人	189人	177人	194人
合計	349人	334人	356人	366人	363人	386人

※出典：町健康福祉課調べ

④ 認知症高齢者数の推移

認知症高齢者数は年により増減はあるものの、令和5年には459人と、平成30年に比べて47人の減少となっています。一方、在宅の認知症高齢者数については令和5年で340人と、平成30年に比べて74人増加しています。認知症高齢者数に占める在宅者の割合も、平成30年の52.6%から令和5年には74.1%まで増加しています。

【認知症高齢者数の推移（各年4月1日現在）】



	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
認知症高齢者	506人	483人	509人	449人	487人	459人
うち在宅者数	266人	251人	277人	274人	331人	340人

※出典：町健康福祉課調べ

※要介護（要支援）認定を受けている方で、主治医意見書「認知症高齢者の日常生活自立度」が「正常」以外の方

⑤ 高齢者の疾病構造

疾病件数の構成割合を年齢階層別にみると、60 歳以上では「高血圧性疾患」が 1 位となっており、山形県と同様の傾向となっています。

件数の割合は、60～74 歳は 18%程度ですが、75 歳以上では 20.5%となっています。

	60～69 歳		70～74 歳		75 歳～	
1 位	高血圧性疾患	18.2%	高血圧性疾患	19.8%	高血圧性疾患	20.5%
	高血圧性疾患	19.1%	高血圧性疾患	20.6%	高血圧性疾患	21.7%
2 位	歯肉炎及び歯周疾患	14.7%	歯肉炎及び歯周疾患	12.3%	歯肉炎及び歯周疾患	7.4%
	歯肉炎及び歯周疾患	13.5%	歯肉炎及び歯周疾患	11.8%	歯肉炎及び歯周疾患	7.7%
3 位	糖尿病	6.2%	その他の眼の疾患	8.1%	その他の眼及び付属期の疾患	5.7%
	脂質異常症	7.1%	脂質異常症	6.6%	脂質異常症	4.6%
4 位	脂質異常症	5.8%	脂質異常症	5.3%	関節症	4.5%
	糖尿病	4.6%	糖尿病	5.1%	糖尿病	4.2%
5 位	その他の眼の疾患	4.7%	糖尿病	5.2%	脊椎障害（脊柱症を含む）	3.9%
	その他の眼の疾患	3.2%	その他の眼の疾患	3.5%	その他の眼及び付属期の疾患	3.5%
6 位	脊椎障害	3.5%	脊椎障害	3.9%	脂質異常症	3.4%
	関節症	2.4%	屈折及び調節の障害	2.8%	脊椎障害（脊柱症を含む）	3.3%

※出典：60 歳～69 歳、70 歳～74 歳は、「山形県国民健康保険疾病分類別統計」、75 歳～は、「山形県後期高齢者医療疾病分類別統計」（令和 4 年 5 月診療分調査）

※順位の上位：大江町、順位の下端：県平均

⑥ 高齢者の死亡原因

ア 死亡者数

令和 2 年における死亡者数は 153 人で、うち 146 人が高齢者となっており、その大半を後期高齢者（75 歳～）が占めています。

死亡場所については、施設内が 134 人と多数を占め、施設としては病院が 65 人と多くなっています。

	男 性	女 性	合 計
死亡者数	68 人	85 人	153 人
うち前期高齢者（65～74 歳）	14 人	2 人	16 人
うち後期高齢者（75 歳～）	50 人	80 人	130 人
高齢者合計	64 人	82 人	146 人
施設内合計	60 人	77 人	137 人
病院	39 人	26 人	65 人
診療所	12 人	19 人	31 人
介護老人保健施設	0 人	0 人	0 人
特別養護老人ホーム等	9 人	32 人	41 人
施設外合計	8 人	8 人	16 人
自宅	8 人	7 人	15 人
その他	0 人	1 人	1 人

※出典：県健康福祉部「保健福祉統計年報」（令和 2 年）

イ 死亡原因

死亡原因として男性では「悪性新生物」と「循環器系の疾患」が多く、女性では「循環器系の疾患」と「分類不可」が多くなっています。

平成30年に比べると、令和2年には、男性では「悪性新生物」がやや増加し、女性では「循環器系の疾患」が増加しています。

	平成30年		令和2年	
	男性	女性	男性	女性
感染症及び寄生虫症	0人	0人	0人	1人
悪性新生物	21人	12人	24人	13人
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	0人	0人	0人	1人
内分泌、栄養及び代謝疾患（糖尿病等）	0人	0人	1人	2人
精神及び行動の障害	0人	1人	1人	1人
神経系の疾患	1人	1人	1人	2人
循環器系の疾患	18人	29人	16人	34人
呼吸器系の疾患	15人	5人	13人	3人
消化器系の疾患	1人	6人	2人	1人
筋骨格系及び結合組織の疾患	0人	0人	0人	0人
腎尿路生殖器系の疾患	2人	0人	3人	2人
先天奇形、変形及び染色体異常	0人	0人	0人	0人
分類不可	8人	24人	5人	23人
傷病及び死亡の外因	2人	2人	2人	2人
合計	68人	81人	68人	85人

※出典：県健康福祉部「保健福祉統計年報」（平成30年・令和2年）

(4) 人口動態

出生数は減少し、死亡数はやや増加しており、自然動態は平成 30 年以降、マイナス 100 人以上で推移しています。

転入は年により増加しているものの、全般的には減少傾向にあり、転出は増加傾向となっているため、社会動態もおおむね減少傾向となっています。

婚姻数は減少傾向にあり、離婚数は年によりばらつきはあるものの、10 件前後で推移しています。

		平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)
自然 動態	出生①	32 人	31 人	23 人	25 人	18 人	12 人
	死亡②	148 人	169 人	154 人	176 人	178 人	156 人
	自然増加①-②	-116 人	-138 人	-131 人	-151 人	-160 人	-144 人
社会 動態	転入③	196 人	177 人	170 人	180 人	204 人	191 人
	転出④	255 人	260 人	231 人	227 人	232 人	192 人
	社会増加③-④	-59 人	-83 人	-61 人	-47 人	-28 人	-1 人
婚姻		22 件	18 件	12 件	15 件	12 件	14 件
離婚		5 件	12 件	8 件	8 件	7 件	8 件

※出典：税務町民課（住基年報・戸籍届出受理件数）

2. 介護保険事業等の状況

(1) 被保険者の状況

① 被保険者の推移

第1号被保険者のうち、「前期高齢者（65～74歳）」は令和4年度をピークに令和5年度は減少しており、「後期高齢者（75歳以上）」は減少傾向で推移していましたが、令和5年度は増加に転じています。

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
第1号被保険者数	3,062人	3,068人	3,053人	2,990人	2,981人	2,938人
前期高齢者（65～74歳）	1,389人	1,415人	1,447人	1,437人	1,451人	1,397人
後期高齢者（75歳以上）	1,673人	1,653人	1,606人	1,553人	1,530人	1,541人
総人口	8,322人	8,172人	7,951人	7,792人	7,552人	7,364人

※各年度4月1日現在

※出典：町健康福祉課調べ

② 所得段階別第1号被保険者数の推移

所得段階別第1号被保険者数をみると、「第5段階」が人数としては最も多くなっています。

平成30年度と令和5年度を比べると、「第4段階」は7割程度まで減少しており、「第8段階」は1.1倍程度に増加しています。

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
第1段階	310人	304人	297人	257人	241人	236人
第2段階	246人	254人	260人	250人	243人	256人
第3段階	239人	246人	254人	242人	248人	259人
第4段階	414人	386人	347人	336人	318人	303人
第5段階	788人	811人	797人	773人	773人	749人
第6段階	548人	548人	578人	587人	572人	574人
第7段階	315人	306人	318人	335人	361人	340人
第8段階	122人	128人	121人	128人	144人	139人
第9段階	78人	80人	79人	84人	81人	80人
合計	3,060人	3,063人	3,051人	2,992人	2,981人	2,936人

※各年度4月1日現在

※出典：町健康福祉課調べ

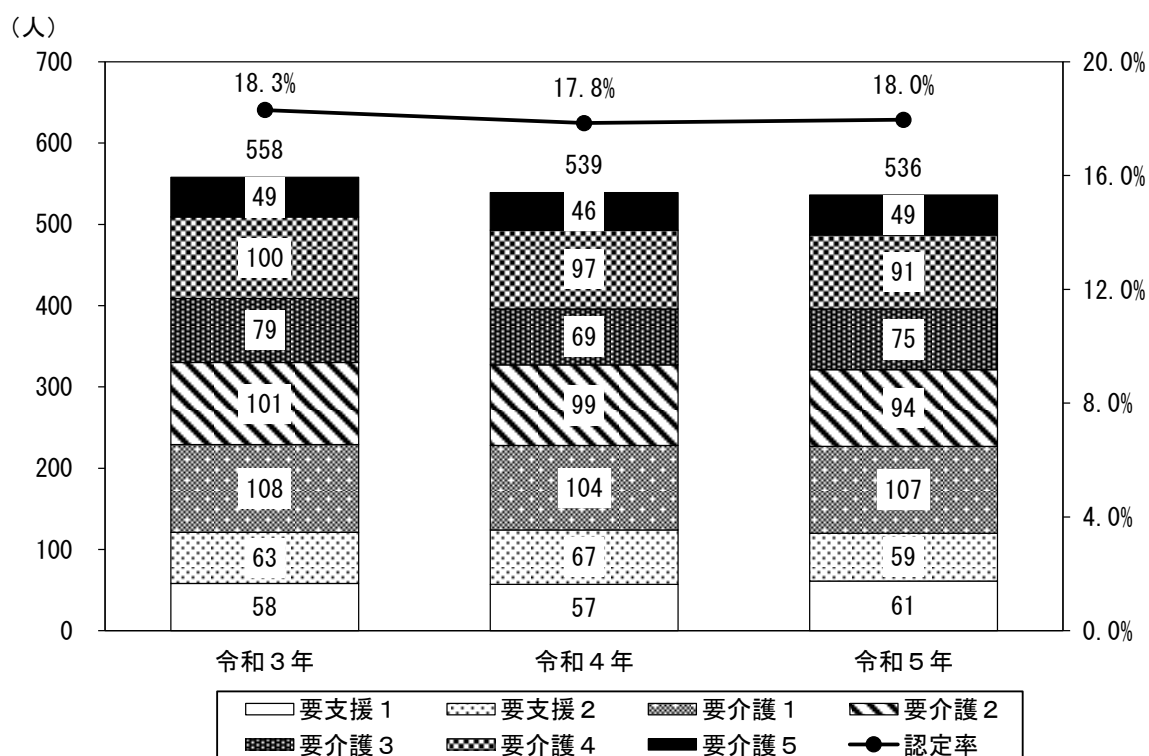
(2) 要支援・要介護認定者の状況

① 要介護度別認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、やや減少傾向で推移しています。

令和3年と比較した令和5年の要介護度別では、要支援1は増加し、要介護5は変化がないものの、それ以外の要介護度では減少しています。

【介護度別認定者数の推移（各年9月30日現在）】



	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
65歳以上人口	3,048人	3,020人	2,984人
要支援・要介護認定者数	558人	539人	536人
要支援1	58人	57人	61人
要支援2	63人	67人	59人
要介護1	108人	104人	107人
要介護2	101人	99人	94人
要介護3	79人	69人	75人
要介護4	100人	97人	91人
要介護5	49人	46人	49人
認定率	18.3%	17.8%	18.0%

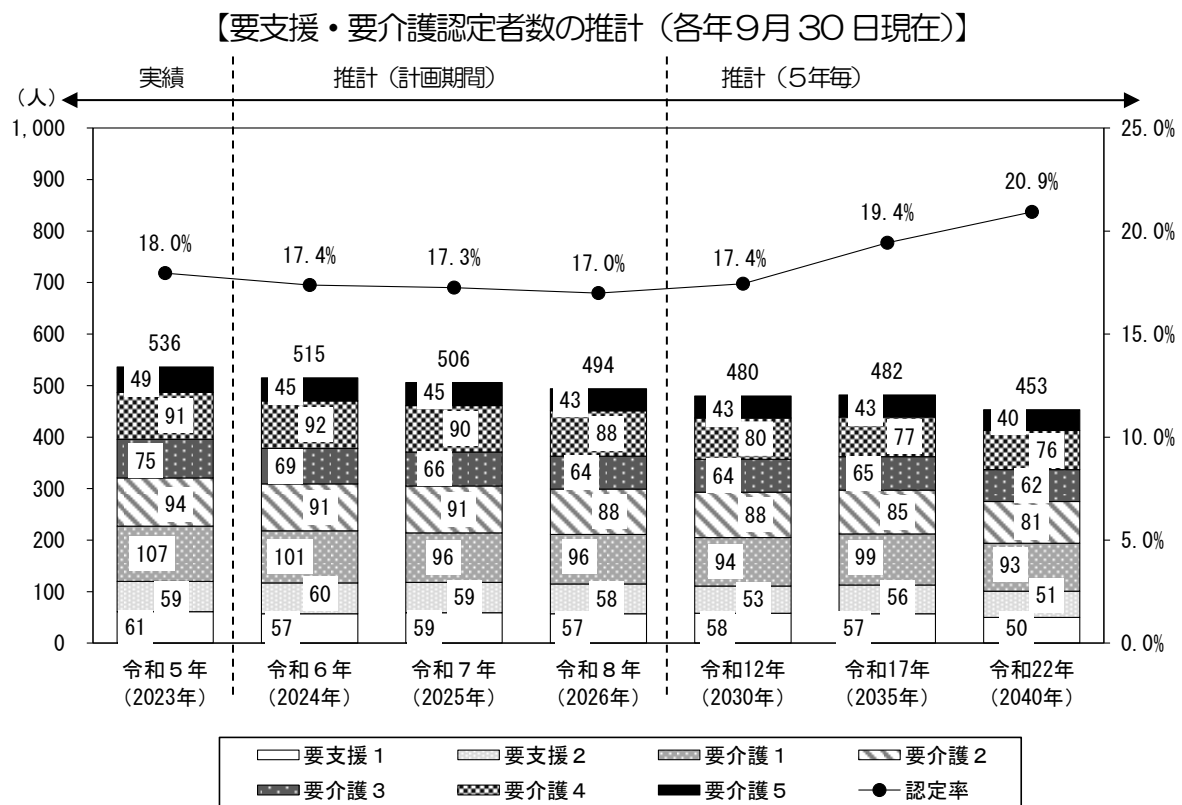
※認定率＝要支援・要介護認定者数／65歳以上人口

※出典：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

② 要介護度別認定者数の推計

要支援・要介護認定者数の推計は、令和5年9月末現在で536人となっており、令和8年には494人（7.8%減）、令和12年には480人（10.4%減）、令和17年には482人（10.1%減）、令和22年には453人（15.5%減）と見込んでいます。認定率でみると、令和5年の18.0%から、令和8年には17.0%（1.0ポイント減）、令和12年には17.4%（0.5ポイント減）、令和17年には19.4%（1.5ポイント増）、令和22年には20.9%（3.0ポイント増）と推計されます。

要介護度別で令和5年と令和8年を比較すると、要支援1が4人（6.6%）、要支援2が1人（1.7%）、要介護1が11人（10.3%）、要介護2が6人（6.4%）、要介護3が11人（14.7%）、要介護4が3人（3.3%）、要介護5が6人（12.2%）減少すると推計されます。



	実績	推計					
	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
65歳以上人口	2,984	2,963	2,933	2,908	2,751	2,481	2,164
要支援・要介護 認定者数	536	515	506	494	480	482	453
認定率	18.0%	17.4%	17.3%	17.0%	17.4%	19.4%	20.9%

※認定率＝要支援・要介護認定者数／65歳以上人口

※出典：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

(3) 介護サービスの状況

① 介護サービス利用者数の推移

令和2年度と比較した令和4年度の介護サービス利用者数（月あたり平均値）は、居宅サービス（実利用者数）が16人（5.4%）、地域密着型サービスが7人（16.1%）、施設サービスが11人（7.2%）の減少となっています。

【介護サービス利用者数の推移（月あたり平均値）】

（単位：人／月）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅サービス	訪問介護	48	42	40
	訪問入浴介護	6	6	5
	訪問看護	21	21	25
	訪問リハビリテーション	2	2	2
	居宅療養管理指導	38	35	32
	通所介護	124	119	110
	通所リハビリテーション	48	47	45
	短期入所生活介護	25	25	29
	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	6	9	5
	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	0	0	0
	短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
	福祉用具貸与	172	172	166
	特定福祉用具購入費	3	3	3
	住宅改修費	2	3	3
	特定施設入居者生活介護	11	9	6
	介護予防支援・居宅介護支援	264	261	252
	居宅サービス小計	769	752	724
	【実利用者数小計】	286	282	271
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	2	2
	夜間対応型訪問介護	3	3	3
	地域密着型通所介護	14	11	13
	認知症対応型通所介護	4	4	1
	小規模多機能型居宅介護	1	1	1
	認知症対応型共同生活介護	23	22	20
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	0	0	0
	地域密着型サービス小計	46	43	39
施設サービス	介護老人福祉施設	113	105	100
	介護老人保健施設	41	41	43
	介護療養型医療施設	0	0	0
	介護医療院	0	0	0
	施設系サービス小計	153	146	142

※「地域密着型サービス」及び「施設サービス」は、小計とサービス別で、それぞれ算出しているため、合致しない箇所があります。

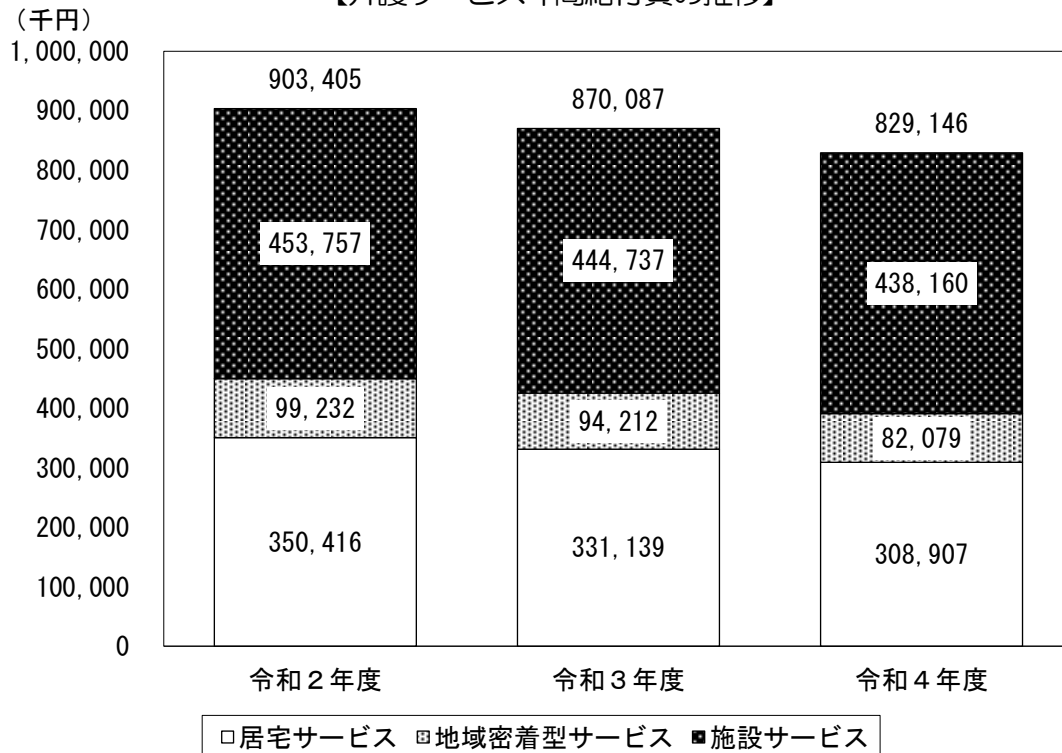
※出典：居宅サービス・地域密着型サービス小計・施設系サービス小計は厚生労働省「介護保険事業状況報告年報」。サービス別利用者数は厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

② 介護サービス年間給付費の推移

年間給付費については、令和4年度で8億 2,915 万円（居宅サービス：3億 891 万円、地域密着型サービス：8,208 万円、施設サービス：4億 3,816 万円）となっており、令和2年度の9億 341 万円（居宅サービス：3億 5,042 万円、地域密着型サービス：9,923 万円、施設サービス：4億 5,376 万円）に対し、この2年間で居宅サービスが 4,151 万円（11.8%）の減少、地域密着型サービスが 1,715 万円（17.3%）の減少、施設サービスが 1,560 万円（3.4%）の減少となり、全体では 7,426 万円（8.2%）の減少となっています。

第8期計画との比較をみると、計画値では、令和4年度は、10 億 123 万円になると推計されていましたが、実績値は、8億 2,915 万円となっており、対計画比（実績値／計画値）は 82.8%となりました。

【介護サービス年間給付費の推移】



(単位：千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅サービス	訪問介護	29,361	27,686	26,264
	訪問入浴介護	3,575	3,826	3,288
	訪問看護	13,664	11,542	13,411
	訪問リハビリテーション	428	464	638
	居宅療養管理指導	4,722	4,591	4,324
	通所介護	142,095	129,761	116,045
	通所リハビリテーション	37,193	38,227	33,486
	短期入所生活介護	27,270	23,708	30,570
	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	5,535	8,525	6,132
	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	0	0	0
	短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
	福祉用具貸与	22,961	22,260	20,642
	特定福祉用具購入費	1,265	874	1,154
	住宅改修費	1,859	3,605	3,669
	特定施設入居者生活介護	23,564	19,888	13,748
	介護予防支援・居宅介護支援	36,924	36,180	35,536
	居宅サービス小計	350,416	331,139	308,907
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,632	1,942	2,868
	夜間対応型訪問介護	966	985	931
	地域密着型通所介護	18,020	15,714	15,882
	認知症対応型通所介護	5,684	5,734	1,315
	小規模多機能型居宅介護	1,473	1,629	1,721
	認知症対応型共同生活介護	70,458	68,208	59,362
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
	複合型サービス	0	0	0
	地域密着型サービス小計	99,232	94,212	82,079
施設サービス	介護老人福祉施設	328,952	317,555	301,336
	介護老人保健施設	124,804	127,182	136,824
	介護療養型医療施設	0	0	0
	介護医療院	0	0	0
	施設系サービス小計	453,757	444,737	438,160
合計（千円）		903,405	870,087	829,146
対前年度比（％）			96.3%	95.3%

※出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告 年報」

※千円未満を四捨五入しているため、内訳と合計が合わない場合があります。

【直近3年間の計画値と実績値の比較】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
給付費 合計	計画値（千円）	1,074,253	991,564	1,001,234
	実績値（千円）	903,405	870,087	829,146
	対計画比※（％）	84.1%	87.7%	82.8%

※対計画比＝実績値/計画値

※出典：計画値は、厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

※出典：実績値は、厚生労働省「介護保険事業状況報告 年報」

(4) 介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業の状況

コロナ禍の影響により、令和2年度は回数・参加者が減少しましたが、それ以降はコロナ禍前の状況に戻りつつあります。特に「介護予防・生活支援サービス事業－通所型サービス」や「元気サロンふれあい事業」などでは参加人数や延回数はやや拡大しており、全般的に事業の充実が図られています。

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込み値
介護予防・生活支援サービス事業－訪問型サービス	人数	192人	148人	110人	130人	130人	150人
	延回数	1,023回	859回	650回	739回	859回	850回
介護予防・生活支援サービス事業－通所型サービス	人数	310人	378人	310人	431人	493人	495人
	延回数	1,762回	2,175回	1,840回	2,472回	2,584回	2,590回
下肢筋力運動機能維持向上事業 いきいき貯筋教室	回数 (3コース)	各コース 8回	各コース 6回	各コース 6回	各コース 6回	各コース 6回	各コース 6回
	実人数	45人	40人	34人	41人	39人	40人
	延人数	532人	505人	429人	468人	528人	530人
お達者教室（出前講座）	回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回
	参加者数	50人	41人	59人	62人	58人	60人
お達者教室（地区講座）	開催地区数	10地区	11地区	8地区	7地区	10地区	13地区
	参加者数	128人	140人	90人	72人	100人	120人
お達者教室（中央講座）	回数	6回	5回	4回	6回	6回	6回
	参加者数	145人	123人	100人	173人	160人	160人
健康維持教室	回数	144回	128回	113回	132回	140回	148回
	参加者数	1,753人	1,479人	1,000人	946人	968人	1,000人
元気サロンふれあい事業	回数	391回	289回	140回	307回	384回	380回
	参加者数	3,527人	3,179人	1,400人	2,843人	3,512人	3,500人
認知症予防教室	回数 (2コース)	各コース 20回	各コース 20回	※開催せず	休止中	休止中	休止中
	実人数	15人	16人				
	延人数	222人	164人				

※新型コロナウイルス感染症のため、令和2年度の認知症予防教室は開催せず

(5) 包括的支援事業の状況

包括的支援事業については、おおむね一定のサービス量を維持しており、「介護予防ケアマネジメント業務」、「総合相談・支援業務」については令和2年度にかけて減少しましたが、その後増加しています。

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込み値
介護予防ケアマネジメント業務		315件	311件	260件	355件	350件	350件
総合相談・支援業務		357件	292件	300件	350件	342件	340件
権利擁護業務		0件	1件	1件	0件	0件	0件
包括的・継続的ケアマネジメント業務 (高齢者保健福祉サービスチーム調整会議)		6件	6件	4件	6件	6件	6件
個別地域ケア会議	回数	10回	9回	8回	10回	10回	10回
	事例数	20事例	18事例	16事例	20事例	20事例	20事例

(6) 任意事業の状況

① 介護給付費適正化事業

ケアプラン点検事業については、2事業所で8事例実施しています。

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込み値
ケアプラン点検事業	事業所数	2事業所	2事業所	2事業所	1事業所	2事業所	2事業所
	事例数	8事例	8事例	8事例	4事例	8事例	8事例

② 家族介護支援事業

介護教室については、令和3年度以降開催せず、随時相談により対応しています。

認知症高齢者見守り事業（無事かえる事業）の登録者数は増加傾向にあります。

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込み値
介護教室	回数	1回	1回	1回	0回	0回	0回
	参加者数	6人	5人	0人	0人	0人	0人
認知症高齢者見守り事業 (無事かえる事業)	登録者数	23人	24人	24人	25人	24人	27人

③ その他の事業

認知症サポーター養成講座は、令和3年度以降2回程度の開催となっています。

緊急通報体制整備事業については、40件前後で推移しています。

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込み値
成年後見制度利用支援業務		0件	1件	0件	0件	0件	0件
住宅改修支援業務		2件	4件	6件	3件	3件	2件
認知症サポーター養成講座	回数	4回	4回	6回	2回	1回	2回
	参加者数	106人	139人	0人	60人	7人	60人
緊急通報体制整備事業		43件	40件	40件	41件	38件	38件

(7) 指定介護予防支援事業の状況

介護予防支援業務の実人数は60人程度で推移しており、委託人数は令和3年度は212人と少なかったものの令和5年度には260人となっています。

住宅改修支援業務と福祉用具購入支援業務については、増減を繰り返しながら推移しています。

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 /令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込み値
介護予防支援業務	実人数	59人	55人	70人	51人	60人	60人
	延人数	539人	604人	620人	565人	565人	570人
	委託人数	212人	259人	230人	212人	256人	260人
住宅改修支援業務		9人	6人	6人	6人	10人	5人
福祉用具購入支援業務		8人	8人	8人	7人	3人	5人

3. アンケート調査結果からみた課題・方向性

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要

① 調査の目的

令和6年4月からの3年間を計画期間とする「第10期大江町老人福祉計画 第9期大江町介護保険事業計画」の策定に向けた基礎資料とするため、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと元気に過ごし、また、介護が必要な状態になっても安心して暮らし続けることができるよう、高齢者施策ニーズなどについてアンケート調査を実施しました。

② 調査の実施状況

ア 調査期間

令和4年12月

イ 調査方法

郵送による配布・回収

ウ 調査対象

65歳以上の高齢者（要介護1から5の要介護認定者及び施設入所者を除く）

エ 調査対象

発送数	回収数	回収率
2,534 票	1,920 票	75.8%

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（抜粋）

① 家族構成

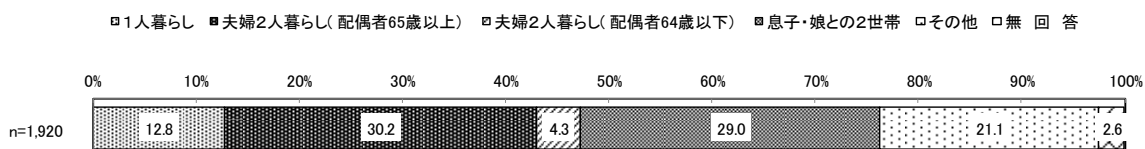
○全体：「夫婦2人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が 30.2%と多く、次いで「息子・娘との2世帯」が 29.0%、「その他」が 21.1%、「1人暮らし」が 12.8%となっています。

○性別：男女ともに「夫婦2人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が高くなっています。

○年齢別：「65～74 歳」では「夫婦2人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が「75 歳以上」に比べて高くなっています。また、「75 歳以上」では、それ以下の年齢層に比べ「息子・娘との2世帯」が高くなっています。

○居住地区別：「七軒地区」では「1人暮らし」及び「夫婦2人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が他の地区に比べて高くなっています。

○認定状況別：「認定を受けている」回答者は「1人暮らし」及び「息子・娘との2世帯」が高くなっています。



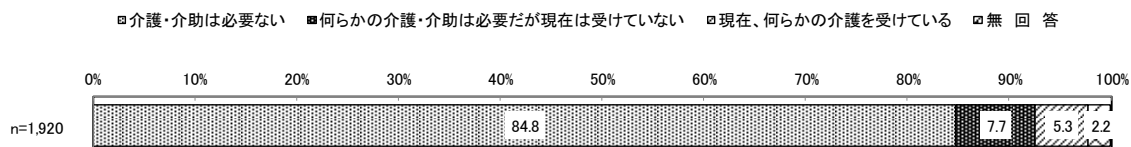
② 普段の生活で誰かの介護・介助が必要か

○全体：「介護・介助は必要ない」が 84.8%、「何らかの介護・介助は必要だが現在は受けていない」が 7.7%、「現在、何らかの介護を受けている」が 5.3%となっています。

○年齢別：「65～74 歳」では「介護・介助は必要ない」との回答が9割を超えていますが、「75 歳以上」では年齢層が上がるにつれ減少する傾向にあります。

○認定状況別：認定を受けている回答者のうち、「要支援1」では「何らかの介護・介助は必要だが現在は受けていない」が高く、「要支援2」では「現在、何らかの介護を受けている」が高くなっています。

○家族構成別：「介護・介助は必要ない」と回答する割合が、「1人暮らし」では 76.7%となっていますが、「夫婦2人暮らし（配偶者 65 歳以上）」、「夫婦2人暮らし（配偶者 64 歳以下）」及び「息子・娘との2世帯」に比べやや低くなっています。

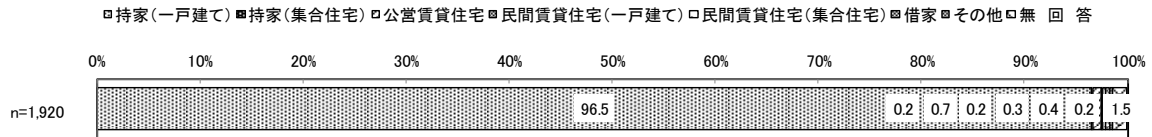


③ 住まいは一戸建てか集合住宅か

○全体：「持ち家」が 96.5%と大半を占めています。

○居住地区別：地区による差異はみられません。

○家族構成別：「1人暮らし」では「持家（一戸建て）」が他の家族構成と比べ低くなっています。



④ 週に1回以上は外出しているか

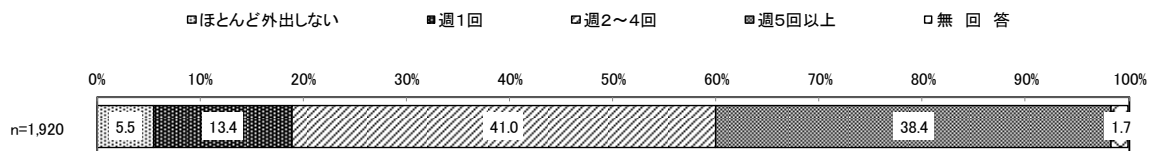
○全体：「週2～4回」が 41.0%と多く、次いで「週5回以上」が 38.4%、「週1回」が 13.4%となっています。

○年齢別：年齢層が上がるにつれ「週5回以上」が減少しています。

また、「週2～4回」では「80～84歳」が最も高く、それ以上は減少しています。「84歳」までに比べ「85歳以上」では、「週1回」が高くなっています。

○認定状況別：「要支援1」、「要支援2」では、「週2～4回」が最も高くなっています。

○家族構成別：各家族構成ともに「週2～4回」及び「週5回以上」が高くなっています。

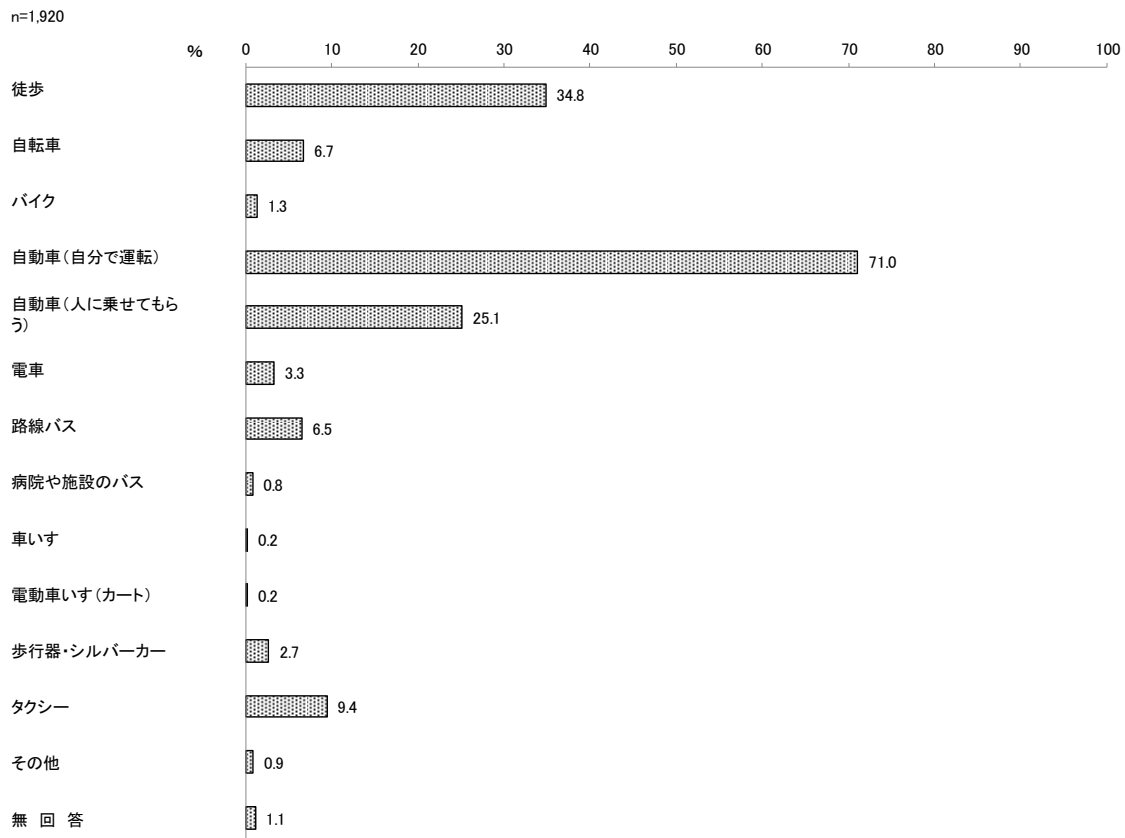


⑤ 外出する際の移動手段

○全体：「自動車（自分で運転）」が 71.0%と多く、次いで「徒歩」が 34.8%、「自動車（人に乗せてもらう）」が 25.1%となっています。

○年齢別：「65～84 歳」では「自動車（自分で運転）」が最も高くなっていますが、「85 歳以上」では「自動車（人に乗せてもらう）」が最も高くなっています。また、「85～94 歳」では「タクシー」も高くなっています。

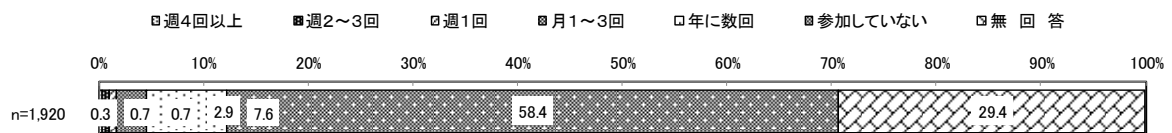
○認定状況別：「認定は受けていない」では「自動車（自分で運転）」が最も高くなっている一方で、「要支援 1」、「要支援 2」では「自動車（人に乗せてもらう）」が最も高くなっています。また、「要支援 1」、「要支援 2」では、「認定は受けていない」に比べ「歩行器・シルバーカー」及び「タクシー」が高くなっています。



⑥ 会・グループ等に参加する頻度

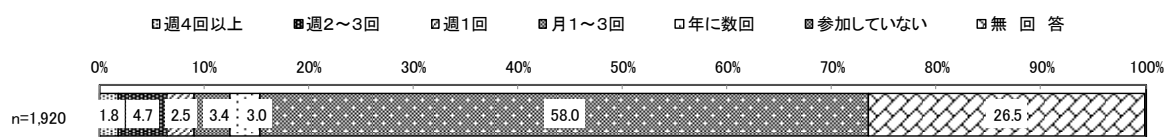
ア ボランティアのグループに参加する頻度

○全体：「参加していない」が 58.4%と多く、参加者は「年に数回」が 7.6%、「月 1～3 回」が 2.9%となっています。



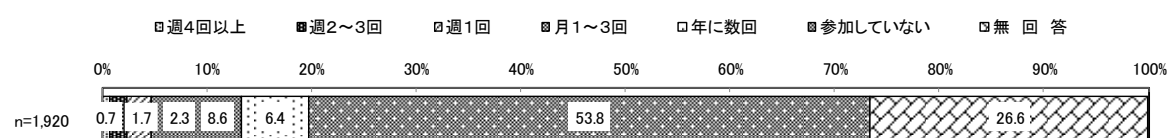
イ スポーツ関係のグループやクラブに参加する頻度

○全体：「参加していない」が 58.0%と多く、参加者は「週2～3回」が 4.7%、「月1～3回」が 3.4%となっています。



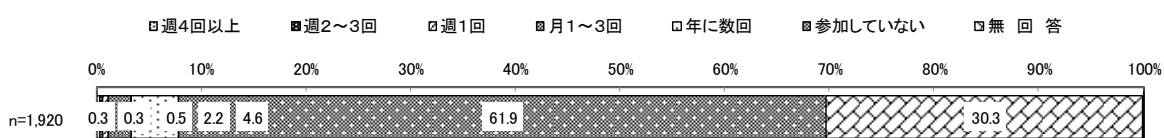
ウ 趣味関係のグループに参加する頻度

○全体：「参加していない」が 53.8%と多く、参加者は「月1～3回」が 8.6%、「年に数回」が 6.4%となっています。



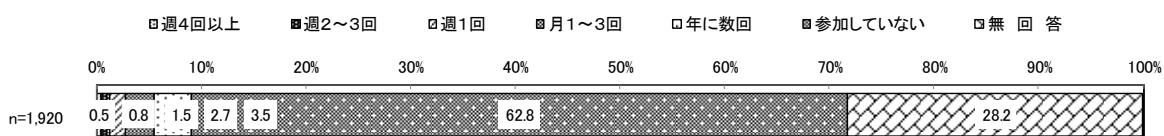
エ 学習・教養サークルに参加する頻度

○全体：「参加していない」が 61.9%と多く、参加者は「年に数回」が 4.6%、「月1～3回」が 2.2%となっています。



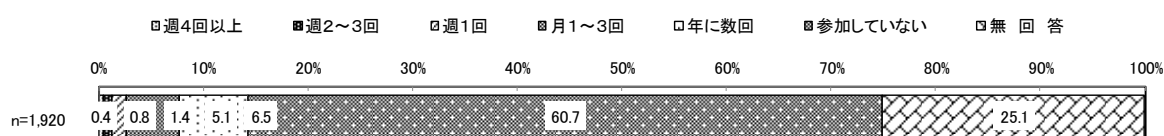
オ 介護予防のための通いの場に参加する頻度

○全体：「参加していない」が 62.8%と多く、参加者は「年に数回」が 3.5%、「月1～3回」が 2.7%となっています。



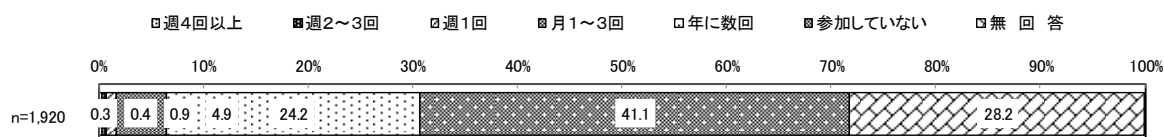
カ 老人クラブに参加する頻度

○全体：「参加していない」が 60.7%と多く、参加者は「年に数回」が 6.5%、「月1～3回」が 5.1%となっています。



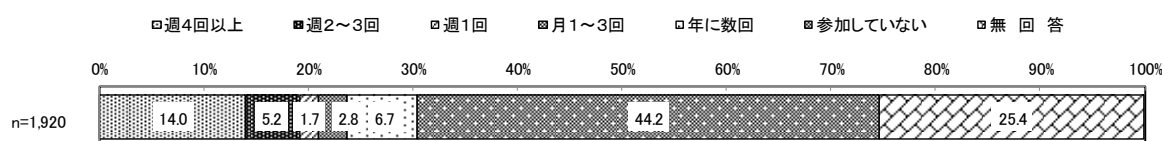
キ 町内会・自治会に参加する頻度

○全体：「参加していない」が 41.1%と多く、参加者は「年に数回」が 24.2%、「月1～3回」が 4.9%となっています。



ク 収入のある仕事に参加する頻度

○全体：「参加していない」が 44.2%と多く、参加者は「週4回以上」が 14.0%、「年に数回」が 6.7%となっています。



⑦ 現在のあなたの健康状態

○全体：「まあよい」が 72.1%と多く、「とてもよい」(7.0%)を合わせた「よい」が 79.1%、「あまりよくない」(16.4%)と「よくない」(2.1%)を合わせた「よくない」が 18.4%となっています。

○「とてもよい→2点」、「まあよい→1点」、「あまりよくない→-1点」、「よくない→-2点」と設定し回答者数と掛け合わせた合計を、無回答者数を減じた回答者数で除することにより加重平均値を算出すると、以下の通りとなります。

※±0は「よい」と「よくない」の中間値。プラスになるほど健康状態が「よい」に、マイナスになるほど健康状態が「よくない」ということとなります。

○年齢別：「65～74歳」では 0.7 ポイント台、「75～84歳」では 0.6 ポイント台、「85～94歳」では 0.4 ポイント台と、年齢層が上がるにつれて健康状態は低下しています。

○認定状況別：「認定は受けていない」では 0.7 ポイント台、「要支援1」では 0.02 ポイント台、「要支援2」では 0.18 ポイント台となっています。

年齢層	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳
加重平均値	0.78	0.72	0.69	0.63	0.43	0.49	0.08

認定状況	認定は受けていない	要支援1	要支援2
加重平均値	0.70	0.02	0.18

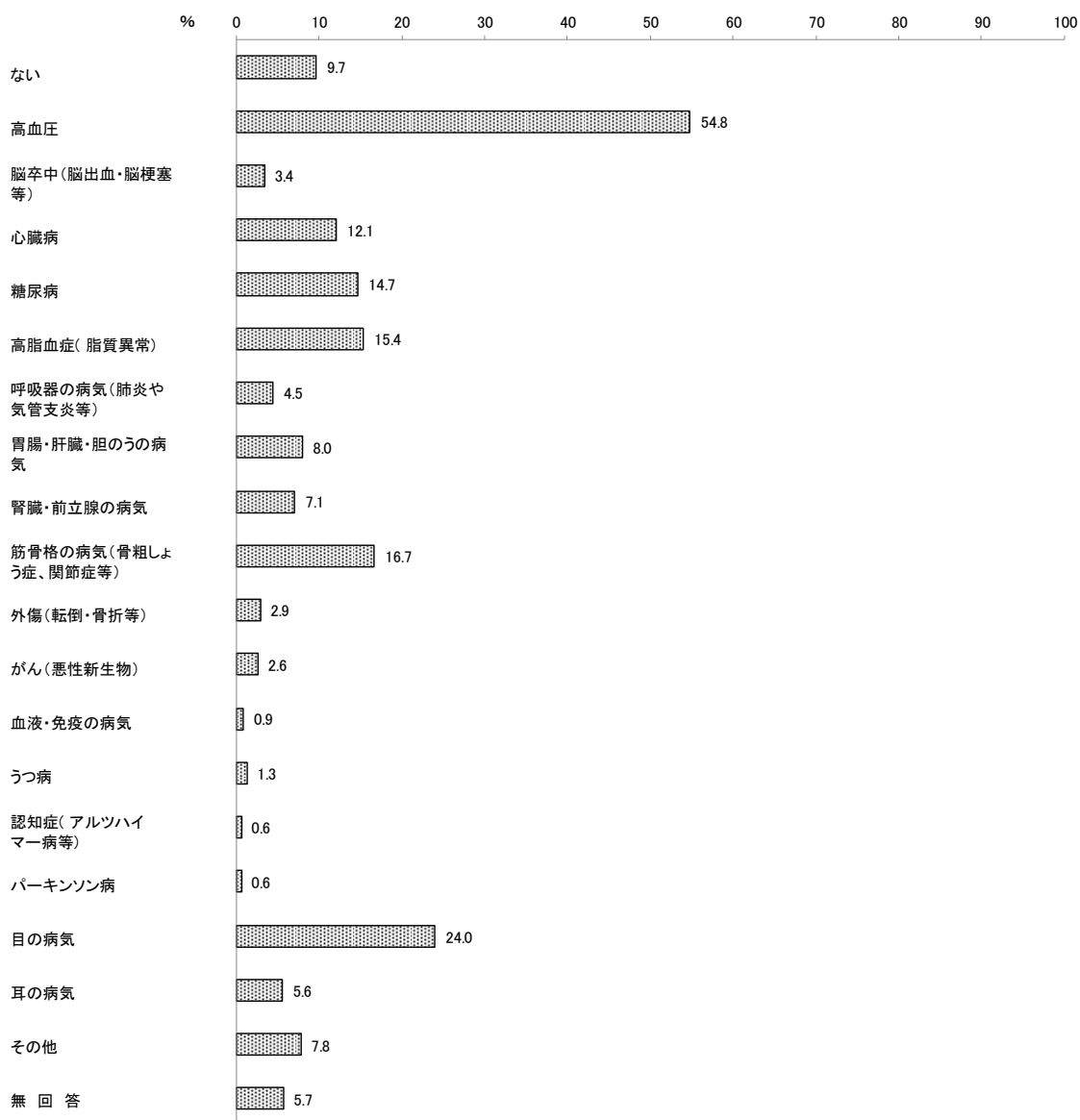
⑧ 治療中又は後遺症のある病気はあるか

○全体：「高血圧」が 54.8%と多く、次いで「目の病気」が 24.0%、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」が 16.7%となっています。

○年齢別：「高血圧」は、「70 歳以上」で5割を超えています。「目の病気」は、年齢層が上がるとともに高くなっています。「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」は、「80～94 歳」では2割を超えています。

○認定状況別：「目の病気」は、「認定は受けていない」では2割台ですが、「要支援1」では4割台、「要支援2」では3割台となっています。「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」は、「認定は受けていない」では1割台ですが、「要支援1」では4割台、「要支援2」では2割台となっています。

n=1,920



⑨ リスク該当者

○調査結果をもとに、運動器機能、転倒、閉じこもり、低栄養、口腔機能、認知機能、うつ傾向、IADL、知的能動性、社会的役割についてリスク該当者を判定しました。「認知機能」が44.4%と多く、次いで「うつ傾向」が39.4%、「転倒」が30.6%となっています。

	運動器 機能	転倒	閉じ こもり	低栄養	口腔機能	認知機能	うつ傾向	IADL	知的 能動性	社会的 役割
全体	15.5%	30.6%	18.9%	1.3%	23.3%	44.4%	39.4%	5.3%	14.2%	26.2%
男性	8.8%	28.7%	13.0%	0.9%	21.9%	43.5%	35.1%	4.0%	14.5%	28.5%
女性	20.8%	31.7%	23.6%	1.3%	24.3%	44.6%	43.0%	6.2%	13.6%	23.9%
無回答	27.1%	43.8%	27.1%	6.3%	29.2%	56.3%	43.8%	8.3%	20.8%	31.3%

(3) 在宅介護実態調査の概要

① 調査の目的

要介護（要支援）認定を受けている方の日常生活状況等を把握し、計画策定の参考とするもの

② 調査の実施状況

ア 調査期間

令和 3 年 11 月～令和 4 年 11 月

イ 調査方法

郵送

ウ 調査対象

令和 4 年 1 月～9 月末で要介護認定有効期間が終了する更新予定の方（施設入所等・入院中の方は除く）

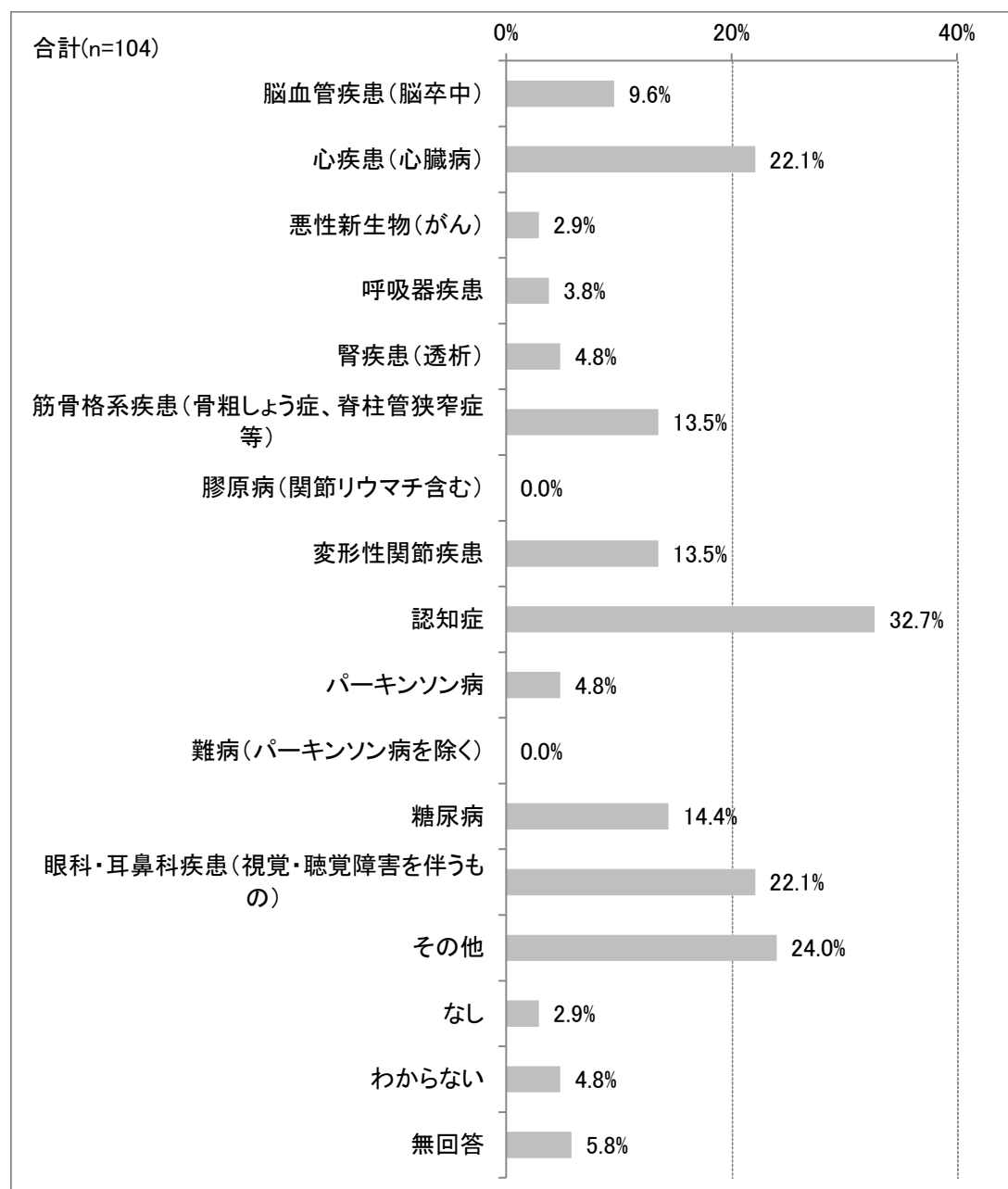
エ 調査対象

発送数	回収数	回収率
162 票	104 票	64.20%

(4) 在宅介護実態調査結果（抜粋）

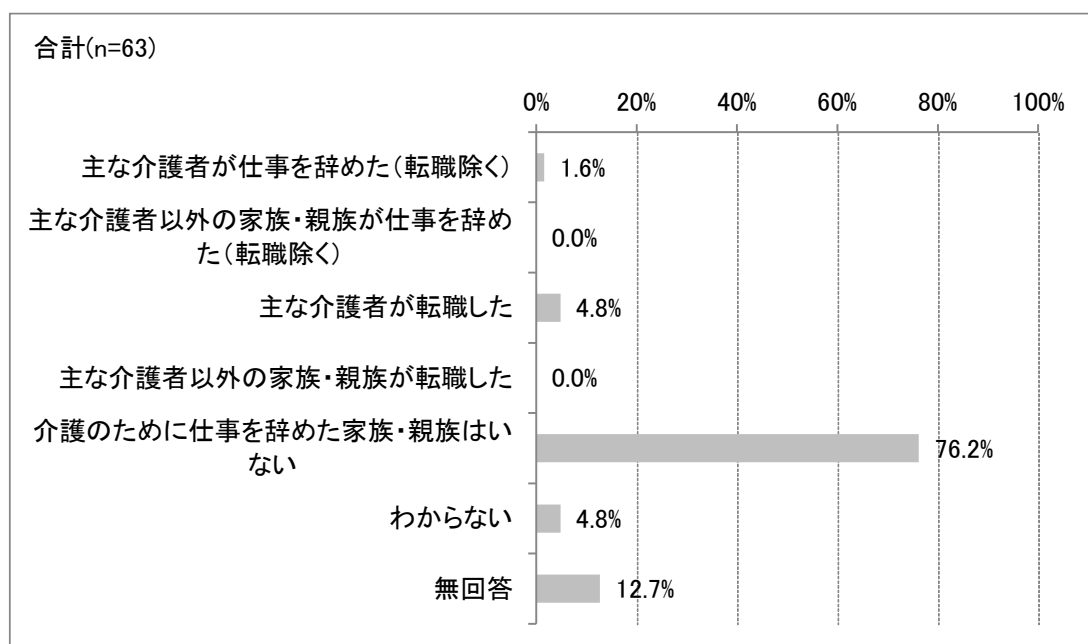
① 本人が抱えている傷病

「認知症」の割合が最も高く 32.7%となっています。次いで、「その他（24.0%）」、「心疾患（心臓病）（22.1%）」、「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）（22.1%）」となっています。



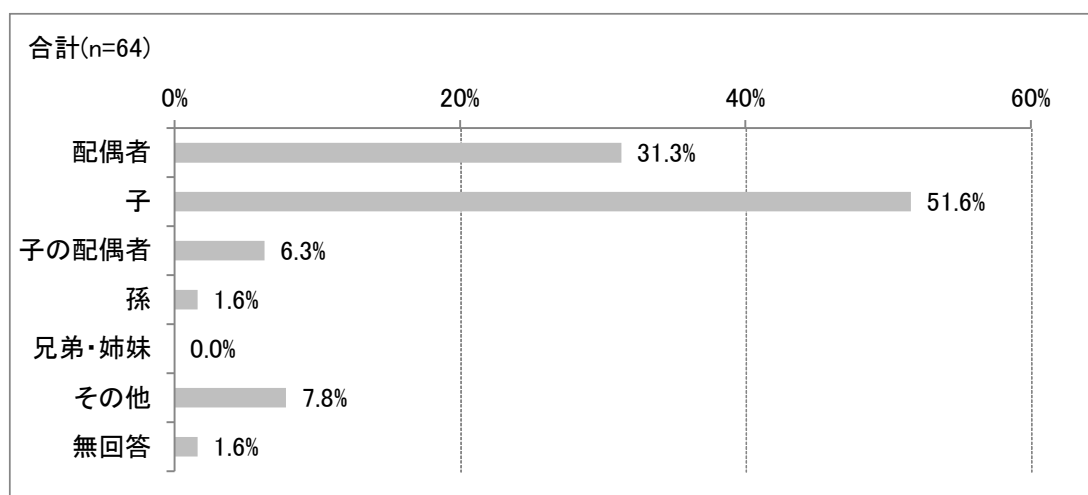
② 介護のための離職の有無

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」の割合が最も高く 76.2%となっています。次いで、「主な介護者が転職した（4.8%）」、「わからない（4.8%）」、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）（1.6%）」となっています。



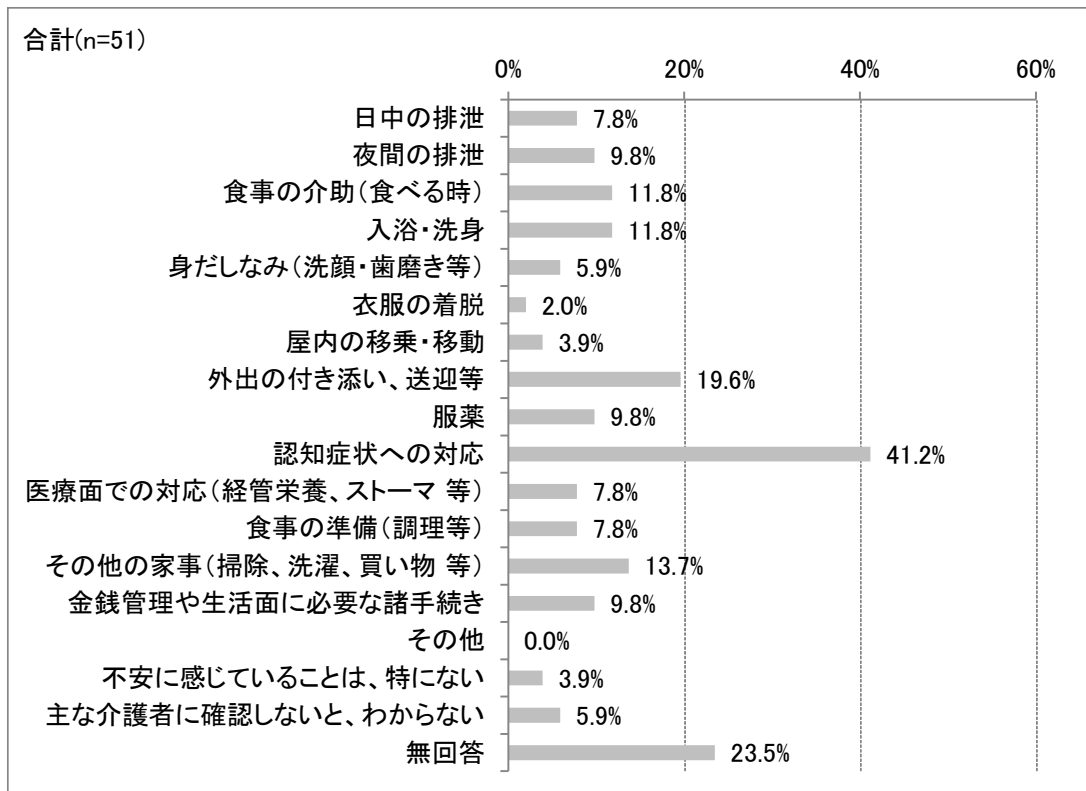
③ 主な介護者の本人との関係

「子」の割合が最も高く 51.6%となっています。次いで、「配偶者（31.3%）」、「その他（7.8%）」となっています。



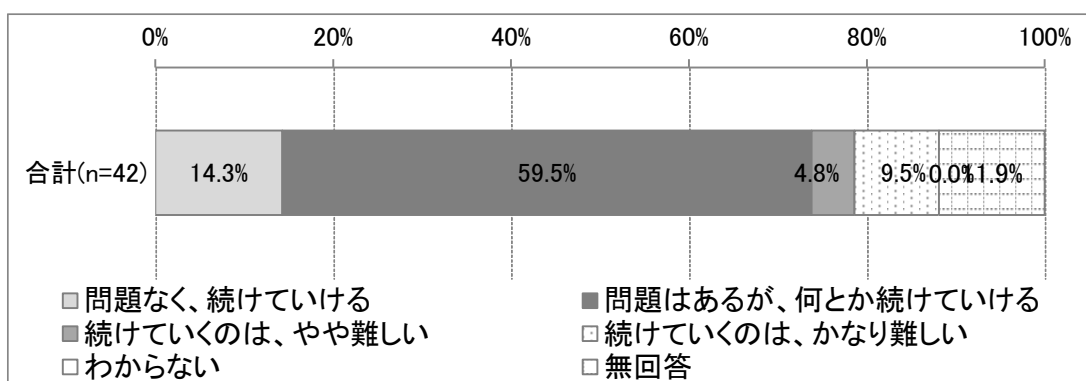
④ 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

「認知症状への対応」の割合が最も高く 41.2%となっています。次いで、「外出の付き添い、送迎等（19.6%）」、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物 等）（13.7%）」となっています。



⑤ 主な介護者の就労継続の可否に係る意識

「問題はあるが、何とか続けていける」の割合が最も高く 59.5%となっています。次いで、「問題なく、続けていける（14.3%）」、「続けていくのは、かなり難しい（9.5%）」となっています。



(5) 調査結果のまとめ

○高齢者のみの世帯が多い点や加齢に伴いひとり暮らし世帯が多い点から、日頃からの見守りや、地域での支え合いの重要性が高まっているものと思われます。

○介護・介助は必要ない方が多いものの、加齢に伴い介助等を必要とする人の割合が高まっていることから、早くからの健康管理や健康増進の取組を推進し、一人ひとりに健康的な生活習慣を確立させ、健康寿命を延ばしていくことが重要だと思われます。

○加齢に伴い外出頻度が低下しているため、早い時期から運動習慣の定着や外出しやすい環境の充実も重要と思われます。また、自動車による移動が主な移動手段となっているため、意識的に歩く機会を確保することや、移動手段等の整備も必要と思われます。

○高い頻度で参加している活動は収入のある仕事と町内会・自治会となっており、趣味等の活動への参加頻度はあまり高くない状況となっています。

○健康状態はよい方が多いものの、加齢に伴い低下しています。また、「高血圧」や「目の病気」、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」の方も多くみられました。健康寿命の延伸と生活習慣病の予防を目標とし、多くの高齢者が元気で活動的な生活が送れる取組が必要です。

○リスク該当者としては、「認知機能」が多くみられました。認知症高齢者数の増加が懸念される中、認知症に関する多岐にわたる取組が必要となってきます。

○本人が抱えている傷病は、「認知症」「心疾患（心臓病）」「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」が多く、健康寿命の延伸と生活習慣病の予防をはじめ、多くの高齢者が元気で活動的な生活が送れる取組が必要です。

○主な介護者は「子」や「配偶者」が多く、過去1年間の介護が主な理由で退職・転職した主な介護者は6.4%となっています。また、主な介護者が不安に感じる介護等は「認知症状への対応」「外出の付き添い、送迎等」「入浴・洗身」が多くみられます。さらに、主な介護者の就労継続について9.5%が「続けていくのは、かなり難しい」と感

じています。このように介護者を支える仕組みづくり重要といえます。さらに、全世代型社会保障の構築を進める観点から、一人暮らし高齢者や、老老介護世帯への支援のほか、ヤングケアラーも含めた家庭における介護の負担軽減のための取組が必要です。

第3章 計画の基本的方向

1. 基本理念

大江町総合計画（第10次）では、「ちょうどいい 幸せ感じるまち」という将来像の実現に向けて、一人ひとりの自覚、協働、行動により、福祉分野については、「誰もが住み続けたいと思える、安心な“くらし”と豊かな地域社会の実現」を目指して取り組んでいます。

本町の福祉分野における上位計画である大江町地域福祉計画（第3期）では、「地域の“絆”を深め、安心して暮らせる社会を築こう」を基本方針として、「福祉サービスの適切な利用の推進」、「住民主体による地域づくり推進のための条件整備」、「住民の支え合いによる地域づくり」という3つの重点施策に沿って取組を進めています。

本計画においては、これまで、在宅福祉、施設福祉、保健医療、健康と生きがいづくり、介護等といったそれぞれの分野から高齢者対策に取り組んでまいりました。

また介護保険事業については、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、団塊ジュニアが高齢期を迎える令和22年（2040年）を見据え、「在宅医療・介護連携の推進」、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」、「生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」、「地域ケア会議の推進」、「高齢者の居住安定に係る施策との連携」の5つの施策を重点的取組事項とした「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、基盤整備を進めていく必要があります。

国では「地域共生社会の実現」に向けて、高齢者の抱える多様な課題やニーズに対応し、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、互いに支え合う「自助・共助・公助」の考え方に立った、地域全体で支え合う仕組みづくりとなる「地域包括ケアシステム」を深化・推進を図ることを求めている。本町においてもこれまでの取組を継続し、“住民主体による地域づくり”、“住民の支え合いによる地域づくり”を基本に、適切な福祉サービスの利用推進を図っていくことが必要と考えられます。

そこで、地域共生社会の実現を目指し、本町の総合計画と地域福祉計画における考え方を踏まえ、本計画における基本理念を次のように設定します。

ともに支え合いながら、一人ひとりがその人らしく、
幸せを感じながら、安心して暮らしていくことができるまちの実現

2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標のもと、計画的に施策を展開していきます。

基本目標1：生涯にわたる健康づくりの推進

年齢が高くなるとともに生活習慣病なども発症しやすくなります。

住み慣れた地域でいつまでもいきいきと自分らしく生活するためには、各種健診の受診や健康教室等を通して疾病の予防及び早期発見、早期治療に努め、健康づくりや介護予防の取組の充実を図り、一人ひとりの健康意識を高め、一人ひとりの健康維持の取組を促進していく施策に取り組んでいきます。

また、生きがいづくりや社会参加の機会や場の提供に努め、一人ひとりが自分らしく活躍できるよう支援の環境を整えていきます。

基本目標2：認知症高齢者対策の総合的な推進

令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、「認知症基本法」という。）」では、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めることが、国民の責務と定められました。認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指します。

認知症施策に取り組むにあたっては、普及・啓発・本人発信支援、予防、医療・ケア・介護サービス・介護者等への支援、認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援・社会参加支援をはじめとする認知症の方が地域で自立した日常生活を送るための支援を推進します。

基本目標3：ともに支えあう地域づくりの推進

すべての高齢者が住み慣れた地域で日常生活を送れるよう地域社会の中で高齢者を支えあう地域包括ケアシステムの深化・推進、高齢者の在宅生活を支えるための介護保険対象外のサービス基盤の整備に努めていきます。

さらに、全世代型社会保障の構築を進める観点から、ヤングケアラーも含めた家庭における介護の負担軽減のための取組に努めます。

また、災害や感染症などの対策を推進するとともに、高齢者に対する虐待防止等、人権や権利を守り、高齢者が安全に安心して暮らしていくことができるようにしていきます。

基本目標 4：介護保険サービスの推進

要支援・要介護状態になっても安心して生活していくことができるよう、必要とされる介護保険サービスを提供していきます。

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、団塊ジュニアが高齢期を迎える令和22年（2040年）を見据え、介護保険制度が持続できるよう、本町において必要なサービスの重点化・効率化を進め、介護保険料などの費用負担とのバランスにも配慮しながら、適正規模で本町らしい介護サービスの提供に努めていきます。

基本目標 5：福祉を支える基盤の整備

支援を必要とする高齢者が、介護保険や保健福祉のサービスを安心して利用できるよう、事業者への適切な支援・助言や、サービスの質の向上に向けた取組を推進するとともに、適切な事業者指導や監査を実施し、制度を適正に運営します。

また、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう「地域包括ケアシステムの深化・推進」を推進するために必要な社会基盤である福祉・介護人材の不足が深刻となってきました。

医療・介護需要がさらに一層高まることから、介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等に向けた取組を進めます。

3. 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」は、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、また、介護施設等の整備状況等を総合的に勘案して設定することとなっており、これまでの介護保険事業計画では、本町の介護保険施設整備の状況や交通事情などにより町全域を「日常生活圏域」として設定してきました。

このようなことから、第9期介護保険事業計画においても、これまでの「日常生活圏域」の設定の考え方を継承することとし、大江町全域を一つの日常生活圏域として設定します。

4. 施策の体系

ともに支え合いながら、一人ひとりがその人らしく、
幸せを感じながら、安心して暮らしていくことができるまちの実現

基本目標 1 : 生涯にわたる健康づくりの推進

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 積極的な社会参加の促進
- (3) 介護予防の総合的な推進
- (4) 在宅医療・介護連携の推進

基本目標 2 : 認知症高齢者対策の総合的な推進

基本目標 3 : とともに支えあう地域づくりの推進

- (1) 日常生活の支援の推進
- (2) 安全・安心な暮らしの確保
- (3) 支えあいのネットワークの構築
- (4) 地域包括ケアシステムの深化・推進

基本目標 4 : 介護保険サービスの推進

- (1) 介護サービス基盤の整備の促進
- (2) 居宅サービスの推進
- (3) 地域密着型サービス
- (4) 施設サービス
- (5) 地域支援事業

基本目標 5 : 福祉を支える基盤の整備

- (1) 福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援
- (2) サービスの質の向上に向けた取組
- (3) 介護保険事業の適正な運営

第4章 施策の展開

1. 基本目標1：生涯にわたる健康づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

① 健康診査

高齢者の健康診査については、平成19年度までは、老人保健法により心身の健康を保持することを目的とし実施しておりましたが、平成20年度からは、健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療保険者が実施主体となり健康診査が行われることとなりました。これに伴い、40歳から75歳未満の方については、生活習慣病の発症の原因とされるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査が、75歳以上の方については、後期高齢者健康診査が実施されております。また、がんの早期発見・早期治療を目的に各種がん検診も実施しています。令和5年度より眼底検査を片眼から両眼の検査とし、全身の血管の状態だけでなく、眼疾患についても両眼の検査ができるよう内容拡充しています。

今後は、受診可能な検診項目の拡充を図り、より充実した健診内容としていきます。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
健康診査	受診者数	1,025人	1,041人	1,050人
	うち前期高齢者	736人	723人	730人
	うち後期高齢者	289人	318人	320人

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康診査	受診者数	1,070人	1,090人	1,110人
	うち前期高齢者	740人	745人	750人
	うち後期高齢者	330人	345人	360人

② 各種健康診査の受診率の向上

高齢者の受診率を上げるためには、若い時期からの意識付けが重要なことから、健康診査に対する町民の意識向上に努め、各年代層に応じた健診内容の充実を図り、受診率の向上を目指していきます。

高齢者については、74歳までの方については特定健康診査、75歳以上の方については後期高齢者健康診査をそれぞれ実施するとともに、が

ん検診もあわせて実施しています。

健康診査については、後期高齢者医療保険加入者に加え、平成29年度からは国民健康保険加入者についても、特定健康診査（基本検査項目）の健診費用を無償化としました。その後、段階的に無償化の検査項目を拡大したり、健診受診年齢を16歳まで拡大するなどして、受診しやすい環境整備を図っています。若い時期からの健康に対する意識付けが重要なことから、健診費用の負担軽減とともに各年代層に応じた健診内容の充実を図ることで、健診受診率の向上を目指していきます。

また、各種健診の未受診者に対する指導を行うとともに、受診後の事後指導についても、それぞれの情報内容を分析しながら、きめ細やかで適切、迅速な指導に努めます。

高齢者の健診については、医療機関に定期的に通院しているなどの理由から健診を受けない方がおります。健康診査は総合的な健康状態の把握と、継続して受診することにより、健康状態の経年変化の確認ができることから、健康診査の未受診者に対して、引き続き受診勧奨及び周知啓発に努めていきます。

③ 高齢者訪問指導等の充実

高齢者のみの世帯等を対象に健康状態や生活状況等の把握を行っている高齢者実態把握等事業について、対象者の拡大や指導内容の充実に努めます。

各地区において健康づくりや健康管理に対する相談・指導等を行う地区健康教室を開催し、地域での自主的な健康づくりにつながるよう努めていましたが、コロナ禍により、令和2・3年度は地区に出向いての健康教室がなかなか実施できませんでした。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
高齢者訪問事業 (看護師等による)	世帯数	160 世帯	158 世帯	160 世帯
	延べ人数	221 人	210 人	215 人

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者訪問事業 (看護師等による)	世帯数	165 世帯	170 世帯	175 世帯
	延べ人数	225 人	230 人	235 人

④ 訪問指導

訪問指導は、健康診査の事後指導として、精密検査の受診勧奨や生活習慣病予防及び重症化予防等の保健指導を行うとともに、各種保健福祉制度の普及活動や利用制度の助言など多岐にわたる指導を保健師が行っております。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
健康診査事後指導	訪問実施人数	30人	28人	35人

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康診査事後指導	訪問実施人数	35人	35人	35人

(2) 積極的な社会参加の促進

① 雇用・就労機会の確保

健康維持や社会貢献、経済面などから就労意欲のある高齢者は多く存在します。健康な高齢者がこれまで得た知識や経験を活かし経済社会の担い手として活躍することにより、地域社会の活力の維持が図られるとともに高齢者自身が生きがいをもって生活できることから、高齢者の雇用機会の拡充を図るシルバー人材センターの組織基盤の強化や、シルバー人材センターへの活動費等補助として、毎年予算を計上し補助金を支出しています。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
シルバー人材センター支援事業	補助金	1,904千円	1,904千円	1,904千円
シルバー人材センターへの登録	登録者数	113人	112人	112人

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シルバー人材センター支援事業	補助金	1,904千円	1,904千円	1,904千円
シルバー人材センターへの登録	登録者数	113人	113人	113人

② 老人クラブ活動の充実

老人クラブは、自らの老後を健全で豊かなものにするための自主的な組織で、おおむね60歳以上の高齢者で構成されています。会員である高齢者の豊かな知識や経験を活かして、ボランティア活動、生きがい活動、健康づくり活動などを実践する組織として、高齢者の社会参加や地域づくりに貢献していますが、老人クラブにおいては、会員数の減少と高齢化が課題となっています。

コロナ禍により、活動が縮小・休止している状況でしたが、令和5年度より徐々に活動再開しています。ともに支え合い、ともに生きる社会の実現には、世代間の交流活動も重要なことです。高齢者が培ってきた、地域の中であらゆる人がともに暮らしていくための知識や経験などを継承していくため、老人クラブ等が行う世代間交流活動が活発なものになるよう支援として、老人クラブへの活動費等の補助金を毎年予算を計上し支出しています。また各区の老人クラブへ介護予防教室など派遣を実施しています。

また、地域活動やボランティア活動は生きがいづくりにもつながることから、高齢者の地域活動への参加の機会づくりに努めます。

高齢化が進む中で、健康で生きがいをもって過ごすことができる環境づくりがますます求められており、そのような環境づくりを老人クラブと連携しながら推し進めていきます。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
老人クラブ活動 補助事業	補助金	1,672 千円	1,645 千円	1,645 千円
老人クラブへの 会員登録	登録者数	515 人	448 人	444 人

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老人クラブ活動 補助事業	補助金	1,645 千円	1,645 千円	1,645 千円
老人クラブへの 会員登録	登録者数	445 人	445 人	445 人

(3) 介護予防の総合的な推進

① 高齢者実態把握等事業

在宅の高齢者ができる限り要介護状態にならないよう、また、適切な介護予防や生活支援等を受けられるよう要援護状態となるおそれのある高齢者宅を訪問し、心身の状況や生活状況等を把握し、適切な福祉サー

ビス等に結びつけるため、看護師等による高齢者訪問を行っております。

看護師等による訪問により、健康状態等の把握ができ、対象者に適した介護予防事業等の提供につなげることができており、今後も継続して取り組みます。

② 介護予防把握事業

日常生活に必要な機能の確認のための基本チェックリストや主治医からの情報提供、民生児童委員からの情報に加え、高齢者実態把握等事業などによる訪問活動の情報も活用しながら、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し介護予防事業の参加に結びつけていきます。

③ 住民主体の介護予防事業の強化

地域での孤立や閉じこもりを予防するため、住民主体の通いの場の創設に努め介護予防につなげていきます。老人クラブ等と連携することで、一般介護予防事業ではより多くの方を対象に、お達者教室やいきいき貯筋教室、介護予防教室等により介護予防に関する知識の普及や意識の啓発を行ってきました。また、週1回百歳体操の実施をはじめ、健康維持教室や元気サロンふれあい事業等により高齢者の閉じこもり防止と他者との交流を通しての介護予防事業を実施してきました。

今後も生活支援協議体や生活支援コーディネーターを主体として、住民主体の通いの場や高齢者サロン、介護予防教室等の開催への支援を通して、より身近な場所で利用者が自主的に継続して介護予防の活動ができるような取組を強化します。また住民が主体的に活動が続けられるような取組を強化していくことが課題となっています。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
サロン活動参加	参加人数(延べ)	2,843人	3,512人	4,000人
町共催学習会・ 介護予防教室開催	開催数	2回	2回	2回

【目標値(見込量)】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サロン活動参加	参加人数(延べ)	4,100人	4,200人	4,300人
町共催学習会・ 介護予防教室開催	開催数	2回	2回	2回

④ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活と社会参加ができるよう、後期高齢者の健康増進及びフレイル予防に努める新たな仕組みづくりとして、令和 5 年度より山形県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」を開始しています。その中で高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）として、健診の結果から低栄養予防や生活習慣病予防のための訪問指導及び受診勧奨を実施しています（令和5年度実績 低栄養予防に関する訪問指導対象者数：3人、生活習慣病の重症化予防に関する訪問指導対象者数：5人）。また、もう一つの取組として、通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）として、令和5年度は2か所の地域の通いの場参加者（令和5年度実績 望山・梨木原老人クラブ、深沢老人クラブ）と、お達者教室（中央講座）参加者を対象に、フレイル予防の健康教育及び健康相談を実施しています。

なお、コロナ禍を経て健康づくりがより重視されていますが、事業を拡充していくうえでマンパワーが不足しています。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
ハイリスク アプローチ	訪問指導人数			8人
ポピュレーション アプローチ(延)	健康教室参加人数			80人

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ハイリスク アプローチ	訪問指導人数	10人	10人	10人
ポピュレーション アプローチ(延)	健康教室参加人数	90人	90人	90人

(4) 在宅医療・介護連携の推進

① 医療職・介護職のネットワークづくり

高齢者が在宅で安心して暮らしていくためには、医療と介護の連携を進め、情報の共有化や相談体制の一元化などが重要となってきます。

このため、寒河江市西村山郡管内1市4町では、平成27年度に寒河江市西村山郡医師会と連携を図り、寒河江市西村山郡在宅医療・介護連携支援室を設置し、在宅医療連携拠点を整備しています。医療と介護に精通した専門職を相談員として配置し相談支援の充実、在宅医療・介護サービスの情報の共有支援、在宅医療・介護関係者の研修、在宅医療・介

護サービス提供体制の構築に取り組んでいます。

また、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できるように、地域の関係機関の連携体制の構築を図っています。

今後も地域包括ケアを推進するにあたり、個別地域ケア会議や研修会等において多職種で事例検討などを行うとともに、多職種研修の中で具体的なケアを検討するなど、相互理解や顔の見える関係づくりに取り組みます。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
個別地域ケア会議	開催数	10回	10回	10回
	検討事例数	20件	20件	20件
サービスチーム 調整会議	開催数	6回	6回	6回
在宅医療・介護 連携推進事業	委託料	1,680千円	1,440千円	1,882千円

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別地域ケア会議	開催数	10回	10回	10回
	検討事例数	20件	20件	20件
サービスチーム 調整会議	開催数	6回	6回	6回
在宅医療・介護 連携推進事業	委託料	1,882千円	1,882千円	1,882千円

② 地域住民への普及啓発

町民が在宅療養・介護連携に関する理解を深めることができるよう、通いの場や広報などを通して、住民への啓発を行っています。また、寒河江市西村山郡在宅医療・介護連携支援室が作成するパンフレットを活用し、窓口相談に来所した住民等への啓発を行っています。

今後も在宅での介護や療養について、高齢者のみの世帯や介護に不安がある住民もいるため、理解を深めるように努めます。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
町報等発信	発信数	実施済み	実施済み	実施済み

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
町報等発信	発信数	予定あり	予定あり	予定あり

2. 基本目標2：認知症高齢者対策の総合的な推進

① 認知症相談支援の充実

認知症には、早期発見・早期治療が有効とされており、初期段階での保健師など専門職の対応が重要になります。このため、高齢者の家族が気軽に相談できるよう、「認知症」に関する相談窓口が地域包括支援センターであることを周知し、活用の促進を行うとともに、地区の民生委員とも連携し、相談支援を充実していきます。

なお、地域包括支援センターにおける認知症に関する相談件数は増加傾向にあります。本人・家族他、民生委員や町内の医院などからの相談もあり早期発見、介入へつなげていけるよう対応しています。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
認知症に関する相談	件数	60件	116件	80件

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症に関する相談	件数	相談あれば早急に対応		

② 認知症ケアパス、認知症地域支援推進員の活用

認知症地域支援推進委員を配置し、年度ごとに内容を見直しながらケアパスの作成を行っています。

認知症の状態に応じたサービスを受けられるよう、認知症ケアパスの整備・周知を図るとともに、認知症地域支援推進員を配置し、保健・医療・福祉等関係機関が連携し、支援体制の構築に努めます。またケアパスの活用に向けて掲載内容の見直しなどを検討していきます。なお、情報提供に際しては、より多くの方に情報が届くよう手段等の改善に努めます。なお、施策の実施等にあたっては、認知症基本法に基づいて国が策定する「認知症施策推進基本計画」等で示される国と地方公共団体との役割分担等を踏まえ、地域の実情に応じて必要な対応を行います。

③ 認知症初期集中支援事業の推進

認知症初期集中支援事業の実施を通し医療や介護サービスに結びつかずに困っている本人、家族への支援を行っています。認知症初期集中支援チームの介入事例は、年間0～1件あります。令和5年度より新たなサポート医、チーム員で対応しています。

対象者とチームの結び付け、早期の対応により医療や福祉サービス利

用への結び付けを支援していきます。初期集中支援が必要とされる方に早期に対応できるよう、対象者の選定から介入まで迅速に対応できるよう努めていく必要があります。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
認知症初期集中 支援事業	委託料	431 千円	0 千円	458 千円
対応件数	件数	1 件	0 件	1 件

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中 支援事業	委託料	458 千円	458 千円	458 千円
対応件数	件数	1 件	1 件	1 件

④ 認知症高齢者を地域全体で支える体制の構築

認知症高齢者への支援策として、認知症高齢者を地域全体で支える体制づくりを進めています。今後も認知症サポーター養成講座、認知症カフェ等を通して地域の支援者を増やしていくとともに、講座受講者のネットワークづくりを進めていきます。

今後も現在の活動を継続しながら、チーム・オレンジの設立に向けて、地域への働きかけや認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座の開催を行っていく必要があります。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
認知症カフェ	開催数	0 回	10 回	11 回
	委託料	0 千円	240 千円	251 千円
認知症サポーター 養成講座	開催数	2 回	1 回	2 回

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェ	開催数	11 回	11 回	11 回
	委託料	251 千円	251 千円	251 千円
認知症サポーター 養成講座	開催数	2 回	2 回	2 回

⑤ 徘徊高齢者対策の推進

認知症等により徘徊又は徘徊するおそれのある高齢者及びその家族を支援するため、徘徊高齢者に係る情報を事前に町で登録する「無事かえる事業」を実施しています。警察署に対して家族からの徘徊高齢者に係る行方不明者届（行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）第6条に規定する行方不明者届をいう。）があった場合に、警察署からの求めに応じて町長が速やかに情報を提供し、警察署の協力を得て早期に発見、保護ができるよう努めます。

「無事かえる事業」の登録時に作成する見守りグッズの工夫や、事業の周知を今後も行っていく必要があります。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
無事かえる支援事業	新規登録者	7人	3人	3人
	登録者	25人	24人	27人

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
無事かえる支援事業	新規登録者	1人	1人	1人
	登録者	28人	29人	30人

⑥ 成年後見制度の利用支援

認知症高齢者や高齢者のみの世帯が増加していることから、高齢者の権利擁護のための民法における成年後見等の制度が果たす役割が大きくなっていくと予想されます。このことから、低所得者でも「成年後見制度」を利用できるように、低所得者の方を対象に、成年後見人の報酬を所得に応じて、一部又は全部補助します。

なお、近年の実績は令和元年度の1件のみですが、案件があれば、その都度対応していきます。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
成年後見制度の活用	実績	なし	なし	案件があれば 対応

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度の活用	実績	案件があれば 対応	案件があれば 対応	案件があれば 対応

3. 基本目標3：ともに支えあう地域づくりの推進

(1) 日常生活の支援の推進

① 高齢者等日常生活支援

身体上又は精神上的の障害があって日常生活を営むのに支障があり、常時家族等の介護又は支援を必要とする高齢者が、家族等に不測の事態が発生したことにより日常生活の継続が困難になった場合で、かつ、介護保険又は障害者自立支援のサービスを受けられない高齢者に対し、安心して生活できるよう日常生活の支援を行うもので、支援内容としては訪問介護、日帰り介護、短期保護（施設等での短期間の宿泊）があります。

本事業については、緊急、一時的な対応を考慮して実施しているものです。なお、近年の実績はありませんが、案件があれば、適宜対応し、不測の事態に備え引き続き事業を継続していきます。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
高齢者日常生活 支援事業	委託料	実績なし	実績なし	25 千円

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者日常生活 支援事業	委託料	25 千円	25 千円	25 千円

② 配食サービス

調理が困難な高齢者のみの世帯に対して、計画的にサービスの提供を行うことで高齢者の健康と見守りによる福祉の向上を図ることを目的としたもので、週2回（火・金曜日・どちらかのみも可）厳選食材を使用し栄養価を考慮した昼食弁当を配達しています。

本事業は、平成19年度から大江町社会福祉協議会に引き継がれ実施されておりましたが、平成27年度からは町の事業とし、事業の実施は大江町社会福祉協議会に委託しています。利用回数は平成29年度より週1回を週2回として実施し、サービスの強化を図っています。

なお、利用申請があった場合、すぐ社会福祉協議会へ取次ぎを実施していますが、すぐには対応できないことから、利用者の理解を求める必要があります。

今後も利用者のニーズを的確に捉えながら、引き続き事業を実施していきます。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
配食サービス事業 (見守り付き)	実利用人数	100 人	102 人	100 人
	配食数	5,813 食	6,233 食	6,642 食
	委託料	3,269 千円	3,454 千円	4,448 千円

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配食サービス事業 (見守り付き)	実利用人数	100 人	100 人	100 人
	配食数	6,642 食	6,642 食	6,642 食
	委託料	4,448 千円	4,448 千円	4,448 千円

③ 高齢者の住宅の雪下ろし・玄関除雪

経済的に厳しく、自力で住宅の雪下ろしや玄関等の除雪ができない高齢者のみ等の世帯で、親戚等から労力的にも金銭的にも援助を受けられない世帯に対して支援を行っています。

在宅福祉サービスの中では利用者が多く、利用決定を受けた方が直接事業者等に業務を依頼し、その経費に対し支援する方式をとっています。

平成22年度豪雪の際は、雪下ろしや玄関除雪の回数がかさみ自己負担が重くのしかかったため、助成額の増額を行いました。また、平成22年度から豪雪対策本部が設置された際は、特別対策として助成対象回数を増やし対応することとしていましたが、平成24年度からは豪雪対策本部が設置されなくても雪下ろしに係る助成対象回数を3回までに増やして実施しています。また、住民税の非課税世帯が対象でしたが、令和5年度より、課税世帯に対しても助成しています。

1人暮らし等高齢者の増加により、本事業への期待は大きいとともに、冬期間における安全・安心な暮らしに寄与するものであることから、引き続き事業を実施していきます。

なお、年度により、降雪量のばらつきがあるため、必要に応じて補正予算等も検討する必要があります。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
雪下ろし等支援事業	利用人数	114 人	65 人	150 人
	助成額	3,591 千円	1,588 千円	6,660 千円

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
雪下ろし等支援事業	利用人数	150 人	150 人	150 人
	助成額	6,660 千円	6,660 千円	6,660 千円

④ 高齢者等移送支援事業

平成28年度より介護認定を受けている在宅高齢者等が、ストレッチャー付の介護タクシーを利用した場合、その費用の一部を助成しています。

在宅介護の推進のためにも、また、通院目的の利用が多いことから、継続して取り組んでいきます。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
高齢者等移送 支援事業	件数	34 件	19 件	48 件
	委託料	197 千円	122 千円	216 千円

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者等移送 支援事業	件数	48 件	48 件	48 件
	委託料	216 千円	216 千円	216 千円

⑤ 移動手段の確保

高齢者が住み慣れた地域で生活していくためには、医療機関への受診や買い物等の日常生活を送るための移動手段の確保が必要になります。町では、通院を目的とする高齢者や免許返納者等の交通弱者の移動手段として、山交バスの路線を除く区域等を対象に乗り合いタクシーの運行を行っています。

令和2年度より、乗り合いタクシーの対象エリアを山交バスの路線を除く区域を対象と改め、大幅に利用対象地区の拡大を図りました。また、令和5年度より、富沢地区、あおぞら地区を対象に追加し交通弱者の移動手段の確保に努めています。

対象エリアの拡大を要望する声があがっていますが、対象エリアの拡大にあたっては民間事業者との路線の競合等が懸念され、共存を図れるかが課題となっています。

また、町民の通院手段のニーズを把握するために令和3年12月～令和4年2月及び令和4年9月～令和5年2月の期間に乗り合いタクシーを寒河江市立病院まで延伸するモニター試験を実施しました。寒河江市立

病院への延伸便についての利用実績は、令和 3 年度月平均 17.6 人（延べ利用 53 人）、令和 4 年度月平均 13.6 人（延べ利用 82 人）となっており、通院では予約時間が決まっていること等からデマンド型の移動手段は馴染まないことや山交バス路線との競合が懸念されることが課題とされます。

また、介護タクシー利用の場合は高齢者等移送支援事業として費用助成を行っています。今後も利用者の移動手段の確保に努めていきます。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
乗り合いタクシー 運行事業	人数（乗車回数）	3,166 人 (2,068 回)	3,181 人 (1,992 回)	3,200 人 (2,100 回)
	委託料	6,545 千円	6,493 千円	7,200 千円

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
乗り合いタクシー 運行事業	人数（乗車回数）	3,200 人 (2,100 回)	3,200 人 (2,100 回)	3,200 人 (2,100 回)
	委託料	7,200 千円	7,200 千円	7,200 千円

⑥ めくもり介護手当の支給

昼夜を問わず介護している方の労苦をねぎらい、介護疲れを癒す機会や在宅介護の技術向上の機会を得ることができるよう、要介護 3 以上の在宅高齢者がいる世帯の介護者に対し、めくもり介護手当を支給しています。

所得税非課税世帯の介護者を対象としていましたが、平成 23 年度以降は所得要件を緩和し所得税課税世帯の介護者にも支給しています。

申請者が在宅での介護を継続することの助けとなっているため、今後も継続して取り組んでいきます。

なお、申請の取りまとめを地区の民生児童委員に依頼していますが、本来該当になる可能性がある世帯の見落としをどのようにカバーするかが課題となっています。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
めくもり介護 手当支給	人数	23 人	23 人	23 人
	支給額	1,393 千円	1,465 千円	1,500 千円

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ぬくもり介護 手当支給	人数	23人	23人	23人
	支給額	1,500千円	1,500千円	1,500千円

⑦ 高齢者の住まいの確保

高齢者単身世帯や、夫婦のみの世帯が今後も増加していく中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で継続して生活できるように、関係部署や外部の団体との連携を図りながら介護等のニーズにも見合った住まいが提供されるように、情報提供の充実や関係部署への案内等を実施していきます。

また、多様な高齢者の住まいが整備されていく中で、その選択肢の一つである「有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」については、県と連携しながら適切なサービス利用等につなげていきます。

さらに、住宅セーフティネット制度を活用した高齢者の民間賃貸住宅等への円滑な入居についても検討します。

○大江町内の有料老人ホーム入居定員総数：9人（令和5年度末）

（2）安全・安心な暮らしの確保

① 感染症予防対策

高齢者に対し、特に予防接種の効果が期待できるインフルエンザ予防接種と肺炎球菌予防接種については積極的に広報を行うとともに、接種費用の助成を行うことにより予防接種の接種率を高め、発症の予防と症状の軽減化を図っていきます。また、感染症予防の普及・啓発を行っていきます。肺炎球菌予防接種については助成対象者に対して個人通知による接種勧奨を実施しています。

また、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日より2類から5類相当に移行しましたが、引き続き関係機関と連携しながら町内の施設における感染症の発症を防止するとともに、発生時に適切な対応ができるような施設内体制を整備することを目的として、県と協力しながら情報提供等の支援を行っていきます。なお、新型コロナウイルスワクチンは、令和6年度以降の接種の法的位置付けが国から示されていないため、現時点での方向性は未定としています。

さらに、感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、指定基準により、すべての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられており、

管内の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行うよう努めます。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
高齢者インフルエンザ	件数	1,852 件	1,665 件	1,700 件
	委託料	5,698 千円	4,168 千円	4,250 千円
高齢者肺炎球菌	件数	98 件	110 件	120 件
	委託料	332 千円	440 千円	480 千円

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者インフルエンザ	件数	1,700 件	1,700 件	1,700 件
	委託料	4,250 千円	4,250 千円	4,250 千円
高齢者肺炎球菌	件数	120 件	120 件	120 件
	委託料	480 千円	480 千円	480 千円

② 災害時要援護者避難支援

安心して地域で暮らしていくためには、災害時の避難体制を整えておくことも重要です。

本町では、平成20年度に大江町災害時要援護者避難支援プラン全体計画を策定し、要援護者の登録制による個別の避難支援台帳及びマップを作成しており、登録を希望した要援護者には隣組単位で複数の援護者を選定してもらっています。

今後は、緊急時に迅速な避難行動がとれるよう要援護者の避難支援に係る訓練等の実施について努めていくとともに、登録を希望しない要援護者についても把握を行い、緊急時にすべての要援護者が迅速に避難できる体制づくりに努めていきます。

また、災害時に備え、「大江町地域防災計画」に基づき、関係機関等と情報を共有・連携することにより安否確認・避難支援体制の充実を図ります。

さらに、災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、指定基準により、すべての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられており、管内の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行うよう努めます。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
避難支援等		実績なし	実績なし	目標値と同様

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
避難支援等		災害等が発生した場合において、大江町地域防災計画等に基づき、避難所等の開設等を実施し、支援していく。		

③ 緊急通報装置設置支援

平成 18 年度から 1 人暮らし等の高齢者が緊急を要する事態になった時、ボタンを押すだけで、あらかじめ登録しておいた近所の世帯等に呼び出しが係る仕組みの緊急通報装置を設置する場合、その経費に対し支援を行っています。

平成 26 年度に事業を見直し、町民税非課税の 1 人暮らし高齢者に対し、無償で緊急通報装置を貸与する事業を開始しました。本事業では緊急通報があれば必要に応じて委託業者が駆け付ける等の対応をするほか、トイレのドア等が一定時間以上開閉されない場合の安否確認、月 1 回の電話等による安否確認や、24 時間 365 日対応の電話相談も行っています。

1 人暮らし高齢者等の緊急時における連絡手段を確保することで、安心して暮らせる生活環境の提供を図っています。

1 人暮らし等高齢者が増加する中で、本事業は、緊急時における家族等への連絡手段として有効であり、救急搬送の未然防止につながっていると思われます。高齢者の安心・安全のため、周知等、利用拡大に努め、安心して暮らせる環境の提供を図っていきます。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
緊急通報支援事業	登録件数	41 件	38 件	38 件

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急通報支援事業	登録件数	38 件	38 件	38 件

④ 高齢者の権利擁護

高齢化が進むにつれて認知症高齢者が増加し、申立件数が増えていることから、国は平成 29 年 3 月に「成年後見人制度利用促進基本計画」を

定め、令和4年3月には「第二期成年後見人制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。その計画では、今後市町村において、相談や利用普及啓発等を担う権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関を整備することが望ましいとされているため、今後検討が必要と思われます。

また、成年後見制度の利用促進にあたっては、県弁護士会など専門職団体や民間・地域関係団体などで構成する「成年後見制度推進協議会」において、適切な後見人等の選任や不正防止の徹底など、具体的な取組内容等について協議するとともに、同協議会のネットワークを活用して、支援が必要な人を適切に制度の利用につなげるよう努めます。

認知症等で判断能力が低下した高齢者の権利擁護を図るため、低所得の方でも「成年後見制度」を利用できるように、低所得者を対象に成年後見人の報酬を一部又は全部（所得に応じて）補助します。

高齢者の権利擁護のため、成年後見制度のさらなる周知を図っていきます。

なお、近年の実績はありませんが、案件があれば、関係団体と情報共有しながら、対応していきます。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
成年後見制度支援	件数	実績なし	実績なし	目標値と同様

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度支援	件数	案件があれば、適宜対応していく。		

⑤ 高齢者虐待の防止

ア 関係機関とのネットワークの充実

町、地域包括支援センター、民生委員、社会福祉協議会、介護サービス事業者、医療機関、警察等を構成員とする高齢者虐待防止ネットワーク協議会を通して関係団体と情報共有し、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や擁護者に対する適切な支援を行っていきます。

地域包括支援センターによる高齢者訪問や民生委員などによる訪問活動を通じて、高齢者虐待と思われる事案や複合的な困難事例などの早期発見・早期対応につなげていきます。

イ 事例検討等の実施

町職員及び介護従事者の迅速かつ適切な対応力の向上を目的とした研修会への参加や事例検討を行います。

ウ 施設職員に対する研修等の指導

全国的に要介護施設従事者による施設内虐待が増えてきていることから、施設職員による研修等を強化するよう指導していきます。

エ 関係機関との連携による消費者被害防止対策の推進

消費者被害の問題について積極的に学ぶことができるよう、各種団体等が実施する講座などを積極的に広報していきます。

高齢者の見守り、消費者被害の未然防止に取り組むため、庁内関係部署をはじめ、地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護サービス事業者、宅配業者・新聞配達業者など地域の事業者・団体、警察、民生委員など、高齢者の身近にいるすべての人との連携強化を図っていきます。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
高齢者虐待防止 ネットワーク協議会	開催数	1回	1回	1回

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者虐待防止 ネットワーク協議会	開催数	1回	1回	1回

(3) 支えあいのネットワークの構築

① 民生児童委員活動

民生児童委員は社会奉仕の精神をもって、行政機関や社会福祉施設、社会福祉サービスを行う団体等との連携を密にし、その活動に協力し、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うなど、社会福祉の増進に努める活動を行っています。

その活動内容は、住民の生活状態の全般的把握から、地域において援助を必要としている生活困窮者、高齢者、母子・父子家庭、心身障がい者等、様々な理由により社会的な支援が必要と考えられる人達に対して、地域福祉の充実を図る担い手として相談・援助に応じています。

コロナ禍では活動が実施できない状況でしたが、令和4年度に改選を実施し、各地域の地域福祉の充実を図っています。

昨今の地域社会の課題に対して、地域の人々の心身の支えとなる民生児童委員活動にさらなる期待が寄せられており、町としても、これらの活動に対して支援を行っています。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
活動費助成	交付金額	3,157 千円	4,008 千円	4,008 千円

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
活動費助成	交付金額	4,008 千円	4,008 千円	4,008 千円

(4) 地域包括ケアシステムの深化・推進

① 地域包括ケアシステムの深化・推進

令和 22 年（2040 年）を見据え、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。医療・介護・地域・関係機関が一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

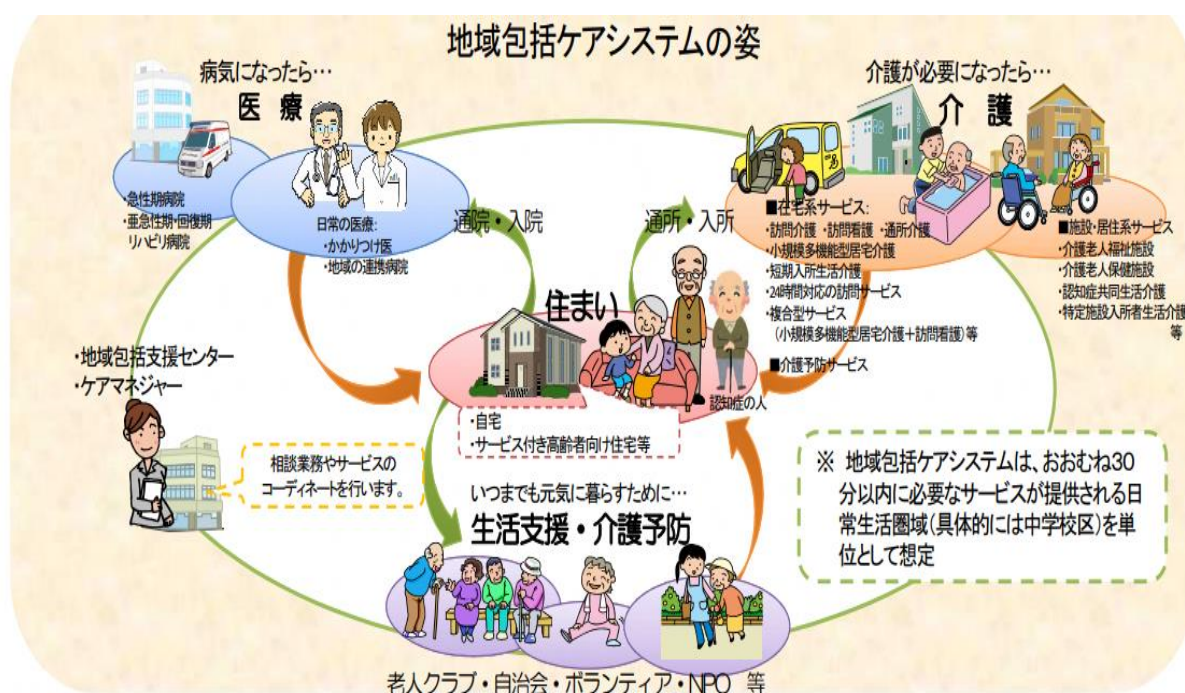
支援が必要な高齢者を早期に発見し、地域が一体となって支えていくことがより一層重要になっており、関係機関の連携をさらに強化し、地域で高齢者の生活を支えられるよう、地域資源を活用しながら地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進により形成される地域ごとのサービスのネットワークは、将来的に高齢者の枠を超えて対象者を広げることにより、子ども・子育て支援、障がい者福祉、生活困窮者支援などにおいても貴重な社会資源になります。そのために、県や近隣市町、医師会などの関係団体等との連携協力体制の構築や、必要な人材の育成・確保の推進を図り、総合的な観点から、地域の実情に合った必要なサービスが、円滑に提供できるよう取り組みます。

また、町は地域包括ケアシステムの構築状況に関する自己点検の結果も参考にしながら、既存の地域資源を活用した地域包括ケアシステムの推進及び地域づくりに取り組むことが重要です。その際、国が作成・周知する資料や、地方自治体の取組事例の分析結果等を活用するよう努めます。

本町では、地域における高齢者福祉の総合的なマネジメントを担う機関として、町直営で地域包括支援センターを運営しており、定期的に町内の各福祉施設や居宅介護支援事業所、各介護サービス事業所との情報交換や研修会、適切な指導を通し介護サービスの質の向上に努めています。

今後は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう、地域包括支援センターが連携の中核となり、高齢者のニーズに応じて医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの深化・推進に向け努めていきます。



【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
サービスチーム 調整会議	開催数	6回	6回	6回

【目標値 (見込量)】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービスチーム 調整会議	開催数	6回	6回	6回

② 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターでは、高齢者やその家族からの相談対応や高齢者の権利擁護と虐待防止に向けた体制づくりを行ってきました。しかし、高齢者に関する相談窓口を知らない町民もあり、地域包括支援センターの周知がまだ十分でないと思われることから、引き続き、センターの業務内容等について理解いただける広報等による普及啓発を行っていきます。

また、地域包括支援センターが、地域包括ケアシステムの中核となり

活動できるよう、現在の事業内容を整理しながらサービス等を提供に努め機能強化を図っていきます。

さらに、認知症高齢者の家族やヤングケアラーなど家族介護者への支援に加え、重層的支援体制整備事業における相談支援等の役割も担うことが期待されることを踏まえ、障害分野や児童福祉分野など他分野との連携を促進するなど、地域における役割がさらに重要となっていることから、同センターの機能強化を図る必要があります。

③ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備推進

高齢者世帯や認知症高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、社会福祉法人や民間企業等の生活支援サービスを担う事業者と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図っていきます。

町では平成28年度に生活支援協議体を立ち上げ高齢者の生活支援について検討を重ねるとともに平成29年度より生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を雇用しました。高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制を整備していくために地域の実情等の把握に努め、各種ボランティア団体や社会福祉協議会と連携を図りながら、高齢者が住みやすい地区となるよう活動していきます。また令和3年度より生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託し、生活支援コーディネーターを中心に高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制を整備していくために地域の実情等の把握に努め、各種ボランティア団体等とも連携し、住民主体で支えあいの地域づくりに努めています。

行政主導ではなく住民主体の体制が広まるよう、引き続き地域づくりに努めます。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
生活支援体制 整備事業	委託料	2,153 千円	2,017 千円	1,998 千円

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援体制 整備事業	委託料	1,998 千円	1,998 千円	1,998 千円

4. 基本目標4：介護保険サービスの推進

■介護保険サービスの体系

要支援者に対する給付は、介護予防支援、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスからなる「予防給付」、要介護者に対する給付は、居宅介護支援、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスからなる「介護給付」となっています。

	予防給付におけるサービス	介護給付におけるサービス
都道府県が指定・監督を行うサービス	◎介護予防サービス 【訪問サービス】 ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 【通所サービス】 ○介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護（老健・病院等） ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具購入	◎居宅サービス 【訪問サービス】 ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 【通所サービス】 ○通所介護 ○通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護（老健・病院等） ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具購入 ◎施設サービス ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院
市町村が指定・監督を行うサービス	◎介護予防支援 ◎地域密着型介護予防サービス ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護	◎居宅介護支援 ◎地域密着型サービス ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ○地域密着型通所介護
その他	○介護予防住宅改修費	○住宅改修費

(1) 介護サービス基盤の整備の促進

高齢化の進行が見込まれる中、要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続することを希望する高齢者や、在宅での生活を継続していくことが困難となり、施設に入所することを希望する高齢者など、様々な介護ニーズに対応できるよう、地域の実情に合わせて、介護サービス基盤の整備を促進する必要があります。

地域密着型サービス・施設サービスについては、これまでの利用実績や入所待機者の状況、介護保険料への影響、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を考慮しながら介護サービス基盤の整備に努めます。

(2) 居宅サービスの推進

① 訪問介護

訪問介護員等が要介護者の居宅を訪問して、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行います。

令和3年度末で、町内施設の「訪問介護」の事業が廃止となりました。介護給付費が令和元年度をピークに減少していることから、今後の介護サービス等の提供について検討する必要があります。また、人材確保について課題となっています。

今後も利用者のニーズに応えるべく、より良いサービスが提供できるように努めていきます。

■ 大江町の方が利用している主な事業所

さがえ西村山農業協同組合（寒河江市）、ニチイケアセンターさがえ（寒河江市）、寒河江市社会福祉協議会指定訪問介護事業所（寒河江市）、ココロケア河北（河北町）

② 訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護

居宅を入浴者等で訪問し、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

介護給付費が令和元年度をピークに減少していることから、今後の介護サービス等の提供について、動向を把握することが課題となっています。今後も利用者のニーズに応えるべく、より良いサービスが提供できるように努めていきます。

今後も利用者のニーズに応えるべく、より良いサービスが提供できるように努めていきます。

■ 大江町の方が利用している主な事業所

株式会社あっぱるケアサービス（山形市）、寒河江市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所（寒河江市）

③ 訪問看護/介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が居宅に訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行い、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指します。令和３年度と比べ令和４年度は利用が増加しており、今後のサービス提供について動向を把握することが課題となっています。

今後も利用者のニーズに応えるべく、より良いサービスが提供できるように努めていきます。

■ 大江町の方が利用している主な事業所

寒河江市西村山郡訪問看護ステーション（寒河江市）、青空訪問看護事業所（河北町）、訪問看護つつじ（寒河江市）

④ 訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション

医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が居宅を訪問して、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要なりハビリ等を行うことで心身機能維持回復を図ります。令和３年度と比べ令和４年度は利用が増加しており、今後のサービス提供について動向を把握することが課題となっています。

今後も利用者のニーズに応えるべく、より良いサービスが提供できるように努めていきます。

■ 大江町の方が利用している主な事業所

介護老人保健施設寒河江やすらぎの里（寒河江市）

⑤ 居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師等が通院困難な利用者に対し、心身の状況と環境等を把握し、療養上の管理指導を行い、療養生活の質の向上を図ります。介護給付費が令和元年度をピークに減少しており、今後の介護サービス等の提供について動向を把握することが課題となっています。

関係機関と地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所が互いに連携を図りながら、利用者に対し、より良いサービスの提供や指導ができるよう努めていきます。

■ 大江町の方が利用している主な事業所

ひまわり調剤薬局嶋南本店（山形市）、TF メディカル嶋北内科脳神経外科クリニック（山形市）、ホープ薬局嶋店（山形市）

⑥ 通所介護

居宅で能力に応じた自立した日常生活を営めるように、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話と機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担を軽減します。町内施設であるグループホームあじさいの「通所介護」について事業廃止となりました。介護給付費が令和元年度をピークに減少しており、今後の介護サービス等の提供について動向を把握することが課題となっています。

今後も「老人デイサービス事業所らふらんす大江」を中心として、利用者のニーズに応えるべく、より良いサービスが提供できるように努めていきます。

■ 大江町の方が利用している主な事業所

老人デイサービス事業所らふらんす大江（大江町）、介護事業所デイサービス花（寒河江市）、さがえ西村山農業協同組合（寒河江市）、つつじの家（寒河江市）、ツクイ寒河江（寒河江市）

⑦ 通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション

居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう生活機能の維持又は向上を目指し、介護老人保健施設や病院が在宅の要介護者に通ってきてもらい、理学療法や作業療法等の必要なりハビリテーションを提供することで、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。介護給付費が令和元年度をピークに減少しており、今後の介護サービス等の提供について動向を把握することが課題となっています。

今後も、「介護老人保健施設景雲荘」を中心として、利用者のニーズに応えるべく、より良いサービス提供できるよう努めていきます。

■ 大江町の方が利用している主な事業所

介護老人保健施設景雲荘（大江町）、朝日町立病院（朝日町）、介護老人保健施設メルヘン（山辺町）、介護老人保健施設寒河江やすらぎの里（寒河江市）

⑧ 短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護

在宅生活を維持する観点から、短期間の入所により利用者の心身機能の維持、又は療養生活の向上と、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。短期入所生活介護の介護給付費は増加傾向にあり、一時的に介護者の不在や特養の入所待ちなどが要因と考えられます。令和3年度と比べ令和4年度は利用が増加しており、今後のサービス提供について動向を把握することが課題となっています。

今後も「短期入所生活介護事業所らふらんす大江」や「大寿荘指定短

期入所生活介護事業所」を中心に必要なサービスが提供できるように努めていきます。

■ 大江町の方が利用している主な事業所

短期入所生活介護事業所らふらんす大江（大江町）、大寿荘指定短期入所生活介護事業所（大江町）、さがえ西村山農業協同組合（寒河江市）

⑨ 短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護

居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、介護老人保健施設等が短期間入所させて看護・医学的管理下で介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話をを行います。介護給付費が令和元年度をピークに減少しており、今後の介護サービス等の提供について動向を把握することが課題となっています。

療養生活の質の向上と家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図ります。

■ 大江町の方が利用している主な事業所

介護老人保健施設景雲荘（大江町）、老人保健施設メルヘン（山辺町）

⑩ 特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設とは、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームを指します。指定基準を満たした事業所が入居する利用者に対して特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話をを行い、施設で能力に応じた自立した生活をできるようにします。介護給付費が令和元年度をピークに減少しており、今後の介護サービス等の提供について動向を把握することが課題となっています。

■ 大江町の方が利用している主な事業所

ソーレ寒河江（寒河江市）、介護付有料老人ホームせなみ米喜家（山形市）、介護付有料老人ホームフォーリーフ嶋（山形市）

⑪ 福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与

利用者ができるだけ居宅で能力に応じた自立した日常生活を営めるように、心身の状況や希望・環境を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整を行い、貸与することで日常生活上の便宜を図り、介護者の負担軽減を図ります。介護給付費が令和元年度をピークに減少しており、今後の介護サービス等の提供について動向を把握することが課題となっています。また、要介護度が軽度者の福祉用具貸与について、事前確認書を提出するよう求めており、適切に対処するよう事業所等に周知する必要があります。

■ 大江町の方が利用している主な事業所

有限会社古川ケアマネジメント（大江町）、さがえ西村山農業協同組合（寒河江市）、有限会社アシスト（寒河江市）

⑫ 福祉用具購入/介護予防福祉用具購入

入浴、排せつなどに使う用具は、衛生的配慮から貸与には馴染まないため、特定福祉用具として購入費の一部を支給しています。腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具などが対象となっています。ケアプランに沿ったものか確認しながら実施しています。また、介護保険対象のものが正確に購入・設置されているか、現地調査をしていくことが課題となっています。令和4年度に実地検査要綱を定め適切に対処しています。今後も在宅の一助を担っているため、推進していきます。

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等と連携して、ニーズに沿った適切な給付に努めていきます。

■ 大江町の方が利用している主な事業所

有限会社古川ケアマネジメント（大江町）、さがえ西村山農業協同組合（寒河江市）、有限会社アシスト（寒河江市）

⑬ 住宅改修/介護予防住宅改修

要介護高齢者等の居宅での生活上の障壁を軽減するために、廊下、トイレ等への手すりの取り付けや段差の解消のための住宅改修費の一部を支給しています。ケアプランに沿ったものか確認しながら実施しています。また、介護保険対象の改修となっているか、現地調査をしていくことが課題となっています。令和4年度に実地検査要綱を定め適切に対処しています。今後も在宅の一助を担っているため、推進していきます。

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等と連携して、ニーズに沿った適切な給付に努めていきます。

■ 大江町の方が利用している主な事業所

さがえ西村山農業協同組合（寒河江市）、有限会社アシスト（寒河江市）、株式会社かんきょう（東根市）

⑭ 居宅介護支援/介護予防支援

居宅介護支援（ケアプラン）とは、利用者に対し、サービスの調整・管理及び利用できる限度額の管理を行うサービスです。令和4年度に、居宅介護指定の更新を実施しました（居宅介護支援事業所おおぞら）。介護給付費が令和元年度をピークに減少しており、今後の介護サービス等の提供について動向を把握することが課題となっています。

利用者に対し、より良いサービスが提供できるよう、介護支援専門員の質の向上に努めていきます。

■ 大江町の方が利用している主な事業所

居宅介護支援事業所らふらんす大江、大寿荘居宅介護支援事業所、霞晴堂指定居宅介護支援事業所、居宅介護支援事業所おおぞら、指定介護予防支援事業所大江町地域包括支援センター（以上大江町）、居宅介護支援事業所つつじ、さがえ西村山農業協同組合（以上寒河江市）

（３）地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問看護介護（介護給付）

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行います。令和３年度と比べ令和４年度は利用が増加しており、今後のサービス提供について動向を把握することが課題となっています。

■ 大江町の方が利用している主な事業所

定期巡回・随時対応型訪問介護つつじ（寒河江市）

② 夜間対応型訪問介護（介護給付）

居宅で能力に応じた自立した生活を営めるように、夜間に定期的な巡回又は随時の通報により、訪問介護員等が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話、緊急時の対応などを行います。介護給付費が令和元年度をピークに減少しており、今後の介護サービス等の提供について動向を把握することが課題となっています。

夜間において安心して生活を送ることができるよう援助します。

■ 大江町の方が利用している主な事業所

夜間対応型訪問介護つつじ（寒河江市）

③ 地域密着型通所介護（介護給付）

生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話と機能訓練を行うことで利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。また、町指定の事業所について、サービス提供を図るよう指導しています。令和３年度と比べ令和４年度は利用が増加しており、今後のサービス提供について動向を把握することが課題となっています。

■ 大江町の方が利用している主な事業所

地域密着型通所介護事業所楽校（大江町）

④ 認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護

認知症の利用者ができるだけ能力に応じた自立した日常生活を営めるよう、施設への通いによる入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談・助

言や健康状態の確認など、認知症の症状の進行緩和のため目標を設定して計画的に行います。現在、町内唯一の施設（グループホームあじさい）での事業廃止となったことから、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護については、指定を行っている事業所はありません。今後の需要動向を見極め、他市町村と指定について協議することも検討していきます。

⑤ 小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護

居宅において自立した生活を営むことができるように、居宅又はサービスの拠点において、通所や短期間宿泊により入浴・排せつ・食事等の介護や調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などを行います。利用者の状態の軽減又は悪化の防止のための目標を設定しながら計画的に支援を行います。

現在、町指定の事業所はありませんが、今後の需要動向を見極め、検討していきます。

■ 大江町の方が利用している主な事業所

小規模多機能型居宅介護もも太郎さん たてやま（山形市）

⑥ 認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者に対して、共同生活住居で家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じた自立した日常生活を営めるようにします。町内の施設（グループホームあじさい）での事業廃止となりました。介護給付費が令和元年度をピークに減少しており、今後の介護サービス等の提供について動向を把握することが課題となっています。

■ 大江町の方が利用している主な事業所

グループホーム大江（大江町）、寒河江やすらぎの里認知症高齢者グループホーム（寒河江市）、グループホームあさひ（朝日町）

（４）施設サービス

① 介護老人福祉施設（介護給付）

施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。介護給付費が令和元年度をピークに減少しており、今後の介護サービス等の提供について動向を把握することが課題となっています。

今後も町内にある２施設を中心に対応していきます。

■ 大江町の方が利用している主な施設

特別養護老人ホームらふらんす大江（大江町）、特別養護老人ホーム大寿荘（大江町）、盲特別養護老人ホーム和合荘（朝日町）、特別養護老人ホームケアハイツ西川（西川町）

② 介護老人保健施設（介護給付）

在宅復帰に向けて支援を要する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行います。令和３年度と比べ令和４年度は利用が増加しており、今後のサービス提供について動向を把握することが課題となっています。

今後も、町内の施設を中心に必要なサービスを提供してくように努めていきます。

■ 大江町の方が利用している主な施設

介護老人保健施設景雲荘（大江町）、介護老人保健施設寒河江やすらぎの里（寒河江市）、介護老人保健施設メルヘン（山辺町）

（５）地域支援事業

地域支援事業は平成 18 年度に創設された事業で「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」で構成されました。

平成 27 年度の介護保険制度改正により、地域包括ケアシステムの一翼を担う地域支援事業については大幅な見直しが行われ、全国一律で実施していた介護予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」「包括的支援事業」「任意事業」として実施されることになりました。これにより地域の実情にあわせて多様なサービスを提供していくことができるようになりました。

総合事業は、要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」で構成されています。

【地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業の概要】

給付

介護給付（要介護1～5）

介護予防給付（要支援1～2）

介護予防・日常生活支援総合事業

○介護予防・生活支援サービス事業（要支援1～2、介護予防・生活支援サービス事業対象者）

訪問型種別	サービス内容	実施状況
現行訪問介護相当	身体介護・生活援助	実施
訪問型サービスA	生活援助（緩和基準サービス）	
訪問型サービスB	住民主体の自主活動による生活援助	実施
訪問型サービスC	保健師等による居宅での相談指導	
訪問型サービスD	移動支援（通院や日常の買物の付き添い）	

通所型種別	サービス内容	実施状況
現行通所介護相当	食事、入浴、運動等	実施
通所型サービスA	食事、運動等（緩和基準サービス）	
通所型サービスB	住民主体の自主活動による運動等	
通所型サービスC	運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム	

○一般介護予防事業（65歳以上の人なら誰でも利用可能。地域の人とのつながりを通じて介護予防等の取組を支援）

介護予防把握事業	実態把握調査によって、何らかの支援が必要な人を調査
介護予防普及啓発事業	住民主体の介護予防に取り組む通いの場を支援、介護予防講師の派遣
地域介護予防活動支援事業	介護予防リーダーを養成し、活動を支援

包括的支援事業（従来の地域包括支援センターの運営に加え、より充実した施策の推進）

○地域包括支援センターの運営に加え、地域ケア会議の充実（地域包括支援センター等で多職種共同による個別事例の検討を行い、地域課題の把握等を推進するため、地域ケア会議を開催）

○在宅医療・介護連携の推進（在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を、寒河江市西村山邸在宅医療・介護連携支援室にて推進）

○認知症施策の推進（認知症地域支援推進員及び初期集中支援チームを設置し、専門職による早期診断・対応等、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域の構築を検討・実施）

○生活支援サービスの体制整備（生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置により、生活支援のサービスや担い手等、地域資源の開発を実施）

任意事業

・家族介護支援事業 等

【財源構成】

居宅サービス
地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）
国 25%
県 12.5%
町 12.5%
1号保険料 23%
2号保険料 27%

施設サービス
国 20%
県 17.5%
町 12.5%
1号保険料 23%
2号保険料 27%

【財源構成】

地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）
国 38.5%
県 19.25%
町 19.25%
1号保険料 23%

地域支援事業

① 介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業

サービス事業の提供は、直接実施や委託だけではなく、指定事業者によるサービス提供や、NPO等住民主体の支援実施者に対する補助（助成）といった様々な提供体制を整備していきます。

また、サービス事業の実施にあたっては、事業の適切かつ効率的な実施の観点から、サービスの種類ごとに支援等を提供する事業者等が遵守すべき基準やサービス単価、利用者負担（利用料）を定めていきます。

現在、以下のような事業を実施しています。

- ・介護予防・生活支援サービス事業
- ・下肢筋力運動機能維持向上事業-いきいき貯筋教室

- ・お達者教室（出前講座）
- ・お達者教室（地区講座）
- ・お達者教室（中央講座）
- ・健康維持教室
- ・元気サロンふれあい事業
- ・認知症予防教室

また、従来の給付による介護予防訪問介護・介護予防通所介護を平成28年4月1日より総合事業として、現行相当のサービスに加えシルバー人材センターによる訪問型サービスA、町内施設や職能団体へ委託し短期集中型の訪問型サービスCを実施しています。今後も継続して実施し、適切なサービス利用による状態改善につながるよう情報提供等行っています。

ア 訪問型サービス

（ア）訪問型サービス

訪問介護事業者の訪問介護員による身体介護や掃除、洗濯等の生活援助

■ 大江町の方が利用できる主な事業所

さがえ西村山農業協同組合（寒河江市）、ケアセンターべにばな（寒河江市）、寒河江市社会福祉協議会（寒河江市）、訪問介護つつじ（寒河江市）

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
サービス提供事業所	事業所数	4 か所	4 か所	4 か所
利用者	延べ人数	135 人	150 人	150 人
負担金	負担金額	1,994 千円	2,335 千円	3,096 千円

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス提供事業所	事業所数	4 か所	4 か所	4 か所
利用者	延べ人数	150 人	150 人	150 人
負担金	負担金額	3,096 千円	3,096 千円	3,096 千円

（イ）訪問型サービスA

訪問介護事業者以外の事業者による買い物や掃除等の生活援助中心のサービス

■ 大江町の方が利用できる主な事業所

一般社団法人大江町シルバー人材センター

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
事業所	事業所数	1 か所	1 か所	1 か所
利用者	延べ人数	12 人	14 人	12 人
委託料	委託料	32,500 円	55,200 円	50,400 円

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所	事業所数	1 か所	1 か所	1 か所
利用者	延べ人数	12 人	12 人	12 人
委託料	委託料	50,400 円	50,400 円	50,400 円

(ウ) 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

保健・医療のリハビリ等専門職による居宅での相談指導

■ 大江町の方が利用できる主な事業所

介護老人保健施設景雲荘、山形県歯科衛生士会

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
事業所	事業所数	2 か所	2 か所	2 か所
利用者	実人数	1 人	0 人	1 人
委託料	委託料	51,200 円	0 円	43,200 円

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所	事業所数	2 か所	2 か所	2 か所
利用者	実人数	1 人	1 人	1 人
委託料	委託料	43,200 円	43,200 円	43,200 円

町内の訪問介護事業所閉鎖に伴い寒河江市内の事業所を中心にサービス実施しています。訪問型サービスB（住民主体による支援）、訪問型サービスD（移動支援）はまだ整備には至らず、今後も実現に向けて検討していきます。

イ 通所型サービス

(ア) 通所介護

通所介護事業者による生活機能向上のための機能訓練、入浴介助等のサービス

■ 大江町の方が利用できる主な事業所

老人デイサービス事業所らふらんす大江（大江町）、地域密着型通所介護事業所楽校（大江町）、つつじの家（寒河江市）、笑和感（寒河江市）、介護事業所デイサービス花（寒河江市）

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
サービス提供事業所	事業所数	9 か所	10 か所	10 か所
利用者	延べ人数	443 人	495 人	495 人
負担金	負担金額	9,951 千円	10,902 千円	14,616 千円

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス提供事業所	事業所数	10 か所	10 か所	10 か所
利用者	延べ人数	495 人	495 人	495 人
負担金	負担金額	14,616 千円	14,616 千円	14,616 千円

通所型サービスA、B、Cについては実施できる委託先の選定が難しく実施に至っていません。町内外で様々な特色の事業所があり、個々の状態に合わせて適切な事業所が利用できるよう、今後も引き続き検討していきます。

② 地域包括支援センターにおける地域支援事業

平成 18 年 4 月より、地域包括支援センターを町直営で運営しています。一般介護予防事業を含む介護予防・日常生活支援総合事業や介護・虐待・生活についてなど幅広く相談に応じる相談事業、認知症サポーター養成講座等の認知症対策等、高齢者の生活に関連する事業を行っています。また、指定介護予防支援事業所として要支援認定者の介護予防サービス利用の支援を実施しています。高齢者ができるだけ要介護状態とならないよう事業を実施していくことが必要といえます。

実施にあたっては、より多くの参加者を募るため事業の普及啓発を図り、要介護状態とならないよう元気な高齢者を増やすため老人クラブ等と連携し実施しています。

包括的支援事業では、高齢者虐待防止や認知症高齢者への対応など多岐にわたる事例に対応するために、地域包括支援センターのさらなる周知を図り、地域ネットワークづくりを充実していきます。任意事業は、

家族に対する支援として介護教室の開催、地域ぐるみで支援するため認知症サポーター養成講座等を実施しています。また、指定介護予防支援事業所として要支援者の介護予防サービスの支援を行っています。

今後も継続し地域包括支援センターの周知を図ります。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
一般介護予防事業 お達者教室地区講座	回数	7地区	10地区	10地区
	人数	72人	100人	100人
一般介護予防事業 お達者教室中央講座	回数	6回	6回	6回
	人数	173人	160人	160人
認知症サポーター 養成講座	回数	2回	1回	2回
	人数	60人	7人	60人

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
一般介護予防事業 お達者教室地区講座	回数	10地区	10地区	10地区
	人数	100人	100人	100人
一般介護予防事業 お達者教室中央講座	回数	6回	6回	6回
	人数	160人	160人	160人
認知症サポーター 養成講座	回数	2回	2回	2回
	人数	60人	60人	60人

③ 包括的支援事業

ア 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者が要支援、要介護状態になることを予防するため、心身の状況や生活状況に応じて、訪問及び高齢者福祉サービスも活用し必要な支援を実施しています。今後も継続し、その人に合った支援を本人や家族とともに相談し実施していきます。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
ケアプラン作成	実人数	85人	84人	85人

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン作成	実人数	85人	85人	85人

イ 総合相談・支援事業

随時、高齢者ご本人やご家族などからの相談を受け、問題の解決に向けた情報提供や関係機関等の紹介を行い、また、専門的な支援が必要な人については、個別の支援計画を作成し、適切なサービス等の実施につなげていきます。今後も継続し、迅速な相談対応のできる体制を整備していきます。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
相談事業	件数	350 件	342 件	340 件
高齢者訪問	人数	221 人	210 人	210 人

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談事業	件数	350 件	350 件	350 件
高齢者訪問	人数	210 人	210 人	210 人

ウ 権利擁護事業

高齢者の権利擁護のため、高齢者虐待への防止や成年後見制度など権利擁護を目的とするサービスや制度を活用して、高齢者が安心して生活していくことができるよう、必要な支援を行います。実績はありませんが、社会福祉協議会等と連携し情報共有を行い、必要に応じて福祉サービスの利用につなげるよう努めます。今後も継続し、必要に応じ対応していきます。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
高齢者虐待防止 ネットワーク協議会	開催数	1 回	1 回	1 回
成年後見制度の活用	実績	なし	なし	案件があれば対応

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者虐待防止 ネットワーク協議会	開催数	1 回	1 回	1 回
成年後見制度の活用	実績	案件があれば対応	案件があれば対応	案件があれば対応

エ 包括的・継続的マネジメント事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状態や変化に応じて包括的・継続的に支援していくことができるよう、定期的に高齢者保健福祉サービスチーム調整会議を開催し、介護支援専門員や医療・介護関係者が情報交換や研修ができるよう体制を整備しています。今後も継続し、高齢者の支援に役立つよう介護支援専門員の質の向上に努めます。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
サービスチーム調整会議	開催数	6回	6回	6回

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービスチーム調整会議	開催数	6回	6回	6回

オ 地域ケア会議の開催

地域の多様な関係者による検討の場を通じて、支援や支援体制の質の向上を図ります。年間10回の自立支援型個別地域ケア会議を実施し、多職種からの助言が高齢者の自立支援や問題解決に向けて活かされるように取り組んでいます。今後も継続し、個別の課題解決、地域の課題の検討を行っていく必要があります。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域包括ケア会議	開催数	10回	10回	10回

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括ケア会議	開催数	10回	10回	10回

5. 基本目標5：福祉を支える基盤の整備

(1) 福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援

サービスの安定供給、維持のためには、町が町内介護サービス事業所の人員確保の実態を把握したうえで、県と連携しながら計画的に介護人材を確保、定着させ、さらに、職員の負担軽減、職場環境の改善などの介護現場の生産性向上に取り組むことが不可欠です。

また、介護現場の生産性の向上の取組は、県が主体となり、地域の実情を踏まえ、総合的かつ横断的に進めていくことが重要であり、具体的には、地域医療介護総合確保基金に基づく介護生産性向上推進総合事業によるワンストップ型の窓口の設置、介護現場革新のための協議会の設置や共生型サービスの活用といった取組が考えられます。

本町では、県と連携し、県が実施する施策の事業者への周知等を行うよう努める必要があります。

また、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、令和3年度介護報酬改定において、すべての介護サービス事業者に対し、事業の運営にあたって、職場におけるセクシュアルハラスメント又はパワーハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。このような状況を踏まえ、ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組を推進していく必要があります。

介護分野の文書負担軽減の観点から、指定申請や報酬請求等に係る国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化に向けて、令和5年3月に介護保険法施行規則等が改正されました。これにより、本町では、令和8年3月31日までに「電子申請・届出システム」の使用に向けた準備を完了する必要があることから、条例や規則の改正等を遅滞なく進める必要があり、業務効率化の観点からも、介護情報基盤の整備に向けた取組に努めます。

加えて、介護人材確保が喫緊の課題とされる中で、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用するため、介護サービス事業者の経営の協働化や大規模化も有効な手段の一つとして考えられます。

介護職は離職率が高い業種でもあるといわれていますので、今後、町内介護事業所の実態などを調査しながら、人材不足の軽減、離職防止に取り組んでいく必要があると思われます。また、介護人材の確保のため、処遇の改善、職場環境の改善による離職防止はもとより、外国人介護人材の受入環境整備などの取組を進め、介護ロボットやICT技術の活用により介護の効率化を図り、介護職員の負担軽減を図っていく必要があります。

① 介護の仕事の周知・啓発

高校生や社会人などを対象に、県等と協力しながら、人材確保に向けて、介護に対する情報提供など周知に努めています。今後は、将来の進路の選択肢の一つとして介護職を意識してもらえよう事業について検討するとともに、県からの情報を各事業所へ共有し、人材確保に向けた検討に取り組みます。

② 人材活用と働き続けられる環境の整備

介護サービス事業所で働く職員が、仕事に対する誇りとやりがいをもって働き続けることができるよう、県と連携して各種研修等の情報収集と事業所への提供に努めます。また、県では「山形県外国人介護人材支援センター」を設置し、外国人の介護職定着に向けて支援していることから、事業所等へ情報共有し、人材の確保に努めます。

今後も県等と連携しながら、情報共有に努め、生活支援等の新たな担い手の育成・確保に取り組むことで介護人材のすそ野を広げ、人材の有効活用につなげます。

(2) サービスの質の向上に向けた取組

① 苦情・事故報告

苦情・事故報告書提出について法令等に基づく報告基準や目安などを含めた周知徹底を継続的に行い、提出の必要性を意識付けていきます。

町の指導検査等を通じて、事業所の運営やサービス提供の状況を把握するとともに、国や県の動向に注視しつつ、必要に応じて連携を図ることで適切な指導・助言を行い、事業者のサービスの質の向上を支援していきます。特養施設の事故報告は、毎年発生しており、事故が起きた要因等を取りまとめ、各施設へ情報提供しています。今後も法令等に基づき対処していきます。

また、第三者機関を活用し、苦情の活用方法や事故の未然防止等、サービスの質の向上につながる方策を検討し、実践に向けて取り組んでいきます。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護施設の事故報告	件数	14 件	22 件	9 件
苦情等	件数	0 件	0 件	0 件

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護施設の事故報告	件数	案件があれば、適宜対応していく。		
苦情等	件数	案件があれば、適宜対応していく。		

③ 事業者への適切な指導・監査の実施

介護保険法に基づき、介護サービス事業者等に対し、介護給付等対象サービスの取り扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底することを目的に指導を行います。指導にあたっては、介護サービス事業所の適正な運営とサービスの質の確保に向け、効果的な指導に取り組みます。また、国・県からの通知等があった場合には、早急に通知するなど対応しています。

重大な指定基準違反や介護報酬の請求に関する不正・不当がある場合等には、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的に監査を実施します。

現在、監査対象になるような、指導・違反等はありません。今後も法令等に基づき対処し、必要に応じて、適切な介護報酬を実施するよう指導していきます。

④ わかりやすいサービス情報の提供

介護保険制度が多様化・複雑化する中で、利用者やその家族、地域住民等が正しく情報を理解し、サービスを活用できるよう、情報提供の様々な手法を検証し、サービスを必要とする人にとってわかりやすい方法を検討していきます。

現在、ケアマネージャー等と連携しながら、利用者への周知を図っています。介護サービス等については、パンフレット等を活用しながら、周知徹底を図っています。また、その他の福祉サービスについても、広報・チラシ等を活用し、情報提供に努めています。今後も、県・事業所等と連携しながら周知に努めます。

⑤ 運営推進会議の適切な運営の指導

地域密着型サービス事業所が自ら設置する運営推進会議について、提供しているサービス内容等を明らかにし、透明性の高いサービス運営とすることにより、サービスの質の確保及び地域との連携を図ることができるよう、地域密着型サービス事業者に対し、適宜、実地指導・助言を行い、運営推進会議の適切な運営を確保しています。

令和4年度に地域密着型通所介護の新規1件を指定しました。今後は必要に応じて、適切な運営等を図ることができるよう、情報共有しながら指導に努めます。

⑥ 指定申請書類、監査関係資料などの文書量削減

事業所の業務の効率化の観点から、介護分野の文書に係る負担軽減を図っていくため、申請書類の押印廃止の実施や、令和5年度から介護保険関係申請の一部について、電子申請を開始しました。個々の申請様

式・添付書類や町指定関係（居宅・地域密着等）の手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及び電子化を推進します。

今後は、居宅介護指定関係や業務管理体制の届出等の電子申請に向けて、令和7年度末までに整備できるよう検討していきますが、人員体制の不足等により、なかなか着手することができないため、課題となっています。

（３）介護保険事業の適正な運営

① 介護給付費適正化事業

介護給付の適正化を図ることで、利用者に対する適切な介護サービスが確保されるとともに、不適切な給付が削減され、介護給付費が抑制されることで、持続可能な制度が確保されます。

このため、第9期からの調整交付金の算定にあたっては、要介護認定の適正化、ケアプラン点検・住宅改修の点検・福祉用具購入・貸与調査、医療情報との突合・縦覧点検といったいわゆる主要三事業、あるいは地域の実情に応じて介護給付の適正化に資する多様な取組を構想し、介護給付の不合理的な地域差の改善や介護給付の適正化に向けて県と協議します。

また、国保連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用した縦覧点検・医療情報との突合及びケアプランの点検について、効果的・効率的に事業を実施するため、効果等が期待される帳票を優先して点検するよう努めます。

ア 要介護認定の適正化

指定居宅介護支援事業者、施設又は介護支援専門員が実施した認定調査の内容について、書面又は訪問などの方法により点検し、介護給付の適正化を推進します。また、厚生労働省作成の業務分析データを活用して当町の認定の特徴や課題を把握し、調査員や介護支援専門員に周知する等により、認定の公平性に努めます。

認定調査については、「更新」の区分に係るものを、町内事業所に委託しています。提出された認定調査結果はすべて点検しています。また必要に応じて聞き取りを行うなど、適正化に努めています。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
委託調査の点検（書面）	調査率	100%	100%	100%
委託調査の点検（訪問）	施設数	1 施設	1 施設	1 施設
業務分析データ活用による課題等の把握	回数	1 回	1 回	1 回
能力向上研修会への参加又は実施	回数	1 回	1 回	1 回

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
委託調査の点検（書面）	調査率	100%	100%	100%
委託調査の点検（訪問）	施設数	1 施設	1 施設	1 施設
業務分析データ活用による課題等の把握	回数	1 回	1 回	1 回
能力向上研修会への参加又は実施	回数	1 回	1 回	1 回

イ ケアプランの点検、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査

ケアプランの点検については、介護支援専門員が作成したケアプランの内容確認を町職員等が行い、受給者が本当に必要としているサービスが確保されているか、保険給付が適正になされているかを確認します。2事業所の8プランを区分に応じて抽出して点検を行っていますが、より様々なケースを点検していく必要があるため、点検を行う側のスキル向上に努めていきます。

住宅改修費の申請を受け、工事見積書や写真等の提出書類により審査点検するとともに、改修費が高額なもの、改修規模が大きく複雑なもの、書面からは内容がわかりにくいケース等については現地確認を実施し、受給者の自立にふさわしい住宅改修を行います。

また、福祉用具利用者に対しては、提出書類や適正化システムにより出力された帳票等を用いて必要性や利用状況等を確認点検するとともに、書面上で疑義が生じた場合等については訪問調査等を行い、受給者の自立にふさわしい利用を推進します。

今後は、真に必要な改修・購入なのか確認し、介護保険対象外のものが含まれていないかどうか注意する必要があります。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
ケアプランの点検：訪問調査等による点検の実施	件数	4プラン (1事業所)	8プラン (2事業所)	8プラン (2事業所)
ケアプランの点検：地域ケア会議を活用した点検の実施	件数	20プラン	20プラン	20プラン
住宅改修等の点検：提出書類等の書面による点検	件数	全件	全件	全件
住宅改修等の点検：高額のもの、疑義がある場合等の現地確認	実施率	100% (1件)	対象案件なし	対象案件なし

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプランの点検：訪問調査等による点検の実施	件数	8プラン (2事業所)	8プラン (2事業所)	8プラン (2事業所)
ケアプランの点検：地域ケア会議を活用した点検の実施	件数	20プラン	20プラン	20プラン
住宅改修等の点検：提出書類等の書面による点検	件数	全件	全件	全件
住宅改修等の点検：高額のもの、疑義がある場合等の現地確認	実施率	100%	100%	100%

ウ 医療情報との突合・縦覧点検

国民健康保険団体連合会への委託により、医療情報との突合、縦覧点検等を行い、介護報酬の請求に誤りがないか、受給者にとって真に必要なサービスの提供となっているか等について確認を行い、適正な介護給付を推進します。国民健康保険団体連合会からの情報提供をもとに、毎月確認しています。なお、請求等の誤りはないが引き続き確認を行い、適正な介護給付に努めていきます。

② 高齢者の介護予防・重度化防止に向けた自立支援型地域ケア会議の推進

介護保険法で位置付けられた「地域ケア会議」とは、ケアマネジャーや介護事業者、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士などの多職種の専門職が構成員となり、多職種の視点から、ケアマネジメント支援や地域のネットワーク構築を目的とするものです。

この会議には、様々な困難事例などの個別ケースを支援する「地域ケア個別会議」と地域課題の克服や地域資源の開発等の政策形成を行う「地域ケア推進会議」の2段階会議と位置付けられています。

本町でも、高齢者支援に関する重要な会議と位置付け、各専門職間による情報共有、意見交換を積極的に行い、自立支援に関する課題解決に向け、多職種が連携し、協働して取り組むため、「自立支援型個別地域ケ

ア会議」を年10回（1回2事例）定期的に開催しています。また、困難事例などの個別ケースを支援するため介護支援専門員からの相談により不定期で地域ケア会議を開催しています。

今後も継続して開催し地域の課題を発掘し、重度化防止や自立支援へつなげる政策へと提言できるよう回を重ねていきます。

【実績値】

事業項目	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自立支援型個別地域ケア 会議開催数	開催数	10回	10回	10回

【目標値（見込量）】

事業項目	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立支援型個別地域ケア 会議開催数	開催数	10回	10回	10回

③ 施設サービスの提供基盤の確保

本町の老人福祉施設は、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）が2施設と、介護老人保健施設が1施設あり、介護保険における施設サービスの大きな柱となっています。その他、町外の施設として、地域密着型の「居住系サービス」の一つである介護付有料老人ホームや、おおむね65歳以上で身体上、精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を養護することを目的とした養護老人ホームなどの施設があります。

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の入所の判定に関しては、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき、入所申込者の介護の必要度及び家族の状況等を勘案したうえで、必要性が高い方の優先的な入所に努めています。

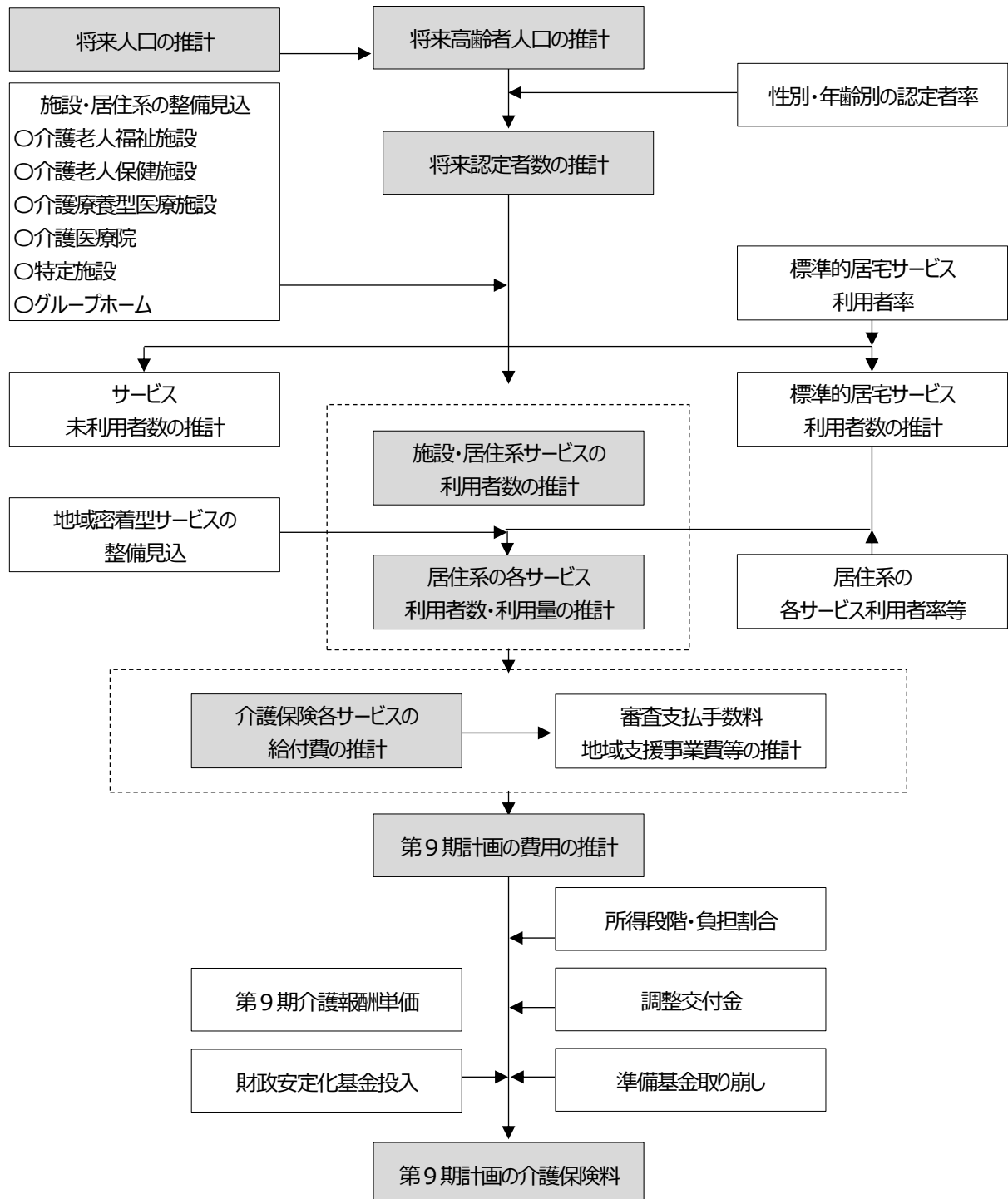
現在、介護保険の申請受付時には、対象者の状態などについて詳しく聴き取り、居宅サービス及び施設サービスについて説明し、必要な場合には各施設や医療機関及び居宅介護支援事業所等へ連絡をとり、必要な介護保険サービスを提供できるよう努めています。

将来的な高齢者の人口動態、待機者や認知症高齢者の状況、介護離職の防止や介護負担軽減など、様々な角度から検証し、適正な施設整備に努めます。その際、事業所指定等については協議の他必要に応じて公募等についても検討していきます。

また、グループホームについて、令和5年度に、1事業所（グループホーム大江）が廃止しました。今後は、他の施設や町外の施設を活用するなど、サービス提供について検討する必要があります。

第5章 介護保険料について

1. 給付費・介護保険料算出の考え方



2. 給付費の見込み

(1) 介護予防サービスの利用実績・見込量

① 介護予防サービス

		実績		実績見込量	見込量					
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	603	337	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	15.3	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	2	2	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	152	124	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	4.5	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	188	26	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	1	1	0	0	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	2,934	2,790	3,166	3,210	3,215	3,215	3,215	3,215	2,736
	人数(人)	8	8	8	8	8	8	8	8	7
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	484	647	1,344	1,363	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364
	日数(日)	6.2	10.3	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2
	人数(人)	1	2	4	4	4	4	4	4	4
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	106	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	2,702	2,562	1,970	1,970	1,970	1,970	1,835	1,903	1,710
	人数(人)	40	39	30	30	30	30	28	29	26
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	228	254	238	238	238	238	238	238	238
	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
介護予防住宅改修	給付費(千円)	823	1,294	1,569	1,569	1,569	1,569	1,569	1,569	1,569
	人数(人)	1	1	2	2	2	2	2	2	2
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	311	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	1	0	0	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は一月あたりの数、人数は一月あたりの利用者数

② 地域密着型介護予防サービス

		実績		実績見込量	見込量					
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は一月あたりの数、人数は一月あたりの利用者数

③ 介護予防支援

		実績		実績見込量	見込量					
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
介護予防支援	給付費（千円）	2,496	2,527	1,936	1,963	1,965	1,965	1,857	1,911	1,692
	人数（人）	46	46	36	36	36	36	34	35	31

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は一月あたりの数、人数は一月あたりの利用者数

（２）介護サービスの利用実績・見込量

① 居宅サービス

		実績		実績見込量	見込量					
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
訪問介護	給付費（千円）	27,686	26,264	34,270	33,099	31,363	28,961	32,374	31,826	27,767
	回数（回）	805.9	763.0	1,020.1	967.9	914.5	852.3	949.3	930.3	815.9
	人数（人）	42	40	39	37	35	34	35	35	32
訪問入浴介護	給付費（千円）	3,826	3,288	4,074	4,131	4,137	4,137	4,137	4,137	3,468
	回数（回）	27	23	29	28.9	28.9	28.9	28.9	28.9	24.2
	人数（人）	6	5	8	8	8	8	8	8	7
訪問看護	給付費（千円）	10,938	13,073	14,100	13,615	12,729	11,053	12,949	13,110	11,785
	回数（回）	157.6	223.0	241.0	226.4	207.0	187.6	211.4	218.2	196.6
	人数（人）	19	24	27	26	24	22	25	25	23
訪問リハビリテーション	給付費（千円）	312	514	193	195	196	196	196	196	196
	回数（回）	9.0	15.0	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7
	人数（人）	1	2	1	1	1	1	1	1	1
居宅療養管理指導	給付費（千円）	4,403	4,298	3,848	3,706	3,594	3,158	3,607	3,607	3,355
	人数（人）	34	31	31	29	28	25	28	28	27
通所介護	給付費（千円）	129,761	116,042	125,835	117,265	112,575	107,339	113,499	113,314	108,448
	回数（回）	1,358	1,212	1,281	1,181.5	1,132.3	1,088.4	1,141.3	1,142.5	1,092.0
	人数（人）	119	110	116	108	104	100	104	104	99
通所リハビリテーション	給付費（千円）	35,294	30,695	30,084	28,850	28,887	26,843	27,379	27,053	26,462
	回数（回）	308.5	282.2	293.1	278.2	278.2	261.4	262.7	260.0	253.6
	人数（人）	39	37	37	35	35	33	33	33	32
短期入所生活介護	給付費（千円）	23,225	29,923	40,774	38,599	36,436	33,142	37,566	35,354	34,271
	日数（日）	230.9	299.5	406.9	382.4	363.0	331.8	370.6	351.2	339.4
	人数（人）	23	27	31	29	28	26	28	27	26
短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	8,420	6,133	6,454	6,601	6,609	6,609	6,609	6,609	6,609
	日数（日）	70.3	51.3	53.0	53.7	53.7	53.7	53.7	53.7	53.7
	人数（人）	9	5	7	7	7	7	7	7	7
短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費（千円）	19,558	18,080	17,582	16,251	15,759	14,717	15,795	15,775	14,942
	人数（人）	132	126	126	117	113	107	113	114	108
特定福祉用具購入費	給付費（千円）	646	900	1,074	1,074	1,074	1,074	1,074	1,074	1,074
	人数（人）	2	2	3	3	3	3	3	3	3
住宅改修費	給付費（千円）	2,782	2,375	0	2,316	2,316	2,316	2,316	2,316	0
	人数（人）	2	2	0	2	2	2	2	2	0
特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	19,578	13,748	9,009	9,136	9,147	9,147	9,147	9,147	9,147
	人数（人）	8	6	4	4	4	4	4	4	4

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は一月あたりの数、人数は一月あたりの利用者数

② 地域密着型サービス

		実績		実績見込量	見込量					
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	給付費（千円）	1,942	2,868	2,543	2,579	2,582	2,582	2,582	2,582	2,582
	人数（人）	2	2	2	2	2	2	2	2	2
夜間対応型訪問介護	給付費（千円）	985	931	976	990	661	661	991	991	991
	人数（人）	3	3	3	3	2	2	3	3	3
地域密着型通所介護	給付費（千円）	15,714	15,882	19,407	18,739	17,737	17,737	17,737	18,418	16,449
	回数（回）	153.1	160.5	191.6	183.9	172.8	172.8	172.8	179.6	160.8
	人数（人）	11	13	18	17	16	16	16	17	15
認知症対応型通所介護	給付費（千円）	5,734	1,315	0	0	0	0	0	0	0
	回数（回）	79.6	18.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	4	1	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅 介護	給付費（千円）	1,629	1,721	0	1,677	1,679	1,679	1,679	1,679	1,679
	人数（人）	1	1	0	1	1	1	1	1	1
認知症対応型共同生 活介護	給付費（千円）	68,208	59,362	53,031	53,780	53,848	50,769	50,769	47,390	47,390
	人数（人）	22	20	17	17	17	16	16	15	15
地域密着型特定施設 入居者生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は一月あたりの数、人数は一月あたりの利用者数

③ 施設サービス

		実績		実績見込量	見込量					
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
介護老人福祉施設	給付費（千円）	317,555	301,336	285,112	289,137	292,492	292,492	252,707	249,655	240,202
	人数（人）	105	100	94	94	95	95	82	81	78
介護老人保健施設	給付費（千円）	127,182	136,824	135,120	137,028	137,201	137,201	117,499	117,499	114,306
	人数（人）	41	43	42	42	42	42	36	36	35
介護医療院	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は一月あたりの数、人数は一月あたりの利用者数

④ 居宅介護支援

		実績		実績見込量	見込量					
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
居宅介護支援	給付費（千円）	33,685	33,009	33,240	31,549	30,197	28,920	30,202	30,273	28,676
	人数（人）	215	206	204	192	184	177	183	184	174

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は一月あたりの数、人数は一月あたりの利用者数

(3) 総給付費の推計

① 総給付費の見込み

ア 介護予防サービス給付費の見込み

	実績		実績見込量	見込量					
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
介護予防サービス（千円）	8,530	8,034	8,286	8,350	8,356	8,356	8,221	8,289	7,617
地域密着型介護予防サービス（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防支援（千円）	2,496	2,527	1,936	1,963	1,965	1,965	1,857	1,911	1,692
合計（千円）	11,026	10,561	10,222	10,313	10,321	10,321	10,078	10,200	9,309

イ 介護サービス給付費の見込み

	実績		実績見込量	見込量					
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
居宅サービス（千円）	286,429	265,333	287,297	274,838	264,822	248,692	266,648	263,518	247,524
地域密着型介護予防サービス（千円）	94,212	82,079	75,956	77,765	76,507	73,428	73,758	71,060	69,091
施設サービス（千円）	444,737	438,160	420,232	426,165	429,693	429,693	370,206	367,154	354,508
居宅介護支援（千円）	33,685	33,009	33,240	31,549	30,197	28,920	30,202	30,273	28,676
合計（千円）	859,064	818,582	816,725	810,317	801,219	780,733	740,814	732,005	699,799

ウ 総給付費の見込み

	実績		実績見込量	見込量					
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
総給付費（千円）	870,090	829,142	826,947	820,630	811,540	791,054	750,892	742,205	709,108

② 地域支援事業費の見込み

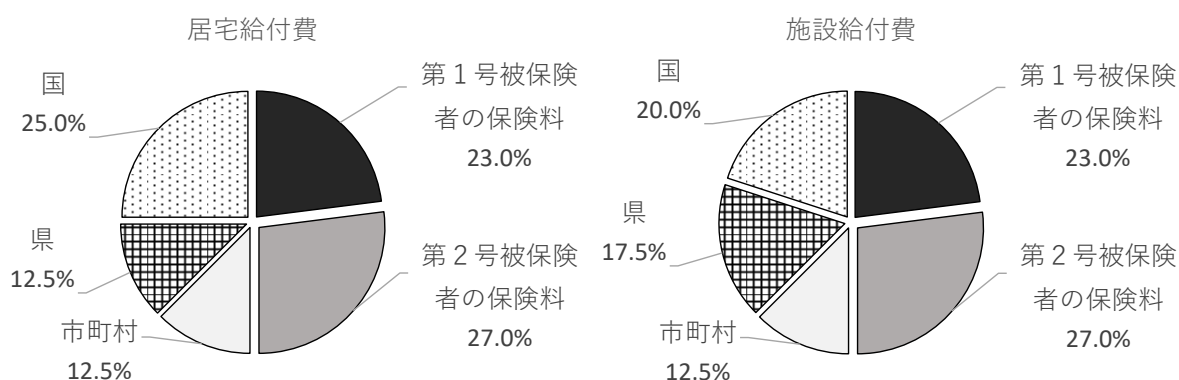
	実績		実績見込量	見込量					
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費（千円）	22,471	24,377	27,781	28,075	27,753	27,459	26,032	23,979	21,134
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費（千円）	4,476	4,643	4,544	4,592	4,539	4,491	4,189	3,778	3,295
包括的支援事業（社会保障充実分）（千円）	6,097	5,126	6,225	6,291	6,219	6,153	6,225	6,225	6,225
地域支援事業費（千円）	33,044	34,146	38,550	38,958	38,511	38,103	36,447	33,982	30,654

3. 介護保険料の算定

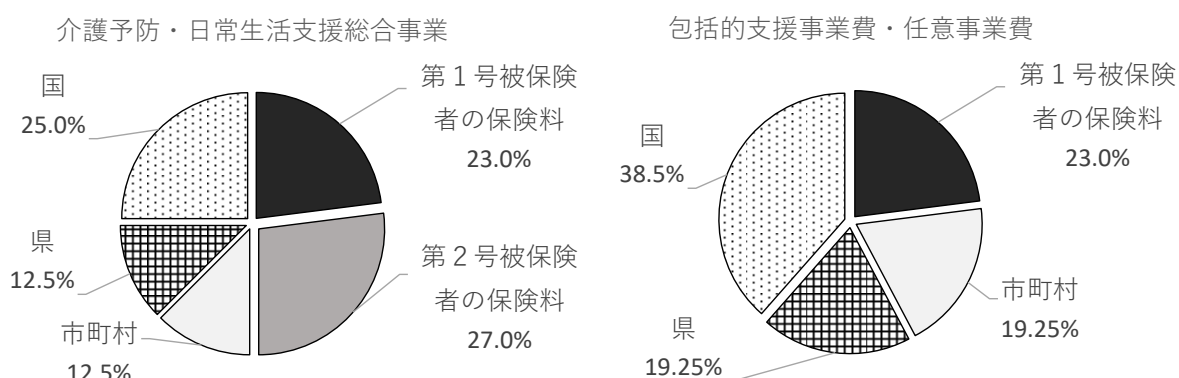
(1) 事業費の見込み

① 介護給付費の負担割合

【標準給付費】



【地域支援事業費】



各費用における財源の内訳は上記の通りです。

介護保険の財源は、65歳以上の第1号被保険者の保険料と40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料、市町村、都道府県、国の負担によって確保されています。

② 保険料収納必要額の見込み

	第9期			
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額（円）	2,608,603,926	883,595,019	873,481,961	851,526,946
総給付費（財政影響額調整後）（円）	2,423,224,000	820,630,000	811,540,000	791,054,000
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）（円）	127,962,447	43,462,483	42,756,982	41,742,982
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）（円）	47,756,432	16,218,400	15,958,244	15,579,788
高額医療合算介護サービス費等給付額（円）	7,352,349	2,499,313	2,455,636	2,397,400
算定対象審査支払手数料（円）	2,308,698	784,823	771,099	752,776
地域支援事業費（円）	115,572,311	38,957,993	38,510,955	38,103,363
介護予防・日常生活支援総合事業費（円）	83,287,348	28,075,133	27,752,973	27,459,242
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費（円）	13,622,702	4,592,044	4,539,351	4,491,307
包括的支援事業（社会保障充実分）（円）	18,662,261	6,290,816	6,218,631	6,152,814
第1号被保険者負担分相当額（円）	626,560,535	212,187,193	209,758,371	204,614,971
調整交付金相当額（円）	134,594,564	45,583,508	45,061,747	43,949,309
調整交付金見込額（円）	175,042,000	65,731,000	59,121,000	50,190,000
市町村特別給付費等（紙おむつ支給事業）（円）	4,856,197	1,650,786	1,621,938	1,583,473
保険者機関等に推進交付金等の交付見込額（円）	4,665,000			
準備基金取崩額（円）	110,000,000			
保険料収納必要額（円）	476,304,295			
予定保険料収納率	99.00%			

○第1号被保険者負担分相当額の設定

第1号被保険者負担分相当額は、標準給付費見込額と地域支援事業費の3年間の合計を合わせた金額の23%となります。

○調整交付金相当額の設定

公費負担分50%のうち、町の負担は12.5%、県の負担は12.5%、国の負担は25%が標準となっています。

調整交付金相当額は、標準給付費見込額に全国平均の調整交付金交付割合（国の負担分25%のうち5%）を掛けて算出します。

○財政安定化基金拠出金の設定

第9期計画の各年度の財政安定化基金拠出金は想定していません。

○財政安定化基金償還金の設定

償還金は第9期計画では計画に見込みません。

○市町村特別給付の設定

本町では、要介護3～要介護5で在宅の方に対する支援として、1か月あたりの支給限度額を5,000円（うち2割は利用者負担）とする「紙おむつ支給事業」を行っています。平成27年度からは短期の入院、平成28年度からはグループホーム入所者も支給対象としています。第9期計画では、486万円を見込みます。なお、給付費は第1号被保険者保険料で賄われます。

○保険料収納必要額

第1号被保険者負担分相当額（標準給付費見込額＋地域支援事業費）の3年間の合計を合わせた金額の23%に調整交付金相当額を加算したものから、調整交付金見込額と準備基金取崩額を引いたものとなります。

③ 介護保険料基準額の算定

○ 保険料基準額の指標

	第9期
保険料基準額（月額）	4,500 円
準備基金取崩額の影響額	1,039 円
準備基金の残高（令和5年度末見込）	228,831,000 円
準備基金取崩額	110,000,000 円
準備基金取崩割合	48.1 %
財政安定化基金拠出金見込額の影響額	0 円
財政安定化基金拠出金見込額	0 円
財政安定化基金拠出率	0.0000%
財政安定化基金償還金の影響額	0 円
財政安定化基金償還金	0 円
保険料基準額の伸び率（％）（対8期保険料）	-25.6%

○ 介護保険料基準額（月額）の内訳

	第9期	
	金額	構成比
総給付費	4,884 円	88.2%
在宅サービス	1,918 円	34.6%
居住系サービス	375 円	6.8%
施設サービス	2,591 円	46.8%
その他給付費	403 円	7.3%
地域支援事業費	251 円	4.5%
財政安定化基金（拠出金見込額＋償還金）	0 円	0.0%
市町村特別給付費等	2 円	0.0%
保険料収納必要額（月額）	5,540 円	100.0%
準備基金取崩額	1,039 円	18.8%
基準保険料額（月額）	4,500 円	81.2%

（1円未満の端数処理がされています）

介護保険事業の標準給付費と地域支援事業費の見込額の合計に、第1号被保険者の負担割合（23％）を乗じたものが保険料額の基本となり、それに対して調整交付金等により保険料の上昇を抑制します。

○ 保険料収納必要額について

第1号被保険者の介護保険料を設定するにあたり、まず、令和6～8年度の介護保険事業の円滑な運営に必要な「保険料収納必要額」を算出します。

「保険料収納必要額」は次の算式により算出されます。

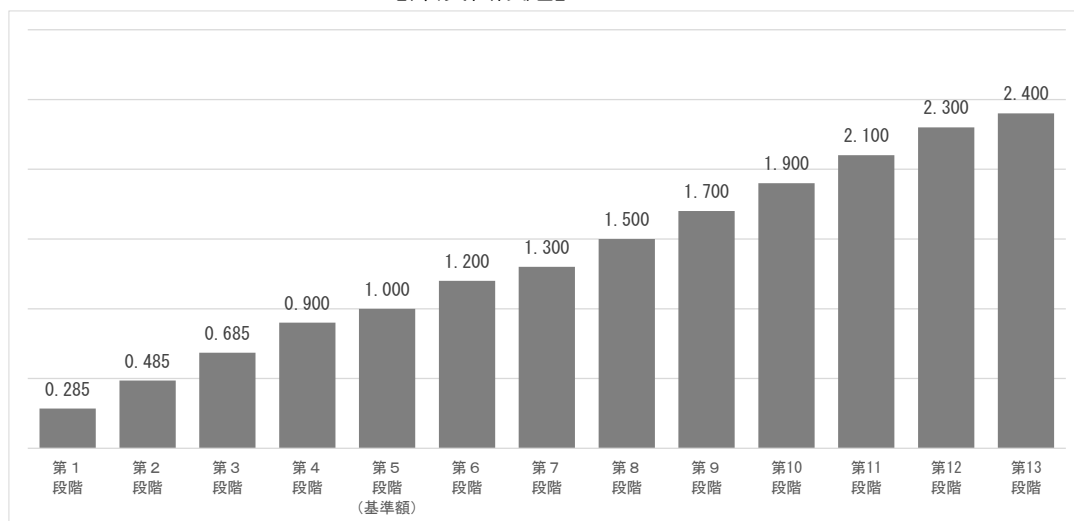
保険料収納必要額	=	第1号被保険者負担分相当額
	+	調整交付金相当額
	-	調整交付金見込額
	+	財政安定化基金拠出金
	-	介護給付費準備基金取崩額
	+	市町村特別給付費

○ 所得段階別保険料率の設定

第8期では所得段階を9段階としていましたが、国から示された「介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることとしました。」を踏まえ、第9期については、国の標準段階に合わせた13段階とします。

第8期に引き続き、低所得者（世帯非課税）の介護保険料の負担を軽減する目的で、第1段階～第3段階の基準額に対する割合が引き下げられます。

【保険料段階】



※低所得者軽減反映後

○ 介護保険料（月額）について

介護保険料（月額）は、保険料収納必要額等に基づき算出され、算式は次の通りです。

$$\begin{array}{rcl}
 \boxed{\text{介護保険料（月額・基準）}} & = & \boxed{\text{保険料収納必要額}} \\
 & \div & \boxed{\text{所得段階別被保険者数}} \\
 & \div & \boxed{\text{予定保険料収納率}} \\
 & \div & \boxed{12\text{か月}}
 \end{array}$$

上記の算式により算出された介護保険料が、第9期（令和6～8年度）の保険料となります。

【第9期介護保険事業計画における介護保険料】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
所得段階別被保険者数	2,963 人	2,933 人	2,908 人
予定保険料収納率	99.0%		
第9期 介護保険料（月額・基準額）	4,500 円		

第9期の介護保険料（月額・基準額）は 4,500 円となります。

(2) 所得段階別保険料

所得段階	対象者	基準額に 対する割合 (カッコ内は 軽減後)	年額保険料 (カッコ内は 軽減後)	月額保険料 (カッコ内は 軽減後)
第1段階	生活保護費を受給されている方又は町民税世帯非課税かつ老齢福祉年金を受給されている方、町民税世帯非課税かつ本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.455 (0.285)	24,576円 (15,396円)	2,048円 (1,283円)
第2段階	町民税世帯非課税かつ本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	0.685 (0.485)	36,996円 (26,196円)	3,083円 (2,183円)
第3段階	町民税世帯非課税で本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方	0.69 (0.685)	37,260円 (36,996円)	3,105円 (3,083円)
第4段階	本人が町民税非課税で本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.90	48,600円	4,050円
第5段階 (基準段階)	本人が町民税非課税で本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方	1.00	54,000円	4,500円
第6段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が120万円未満の方	1.20	64,800円	5,400円
第7段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	70,200円	5,850円
第8段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	81,000円	6,750円
第9段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	91,800円	7,650円
第10段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	102,600円	8,550円
第11段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	113,400円	9,450円
第12段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	124,200円	10,350円
第13段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が720万円以上の方	2.40	129,600円	10,800円

第9期の第1号介護保険料については、保険料基準額をベースとして、第1号被保険者の課税状況や所得状況、世帯の課税状況等に基づいて、所得段階別保険料を上記の通り設定します。

第6章 計画の推進にあたって

1. 推進体制

本計画の目指す姿である「ともに支え合いながら、一人ひとりがその人らしく、幸せを感じながら、安心して暮らしていくことができるまちの実現」のため、町や事業者、地域、町民等が協働し、それぞれが役割を果たしながら、計画の推進を図ります。

(1) 役割分担の明確化

① 大江町の役割

国等における制度改正や高齢者を取り巻く環境の変化、ニーズの多様化など、時代に応じた様々な課題への対応が求められています。そのため、今後も、高齢者のニーズの的確な把握に努めるとともに、事業者、地域、町民等との連携を強化しながら、施策の推進を図ります。

② 事業者の役割

超高齢社会の進展に伴い、介護（予防）サービスや各種高齢者福祉施策の充実がより一層求められることとなります。そのため、地域の一員として、行政や関係機関等との連携を図りながら、介護・福祉サービスの充実に努めます。

③ 地域の役割

高齢者ができるだけ住み慣れた地域で生活を続けられるようにするためには、地域の主体的な取組に基づいた支援やサービスの提供が必要です。そのため、地域の支え合い活動等を通し、地域全体で高齢者の安心・安全な暮らしを支援します。

④ 町民の役割

要介護状態にならないよう、自ら健康づくりや介護予防に取り組むとともに、要介護状態になった場合でも、有する能力の維持向上に努めます。また、地域住民の一員として、互いに見守り、支え合いながら、高齢者が安心・安全に暮らせる地域づくりに努めます。

(2) 一体的な保健福祉サービスの提供体制の整備

① 国・県との連携

本計画の推進にあたっては、国や県と密接な連携を図りながら、施策の実行に努めます。

また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対して必要な要望を

行うとともに、行財政上の措置を要望していきます。

② 庁内組織との連携

本計画において求められる取組は福祉分野に限られるものではなく、様々な分野において適切な取組を実施することが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって推進する計画として位置付け、計画の進行管理については、関係各課等との幅広い連携を図り、町全体で取り組んでいきます。

③ 関係機関・団体との連携

制度の谷間にあって対応できない困難ケースや、公的な福祉サービスだけでは対応しきれない地域の多様なニーズについて、積極的に課題を発見し、解決していくため、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等との連携を図っていきます。

④ 保健・医療・介護・福祉の連携

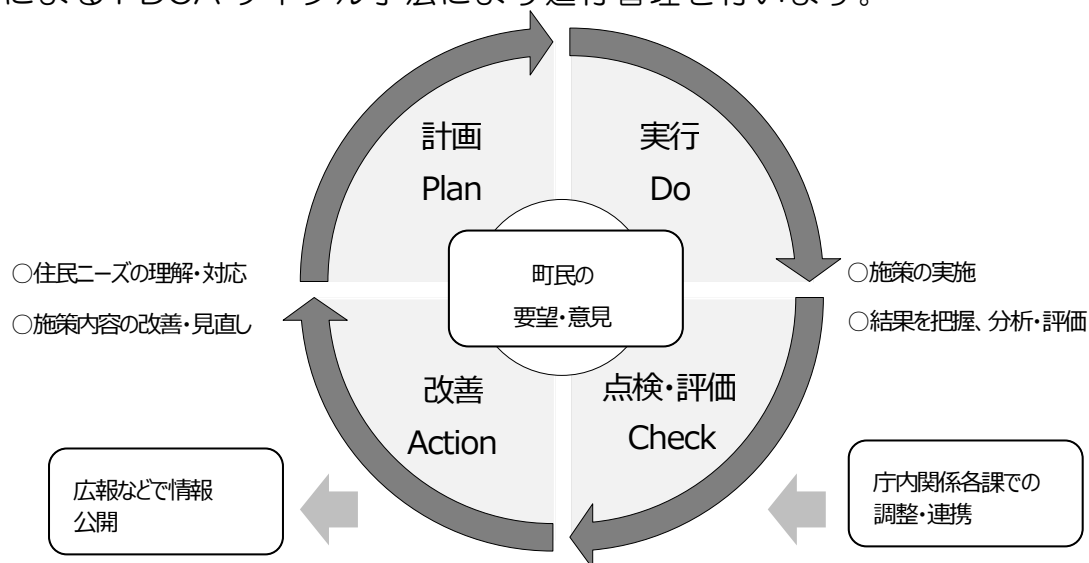
サービス利用者の需要に的確に対応するために、保健・医療・介護・福祉の連携を強化し、それぞれの機能と役割を十分踏まえたうえで、効率的・効果的なサービスを提供します。今後も、連携を密にし、事業を実施していきます。また情報提供や周知に努めます。

2. 進行管理

(1) 計画の進行管理体制

大江町老人福祉計画及び介護保険事業計画策定協議会において、本計画の進捗状況を検証・評価して本計画の推進を図るとともに、地域包括支援センター運営協議会等と連携して適切な進行管理を図ります。

また、計画の推進にあたっては、本計画の目指す姿の実現に向けた目標の達成状況や各施策の進捗状況を把握し、Plan（計画の策定・見直し）、Do（施策の実施・運用）、Check（施策の評価）、Action（検討・改善）によるPDCAサイクル手法により進行管理を行います。



(2) 計画の実施状況の公表

計画の進行管理として定期的実施する実施状況や計画の達成状況、介護保険の運営状況などの点検・評価について、定期的に公表し、本計画に対する住民の理解を深められるように努めるとともに、進捗に問題や課題がある点については、改善に向けた対応策の検討につなげていきます。

(3) 計画の普及・啓発

本計画の取組が、実質的に高齢者の生活を支えるものとなるためには、その主旨や仕組みを広く町民に理解してもらい、積極的に活用してもらうことが重要です。

そのため、広報等多様な手段により、計画の普及・啓発を図り、高齢者福祉施策、介護保険事業への理解を深め、積極的な住民参加と施策の活用促進に努めます。

資 料

大江町老人福祉計画及び介護保険事業計画策定協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する大江町老人福祉計画の策定及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する大江町介護保険事業計画の策定のため、大江町老人福祉計画及び大江町介護保険事業計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置するとともに、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 協議会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 大江町老人福祉計画の策定に関すること。
- (2) 大江町介護保険事業計画の策定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会の委員は、保健福祉施設関係者、福祉団体関係者、地域代表者及び学識経験者等で構成し、町長が委嘱する。

2 協議会に会長を置き、委員の互選により決定する。

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年以内とし、町長が定める期間とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

大江町老人福祉計画及び介護保険事業計画策定協議会委員名簿

No.	所属・職名	協議会職名	氏 名	備 考
1	総合福祉施設 らふらんす大江 施設長		鈴木 芳夫	保健福祉施設関係者
2	特別養護老人ホーム大寿荘 荘長		高橋 真	〃
3	大江町社会福祉協議会 副会長	会長	鈴木 俊雄	福祉団体関係者
4	大江町民生児童委員協議会 高齢者部会長		渡邊 定男	〃
5	大江町区長会 副会長		小林 勇吉	地域代表者
6	大江町老人クラブ連合会 会長		駒林 義雄	〃
7	大江町医歯会会長		白田 一誠	学識経験者

事 務 局

No.	職 名	氏 名	備 考
1	大江町健康福祉課 課長	伊藤 修	兼) 地域包括支援センター長
2	課長補佐 (保健衛生担当)	武田 紀子	
3	福祉主査兼係長	細谷 昌克	
4	福祉係 主任	結城 翔太	兼) 地域包括支援センター主任
5	福祉係 主任	類頼 美幸	兼) 地域包括支援センター主任
6	地域包括支援センター係長	京谷 幸子	
7	地域包括支援センター介護支援専門員	荒木 静香	
8	大江町税務町民課 課長補佐 (町民税・国保担当)	伊藤 美幸	

第10期大江町老人福祉計画
第9期大江町介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

編集	大江町 〒990-1101 山形県西村山郡大江町大字左沢 882-1 T E L : 0237-62-2285
----	--